

平成30年第3回定例会

長柄町議会会議録

平成30年 9月25日 開会

平成30年 9月26日 閉会

長柄町議会

平成30年長柄町議会第3回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号（9月25日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議席の指定及び一部変更	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の所信表明	9
○一般質問	16
三枝新一君	16
鶴岡喜豊君	33
本吉敏子君	46
川嶋朗敬君	65
山根義弘君	78
○会議時間延長の件	91
○散会の宣告	92

第2号（9月26日）

○議事日程	93
○出席議員	93
○欠席議員	94

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	94
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	94
○開議の宣告	95
○諸般の報告	95
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
○議案第2号、報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	98
○議案第3号～議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
○請願第1号の上程、説明、採決	125
○日程の追加	127
○発議案第1号の上程、説明、採決	127
○閉議及び閉会の宣告	128
○署名議員	129

平成30年長柄町議会第3回定例会を次のとおり招集する。

平成30年8月29日

長柄町長 清 田 勝 利

1 期 日 平成30年9月25日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	川 嶋 朗 敬 君	2 番	鶴 岡 喜 豊 君
3 番	池 沢 俊 雄 君	4 番	三 枝 新 一 君
5 番	山 崎 悦 功 君	6 番	本 吉 敏 子 君
7 番	山 根 義 弘 君	8 番	古 坂 勇 人 君
9 番	関 民之輔 君	10 番	神 崎 好 功 君
11 番	星 野 一 成 君	12 番	月 岡 清 孝 君

不応招議員（なし）

平成30年長柄町議会第3回定例会会議録

議事日程(第1号)

平成30年9月25日(火曜日)午前10時開会

日程第 1 議席の指定及び一部変更

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 諸般の報告(議長の報告)

(長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告)

日程第 5 町長の所信表明

日程第 6 一般質問

出席議員(12名)

1番	川嶋朗敬君	2番	鶴岡喜豊君
3番	池沢俊雄君	4番	三枝新一君
5番	山崎悦功君	6番	本吉敏子君
7番	山根義弘君	8番	古坂勇人君
9番	関民之輔君	10番	神崎好功君
11番	星野一成君	12番	月岡清孝君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	総務課長	蒔田功君
企画財政課長	白井浩君	税務住民課長	大塚真由美君
健康福祉課長	若菜聖史君	建設環境課長	内藤文雄君
産業振興課長	石井正信君	会計管理者	石井和子君
教育長	佐川和弘君	学校教育課長 兼給食センター長	豊田武文君

生涯学習課長
兼公民館長

松本昌久君

選挙管理
委員会
書記
委員長

蒔田功君

農業委員会
事務局
長

石井正信君

代表監査委員

風戸不二夫君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

森田孝一

議会書記

長 篤 保 憲

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成30年長柄町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議席の指定及び一部変更

○議長（月岡清孝君） 日程第1、議席の指定及び一部変更を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、今回当選された山崎悦功君の議席を5番に指定いたします。

議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。変更した議席は、お手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡清孝君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

9番 関 民之輔 君

10番 神 崎 好 功 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（月岡清孝君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月25日から26日までの2日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から26日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

陳情が2件提出されました。議会運営委員会で協議した結果、審議保留となりました。印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、町教育委員会から、平成29年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価についての報告がありました。印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

また、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会議員であります池沢俊雄君より報告があります。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員、池沢俊雄君。

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（池沢俊雄君） 皆さん、おはようございます。3番、池沢でございます。

本日は、第3回議会定例会の傍聴にたくさんの皆さんにお越しいただきまして、ありがとうございます。

報告の前に、さきの町長選挙におきまして2期目の再選を果たされました清田町長に対しまして、心からお祝いを申し上げます。長柄町の発展並びに町民生活全般におけるさらなる飛躍に向けて、これからの町政運営のかじ取りをご期待申し上げます。

それでは、平成30年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会臨時会並びに第2回議会定例会の議会報告をさせていただきます。

初めに、平成30年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会臨時会は、7月13日に開会し、承認1件及び議案3件を審議し、同日閉会しました。

開会前に、新議員の紹介で、長生村議会議長の交代により、長生村議会議長職議員として矢部眞男氏、議会選出議員として阿井市郎氏が、平成30年5月9日付で広域議員となりました。また、茂原市議会議長の交代により、茂原市議会議長職議員として三橋弘明氏が、平成30年6月21日付で広域議員となりました。

次に、議長の選挙で、一宮町議会議長職議員、吉野繁徳氏が組合議会議長に選出され、また副議長の選挙で、茂原市議会議長職議員、三橋弘明氏が組合議会副議長に選出されました。

以下、審査の結果を報告いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容といたしましては、茂原市に準じた給与体系をとっている広域組合の一般職の給与水準の適正化を図るための給料月額独自削減について、平成30年度においては、6級以上の管理職について給料の1%削減を実施するため、条例の所要の改正をしたものです。

次に、議案第1号 契約の締結についてでございます。内容としては、し尿処理場解体工事を1億9,872万円で、一宮町一宮3178番地、片岡工業株式会社と契約するものでございます。

次に、議案第2号、同じく契約の締結についてでございます。内容といたしましては、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事を29億9,160万円で、東京都品川区南大井六丁目26番3号、日立造船株式会社東京本店と契約するものでございます。

次に、議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。内容として、議会選出監査委員の退任に伴い、白子町議会議長職議員の板倉正道氏を選任するものでございます。

これら全議案とも原案のとおり承認、可決、同意されました。

次に、平成30年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の報告をさせていただきます。

8月28日に開会し、各会計の決算認定案4件及び議案4件を審議し、同日閉会しました。審議の結果をお知らせいたします。

認定案第1号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。内容といたしましては、歳入総額72億386万6,612円、歳出総額69億5,110万6,887円の決算について認定を求めるもので、以下の3会計ともども決算審査特別委員会に審査を付託されました。

次に、認定案第2号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算の認定についてでございます。内容といたしまして、歳入総額1億5,858万7,369円、歳出総額1億5,160万2,421円の決算について認定を求めるものでございます。

次に、認定案第3号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計決算の認定についてでございます。内容は、水道事業収益48億3,812万7,815円、水道事業費用47億4,674万3,108円、資本的収入6億9,025万1,365円、資本的支出15億2,330万9,725円の決算について認定を求めるものでございます。

次に、認定案第4号 平成29年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算の認定についてでございます。内容は、病院事業収益34億3,431万3,656円、病院事業費用35億6,892万3,423円、資本的収入2億1,744万5,120円、資本的支出3億7,573万3,743円の決算について認定を求めるものでございます。

次に、議案第1号でございます。平成30年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)。内容は、非常備消防施設費での消防機庫新築及び消防ポンプ自動車購入の見送り等に伴い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,316万円を減額し、歳入歳出予算の総額を56億6,149万1,000円とするものでございます。また、地方債補正で、消防施設整備事業の起債限度額を8,020万円に減額するものです。

次に、議案第2号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第1号)。内容といたしましては、九十九里地域水道企業団から、重要な資産(茂原調整池)を無償取得するため、地方公営企業法第33条第2項の規定により、予算で定めるものでございます。

議案第3号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容は、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物を公表することにより、利用者などの防火安全に対する認識を高めるとともに、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資するために、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第4号 教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。内容は、現教育長である内田達也氏が8月31日をもって任期満了となるので再任をするものでございます。

以上、これらを審議し、認定案第1号から第4号は、決算審査特別委員会に付託され、継続審査となりました。ほかの全議案は、原案のとおり可決、同意をされました。

以上で、平成30年長生郡市広域市町村圏組合第1回議会臨時会並びに第2回議会定例会の報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） ご苦勞さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の所信表明

○議長（月岡清孝君） 日程第5、町長の所信表明を行います。

清田町長より所信表明を述べたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） おはようございます。

傍聴の皆様、早朝よりご苦勞さまでございます。ありがとうございます。

本日、平成30年第3回長柄町議会定例会の開会にあたりまして、これから4年間にわたる2期目の町政運営に対する所信の一端を申し述べる機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、このたび、議員の皆様をはじめ、多くの町民の皆様から温かいご支援とご厚情を頂きまして、再び町長に就任させていただきました。このことにつきましては、この上ない光栄でありますとともに、ここに深く感謝申し上げます。このたびの選挙を通しまして、謙虚に過去の4年間を総括しながらも、初心に帰り、長柄町7千町民のために、決意も新たに全力で取り組む覚悟でございます。

私は、私たちの大好きな「ふるさと長柄」をもっと元気にしたい、良くしたいという切なる思いを胸に、1期4年間、町民の皆様の声はこの耳で聴き、地域の絆を全身で感じて、地方自治の一端を担ってまいりました。そして、先輩方が築いてこられた「ふるさと長柄」を新たな流れをもって、さらに発展させるべく、このたびの選挙においては、「継続は力」の

スローガンのもと、現在の長柄町第4次総合計画、まちづくりの基本計画に沿って、今後の4年間、「目標」を掲げたところでございます。

これより、その一端を申し述べさせていただきます。

初めに、「基本姿勢」について申し上げます。

ご承知のとおり、日本の人口は、2008年のピークから一転、減少の時代を迎え、今まさに「人口減少社会」の真ただ中であり、しかもその減少幅は年々拡大しております。

長柄町におきましては、「国立社会保障・人口問題研究所」によれば、2060年、平成72年の人口は、「3,276人」と、驚くべき推計値が示されております。この人口推計値を「とにかく改善しなくては」との思いから策定したものが「まち・ひと・しごと創生総合戦略」であり、「長柄町版大学連携型生涯活躍のまち構想」であります。

「生涯活躍のまち構想」は、千葉大学、リソルホールディングス株式会社との産・学・官の包括連携により、それぞれの強みや特性を掛け合わせ、健康寿命の延伸や本町への人の流れを促し、加えて産業振興や雇用創出、地域活動への参加の促進、地域医療連携による安心の医療・介護体制、本町の主産業であります農業を通じた「生きがい」を創出・提供するなど、町の諸課題の大部分に連動する、まさに地方創生、地域再生事業となるものと確信しております。そして、この生涯活躍のまち事業を包含した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を今後着実に一つひとつ実現してまいります。

それでは、この基本姿勢を具現化するために、私の4年の任期の中で取り組む「主な施策」について、総合計画の6本の柱に沿って申し上げます。

初めに、「自然とともに生きる快適なまちづくり（基盤の整備）」ですが、町民の皆様の生活環境に最も密着した「社会基盤」である道路の整備につきましては、引き続き（仮称）茂原長柄スマートインターチェンジアクセス道路整備事業及びスマートインターチェンジ周辺道路整備事業等、圏央道とアクセスする関係道路の整備を実施してまいります。

また、スマートインターチェンジの整備・開設を受けて、観光や企業立地など、飛躍的な時間短縮から生まれるさまざまな期待に対し、その受け皿となる道路体系を確立するため、日吉誉田停車場線をはじめとした周辺の県道整備について関係機関に強く働きかけてまいります。

地籍調査事業では、国の予算配分の関係から、現在、若干の遅れが生じております。しかし、一年でも早く念願の全町完了となるよう、今後も事業費確保について、国・県に対しまして、積極的に働きかけてまいります。

もう一点、本町唯一の公共交通であるバス交通について、町民の交通手段を維持確保すること、また、兼ねて「出かけやすさ」の視点から、外出支援策として、学生及び65歳以上の方の定期、または回数券の半額助成を本年度から始めました。昨年秋に事業化いたしました高齢者等外出支援タクシー助成事業と併せまして、買い物・通院など、町民の利便性の向上を目的としたものであります。

「公共交通を守る」という部分と町民の「足」、「利用しやすさ」、「住みやすさ」の双方の視点から、対象枠の拡大など、本事業を検証しつつ推進してまいりたいと考えております。

次に、「人が健康で支えあうまちづくり（保健・福祉の充実）」では、まず、健康づくりの取り組みに応じたポイントを付与する「健康ポイント事業」に関しましては、昨年秋に試行導入し、今年度、参加者の拡大を目指しており、町民の健康管理に係る動機づけ、また、自発的な取り組みを促進するものでもあります。広く町民の健康づくりに寄与できるよう、一層の周知、啓発に取り組んでまいります。

なお、この事業は、「生涯活躍のまち」の連携・協力事業体である千葉大学にも係わっていただいております。

特に、千葉大学予防医学センターにおきましては、参加者のデータの学術的な効果検証までを継続して行うなど、活動と実証により、その成果を町に再び還元するといった波及効果が期待されます。したがって、まず続けること、そしてできる限り多くの町民に参加していただくこと、できることならば、全ての町民が参加するというところに力を入れてまいりたいと思います。

さらに、介護予防事業では、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように、介護予防出張教室をはじめとする各種サロン活動などの取り組みについて、社会福祉協議会との協働体制のもと、今後も積極的に推進し、地域包括支援体制の一層の充実を図ってまいります。

次に、「人が生き生きと輝くまちづくり（教育・文化の充実）」では、まず、学校教育では、確かな学力、豊かな心、健やかな体、この3つの生きる力をバランスよく育成することを基本と考えております。

とりわけ事業として復活させた「中学生国際交流事業」を今後も推進してまいります。子供たちが異文化に対する理解と認識を深め、外国の人々と交流を行うことにより、言語や生活・習慣等の相違を超えた心と心のふれあいをもたらす、国際社会に貢献する豊かな人間形成を行います。

また、日ごろから外国人と直接コミュニケーションすることを通じて、言語はもとより、文化などについても体験的に理解を深め、自らとの違いに気づき、慣れ親しむ環境をつくることから、外国語指導助手、ALTの増員を図ってまいります。

また、本年度から開始した「英語や漢字の検定料の補助」を継続し、子どもたちの学ぶ気持ちや達成感を牽引する一助といたします。

公民館の建設につきましては、現在の建物の老朽化の問題から「できるだけ早く新たな施設建設を」との方向に変更はございません。町議会とよく相談をしながらしっかりと進めてまいりたいと存じます。よろしく願いいたします。

そして、町民が生涯にわたって学習活動へ参加する仕組みや環境の整備に努めてまいります。充実した人生を送るために、楽しく学ぶこと、また学び続けることが生涯学習と考えます。私たちは、生涯学び続けることが大切なことであり、「できたらそうしたい」と願っているものの、なかなか行動に結びつかないというのが実情で、その環境の改善といった視点からも新公民館の役割は大変大きいものと思っております。

高齢者の皆様におかれましては、生涯学習活動に参加することによって地域に積極的に出てきていただき、人との関わりを持つことにより、さまざまな病気のリスクからの予防効果が生まれるものと期待するものでもあります。

今後、千葉大学予防医学センターと協力し、生涯学習活動への参加が認知症や転倒の予防に有効であることを産・官・学連携で実証し、その成果を発信することで町民の参加を促す形となるなど、「生涯活躍のまち事業」としての連動を図ってまいります。

次に、「人がうるおう美しく安全なまちづくり（生活環境の整備）」では、まず、防災関係で、災害時の情報収集及び伝達手段の確保を図ることなどから「町民いこいの家」に無線LANを設置するほか、指定避難所の環境整備を推進いたします。

一昨年から地方創生関連で取り組み始めました、いわゆる「移住定住推進事業」は、空き家バンク制度のさらなる充実や一定期間本町に移り住む「お試し居住」、また、都市部でのプロモーション活動や情報発信など、県内外のイベントなどにも積極的に参加し、長柄町の魅力を広く多くの方に発信してまいります。

さらに、内閣府の「地方創生人材支援制度」を活用し、4月から非常勤特別職で勤務いただいている「タウンアドバイザー」を継続し、「生涯活躍のまち」に係るマネジメントやアドバイスをお願いするとともに、国、県、千葉大学及び民間事業者等の「外」と役場の「中」をつなぐコーディネーターとして今後も期待するものであります。

次に、「人と自然が創る豊かなまちづくり（産業の振興）」では、本町の魅力の一つである「美しい田園風景」と「里山の景観」を子や孫に引き継ぐために努力していく、そして残していく、そうしなければなりません。そして、鳥獣被害防止対策事業であります、いわゆる有害獣の被害に対しましては、捕獲・防護の両面において、国・県の補助制度を活用する中、町の単独補助事業も上乘せし、一層の被害防止対策に努めてまいります。

次に、耕作放棄地についてであります、後継者不足の問題や営農条件の悪さなど、さまざまな要因によって耕作放棄地が年々増加の傾向にあり、これまでに農業委員会と連携して新規農業者につなぐなど、既に取り組んでいるものの、なかなか現実には厳しいものがあるということも承知しております。

今後、担い手について情報量が多く、また知見のある千葉県農業者支援センターや「JA長生」と連携していくなど、模索しながら問題解決に努めてまいります。

また、関連して、耕作放棄地、離農、担い手不足、高齢化など、本町の農業を取り巻く諸問題に対し、現在の営農組合方式だけでは解決の方向性が見えてこないこと、私は感じております。

営農組合が受託している農地は、比較的広範囲で町内に散在しているといった状況で、それゆえ多くの町内の農地が保全されているわけでありまして、組合の意義は極めて深く、敬意を表するものでもあります。しかしながら、一方で、営農組合の働き手の高齢化や慢性的な人手不足は常態化しつつあり、閉塞感が否めないのも事実ではないかと考えます。

そこで、集落営農組合、または集落営農方式の導入、推奨となります。

集落を単位とした営農組織、いわゆる集落営農の歴史は長く、今さら先駆的事業のようなことを申すつもりはございません。農地集積はもとより、農業機械や施設の共同利用、また共同作業など、この方式の合理性など、メリットは言うまでもなく、全国的にも既に主流の営農方式と言えます。しかしながら、本町においては、「なかなかできなかった」ことも理解しております。

自治会単位、大字単位など、その規模はさまざまであろうかと思いますが、要は、「地域のごときは地域で」、この合言葉をもとに、元気のある農家、定年間もない力、地域の若者、そして女性・高齢者の役割分担を明確にして、意欲を高める農業形態、集落営農方式をぜひ本町内で幾つか立ち上げ、その先行事例を検証しつつ、将来は町内全域に拡大していくよう努めてまいります。

次に、「町民が主役となる開かれたまちづくり（地域・行財政の充実）」では、町民に求

められるものは、まず第一に、信頼される公正で効率的な行政の実現であります。限られた経営資源を効率的で効果的に活用する行財政改革を進め、町民満足度の向上を図ってまいります。

一昨年には、役場組織体制を平成20年度からの大課制から、課制に変更いたしました。

今後も町民にわかりやすい組織となるよう、また行政サービスの向上につながるよう検証しながら一層の取り組みを行ってまいります。

財政面については、安定した財政基盤の確立に努めてまいります。

そのほか、何点か申し上げます。

児童公園の建設、また小中一貫型校の検討を開始することも今回目標とさせていただきます。

児童公園は、本町に住む全ての人が「住んでよかった」、「住み続けたい」と思える町に進化していく上でも人々が集まり、語り合える「ふれあいの場」となることのほか、何より本町が、より一層子育てのしやすい町として進んでいく上で、子供たちの「遊び場づくり」はもちろんのこと、親世代、祖父母世代「コミュニティの形成の場」となることも大いに期待できます。

場所は、現在のこども園の南側、旧昭栄中学校の跡地を候補地とし、こども園と一体的な利用を可能としたいと考えております。

もう一点、子供の数の減少によって、本町の小学校を再び統合し、1つにしなくてはならないというこの問題は、避けて通れないものと理解しております。また、議論の中で、近年増加している「小中一貫校」また「小中一貫型校」、いわゆる「義務教育諸学校」についての議論、検討も必要と考えます。

いずれにいたしましても、「郷土長柄の将来を担う子供たちのために」、本町の児童・生徒の教育環境、育ちの環境の充実を第一とし、教育委員会のご意見を伺いまして、そして議論を深めながら検討してまいります。

最後に、「東京2020オリンピック・パラリンピック大会」に向けた国際交流の推進であります。

「魅力あるまちは、文化・音楽・スポーツの力で生まれる」と言われます。幸いにも本町には、リソル生命の森というすばらしいキャンプ候補地があります。

「長柄町の子供たちに夢を」との思いから、2020を契機にした町のスポーツ振興、また海外選手と一体となったお祭りやイベントの開催を通しての新しい価値の創出など、二度とな

いこの機会を捉え、一昨年よりリソルとの強い協力関係の下、積極的に関係国に対し、働きかけをしてまいりました。この8月には、世界女子ソフトボール選手権大会の出場国、南アフリカ共和国が来町され、短い滞在期間ではありましたが、長柄中学校の生徒などと交流を図ることができました。

今後も日本開催の国際大会の出場国のキャンプ等、誘致に向け、千葉県・関係市及びリソルとともに積極的に取り組んでまいります。

結びにあたり、本町は千葉県の「ど真ん中」に位置しております。

首都圏の環状道路である首都圏中央連絡自動車道は、外側の都市と都市をつなぐことはもとより、東京都心と近隣県、また全国を結んでおり、数年後には全線につながります。そして、本町の新しい玄関口にもなるでありましょう、インターチェンジも1年半後に開設されようとしております。町と町を取り巻く周辺環境が、がらりと変わる4年間と心得ております。

そのような意味からも改めて「気を引き締め直し」決意新たに町づくりに邁進してまいります。そして、町民の皆様へ、長柄町に住んでよかった、いつまでも住み続けたいと思っていただける「まち」となるよう、町民や議会の皆様とともに手を携え、夢を語り合いながら、また知恵を出し合いながら全力を傾注してまいり所存でございます。

どうか、町民の皆様をはじめ、議員各位のご理解とご指導、ご鞭撻を賜りまして、従前に増してのご支援とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

以上で、私の所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で町長の所信表明を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は10時45分からといたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時45分

○議長（月岡清孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第6、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、本定例会は一問一答方式と従来方式の選択制を採用することとし、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また通告以外のごことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、一問一答方式を採用する場合は、質問、答弁を含めて60分以内で終わるようご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

◇ 三 枝 新 一 君

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） おはようございます。4番、三枝でございます。

傍聴の皆様、早朝のお忙しい中、また雨による足元の悪い中、おいでいただきありがとうございます。本日の傍聴の方々の多さには大変驚き、緊張してございます。

私の議員としての任期も残すところあと9カ月余りとなりました。一般質問ができる回数は、今回含めまして12月、来年の3月、6月の4回となります。残された任期中、町民目線からできるだけ多くの質問をしていくつもりでございます。皆様方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

関東では、7月が、雨が少なく暑い日が続きました。西日本では、6月28日から7月8日にかけて台風7号及び梅雨前線による集中豪雨があり、広島県では死者・不明者114人、岡山県では死者・不明者64人、四国の愛媛県では死者・不明者27人など、多大なる被害が出ました。その後、9月4日に台風21号が四国の徳島に上陸し、日本海に抜けました。その際、高潮と強風により関西空港の滑走路が水没し、連絡道路にタンカーが衝突し、約8,000人の方々が空港内に足止めされたことは記憶に新しいところでございます。

また、2日後、深夜3時7分、北海道厚真町を震源とする震度7の地震が発生しました。北海道での震度7を観測した地震は初めてだそうです。震度7を観測した厚真町の

航空写真を見まして、啞然としました。山々の滑落、今まで見たことのない光景でありました。自然災害の恐ろしさを改めて感じました。

災害は忘れたころにやってくると申しますが、私は、災害は必ずやってくると思っております。災害が来たときに被害を最小限にするよう、日々の対策が改めて必要と思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

1項目め、新公民館建設事業についてですが、平成29年1月20日、新公民館建設が旧昭栄中跡地に決まり、1年半が経過しておりますが、現在の進行状況が定かではありません。

そこで、2点伺います。

1点目、現状の進行状況はどうか伺います。2点目、今後の進行スケジュールはどうなっているのか伺います。

次に、2項目め、C R C事業の進行状況についてですが、この質問は、前回の議会定例会の一般質問でお聞きしたかったのですが、タイムアップとなり、質問ができませんでしたので、再質問とさせていただきます。

1点目、前回、町長の一括答弁で、7月下旬開催予定の推進協議会の結果を伺います。

2点目、推進協議会の結果を踏まえて、今後どのように進むのか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 三枝議員のご質問にお答えいたします。

まず、1項目めの公民館建設の現在の状況であります。昨年6月、新公民館建設測量業務として、旧昭栄中跡地の測量業務を発注し、地形測量及び境界立ち会いなどを実施、本年3月末に業務完了となりました。本年度に入り、5月23日の議会説明会におきまして、事業の進捗状況のほか、報告とその他協議をさせていただいたところであります。

その際、本年2月に供用を開始した「市原市役所防災庁舎建設事業」を例に、コンストラクション・マネジメント、いわゆるCM手法による事業マネジメントについての説明をさせていただき、当該手法を検討していくことで、議会のご了解をいただいたものと執行部としては認識しております。

この方法は、コストの縮減、工期短縮、職員のスキル不足に対するテクニカルなマンパワーの支援、事業全体の要求品質の確保など、その導入のメリットは極めて大きいものと認識しております。一方で、その利点を得るための委託料が当然伴うことから、現在は、本町の

ケースにおいて、どの程度の費用となるか、その概算の見積りを依頼している状況であります。

次に、今後の事業進行のスケジュールにつきましては、まず見積りが提出され次第、早急にCM手法に係る委託金額をお示しした上で、この手法により事業をスタートしてよろしいか協議をさせていただきたいと存じます。

その先のスケジュールですが、仮にCMの手法により事業を進めるとした場合、初めにCM会社を決定するためのプロポーザルを実施することとなります。決定後、本格的な事業のスタートになりますが、参考までに市原市の防災庁舎の例で申し上げますと、竣工・引き渡しまでに、丸5年を要しております。建築物の規模・構造なども違うことから、本町の公民館のケースは、もう少し事業期間の短縮が図れるものと想定しております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2項目めのCCRC事業であります。まず、現在の進行状況は、本年7月31日に、第4回長柄町生涯活躍のまち推進協議会を開催し、内閣府へ申請する「地域再生計画の内容」及び各事業の進捗状況について報告が行われ、再生計画につきましては、その場で了承されました。その後、去る9月10日、内閣府地方創生推進事務局に対しまして申請し、その内容は受理されました。今後、国における審議を経まして、年内には連絡があるものと聞いております。

次に、今後についてですが、今年度中に地域再生計画として国に認められた場合であります。来春、事業実施に係る推進交付金の申請を行います。事業の例といたしましては、農産物や加工品などの特産品開発や健康ポイントのシステム改修、リソル生命の森が行うスポーツ・健康増進イベントなどの支援が挙げられます。

いずれにいたしましても、事業の推進にあたりましては、今後も推進協議会にお諮りし、ご意見を頂戴しながら進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、三枝議員の質問にお答えいたします。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでは、自席より失礼し、一問一答の質問に入ります。

本題に入る前に、先ほどお話がありましたけれども、このたびの町長選におかれまして、清田町長の2期目当選にあたり、お喜び申し上げます。おめでとうございます。これから4年間、長柄町政は、清田町長に委ねられました。人口減少問題等、本町に課せられました問題は山積されております。清田町長のリーダーシップにより、一つ一つの諸問題をクリアさ

れることを願ってやみません。どうか、町長も先ほどおっしゃっていましたが、町民が長柄に住んでよかったと思えるような町政運営をよろしく願いいたします。共にやっていきたいと思っておりますので。

それでは、1項目めの新公民館建設事業についてですが、何点か確認事項がございます。イエスカノーでお答えください。

1点目、新公民館は昭栄中跡地と決定されたと認識しておりますが、間違いございませんか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

昨年の段階で、公民館の位置につきましては、意向を受けて、今後、昭栄中学校の跡地で検討するというので決定をしております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

2点目、新公民館は、公民館と学童クラブの複合施設で間違いありませんか。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） その点につきましては、これまでの経緯の中でも何度か触れてきたと思いますけれども、有利な補助制度、起債事業を受けるということの前提といたしまして、施設の複合化、これが大前提の条件になるということでもございました。今の、現在の公民館の脇の旧長柄保育所で行われております学童保育をやっている施設、その場所に公民館を建てるということになれば複合施設ということになりますので、今申し上げております適正管理事業債という約50%近くのお金をもらえるこの事業でやっていきたいというふうに考えて、これまで説明をしてきたものでございます。

新たに昭栄中学校の跡地ということになりますと、この複合につきましては、何と何を複合化するのか、集約化するのか、その点から、まずもう一度ゼロから話を煮詰めていかなきゃいけないのかなというふうに考えておりますので、その点につきましても今後の基本構想、基本計画、この段階から取りかかることになろうかと思っておりますので、現在は、長柄町議会と私ども執行部のほうで協議をし、進めるということになっておりますので、その段取りをとっていきたいというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ちょっとその答弁について、また後で質問したいと思います。

3番、新公民館の建設場所は執行部に一任されていると思いますが、昭栄中の跡の、どの場所に建てるか、まだ決まっていませんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 私のほうの認識では、執行部に一任ということではなくて、議会と相談をしながら進めるということで、まだ何も決まっていないというふうに認識しております。これからさまざまその辺の細かい部分について議会のほうとご相談をしながら、なるべく早く進めていきたい、これが町長の先ほどの所信の中にも入っていた内容かと思えます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） じゃ、その件についてもまた後で質問します。

4番、新公民館建設は、執行部と議会の二輪で進めていくということに間違いございませんか。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） そのとおりでございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでは、5番目、新公民館建設の財源は、先ほどからお話に出ておりますが、公共施設等適正管理事業債を利用すると、こういうことでよろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 繰り返しになるかもしれませんが、この起債関係について、それから補助関係については、現在は白紙でございます。できる限り有利な起債を使うという意味からも、もうこれは欠かせない事業債だとは私は認識しておりますが、現段階でその起債を使うというふうに本会議の中で明言は私は差し控えたいと思います。また、そのための積み立てを行いました建設基金がございますので、基本的にはそちらの基金を使うことをある一定の前提として今後議論を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それじゃ、またもとに戻ります。2番目の新公民館と学童クラブの複合施設、これについてちょっと、先ほど私の考えと若干違っておったので、これ再質問させ

てもらいます。

ここに、平成29年2月20日議会説明会の資料がございます。この中に、建設地について、公民館建設地は昭栄中学校跡地に決めるというふうに書いてございます。これは、先ほど答弁ございましたので間違いはないと思うんですが、学童クラブ、当初は学童をその場所に一緒にして建てましょうかというお話で進んでいたと思うんですけれども、途中で体育館を複合施設にできないのかとか、あるいは、そういう諸々の現状の複合以外に考えがあるような発言があったと思うんですが、当初、私の考えとしましては、学童クラブも含めて、今の公民館のある場所じゃなくて昭栄中の跡に持っていったらどうかということで話していたと思うんですけれども、ここに学童クラブの複合で基本計画云々を見直して進めたいと課長、おっしゃってございましたけれども、そういう認識でおったんですけれども、ちょっと考え方が違うと思うんですね。これも一応ゼロからという考えで考えておられるわけですよ。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 先ほどのまた繰り返しになるかもしれませんが、今の公民館の場所であるということが前提で学童の話があった、これは事実でございます。その計画を持ったまま昭栄中学校の跡地であるということを12名の議会の皆さんと累々これまで議論をさせていただいたのも事実でございます。その中で、学童クラブを向こうに持っていくということについては、子供たちの異動の問題だとか、そういうことも含めてちょっと問題もあるんじゃないのという話が議会のほうからもご意見がございまして、いわゆる基本設計のようなものが出来上がっている状況ではない中で、その話が具体的化しないままに今現在に至っているというところでございます。適正化債を受ける、いわゆる有利な起債を受ける意味では、繰り返しになりますけれども、非常にこの施設の集約化、これからは市町村にとって、地方公共団体にとってはもう優先事業ですので、その辺を合理的に図っていくという意味からしても何かしらの施設の集約は必要だというふうに考えております。

なお、体育館についての話は議会のほうと相談をさせていただいている、反対をされたほうの議会の皆さんと別立てで協議をさせていただいている中で、議会側のほうから体育館との、いわゆる集約化ということでも起債は受けられるのじゃないかと、その辺を少し勉強してみないかということでの的確なご指摘がございましたので、その辺を一度お預かりした次第でございます。

県・国のほうと確認をしましたところ、今の昭栄中学校の昔の体育館との集約化につきま

しては、機能上、大きな公民館を建てればそれは受けられるのかもしれませんが、その分大きな公民館を建てることになって事業費がどんどん上がっていきますので、体育館の機能を持った公民館をつくるとか、そのような大きな話であれば可能ですが、いわゆる小さなものをコンパクトに、ちょっと卓球場をつくるとか、そういうようなことでは体育館機能との集約化とはみなさないということで、この点については不可能ということになった旨をご説明させていただいた経緯があるかと記憶しております。

そういうことからしまして、体育館については、うちのほうでやらないとかそういうことじゃなくて、これまで経緯として、そういうことがあったということで、確認までをお願いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。

一度、またゼロからスタートだというふうな話ですので、学童クラブの複合の問題については、多分私と意見が食い違っているところがありますので、ちょっとこれから言っても話がかみ合いません。悪いですけども、次にいきます。

それでは、さっきも言いましたが、資料があります。この資料の中にこういう文章がございます。跡地とすることが決定した、これは昭栄中の跡の話なんですけど、敷地のどこには今後執行部に任せるとのことですという文章があるんですけど、これは、要するに執行部にお任せしてくださいよという意味じゃないんですかね。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） その段階で、議会のほうではこの位置に、南側向きに、西側にと、そういうことはないということでしたので、進めるに当たっては、執行機関である我々のほうにそういうところでお任せをするということで意見をいただいたと私はそういうふうに理解しております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。私の認識と同じです。

それでは、ちょっとこればかりやっていると時間がなくなっちゃいますので、次にいきたいと思います。

次は、公民館建設検討委員会についてでございます。

これが、前回の29年のときに、私、公民館について質問しておるんですけど、その中で、こ

それは平成29年1月で解散しましたという答弁の記事がございます。それで、それは何で載っているんだというお話しましたが、削除漏れですよというお話でございました。除かなかつたんだよということですね。

それが、ここに30年度あるんです。たまたまちょっとほかのこと調べていたら目にとまって申し訳ないんですけども、載っかっておるんですよ。これ当然、29年度に削除漏れであれば、29年度版に載っている、少々のもすたてくであるかもしれません。ですが、30年度というのは、29年度が終わって約1年間あるんですが、その間も載っているわけですね。30年度、そのままのものが載っかっているということは、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 継続して削除漏れということになればお恥ずかしい話で、この場で申し訳ないというふうに言うべきところなんですけれども、この事業について、現在、続いて検討しております中で、削除しなかったというところがございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 削除しなかったということはどういうことですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 審議会はございません。検討委員会もございません。

ただ、例規の中に残っているという状況でございまして、申し訳ありませんが、それでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ちょっとしつこくて申し訳ないんですけども、こういう組織がなくなつたということについて、例規集はずつと載せていくんだよということになつちゃうと思ひうんですね。素人考えで申し訳ないですけども、ないんであれば消す、あるいは注記で何か理由をつけて残す、そういうものがあつてもおかしくないんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 繰り返しになりますけれども、この事業については今継続中でございまして、例規上に残してあるというところでご理解いただきたいと思ひます。

小学校の統合についての検討委員会につきましても残っているということで、これは、残

っているということはどういうことなのかということが議会の中でもご質問ございましたけれども、こういうものをいつでも議論をするということが開始できる状態であるということで残っておりますということだったと思います。

今回は、議会と今協議をしているという状況でございます、一義的には、一旦この委員会については廃止ということになったので、議員のおっしゃるとおり、なくすことがわかりやすいというところかと思えます。その点については、きちんと受け止めるものでございますけれども、何卒そのあたりでご理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 何かちょっとわかりませんが、課長がそれほど言うのであれば、多分将来的に、この委員の復活はないかもしれませんが、いろんなことをお聞きするとか、そういうことで使うのではないかなと推測しますので、それはそれで結構だと思います。

次にいきます。

次に、先ほど町長さんの答弁で、昨年度、3月補正予算で500万円というお金を測量経費として、我々、補正予算でオーケーしたんですけれども、その後、9月ぐらいですか、一応測量終わりましたと、その後の立ち会いも町長さんの話で終わりましたということで、測量業務については終わっているということですよ。

ちょっと話、関連しますので、一応、29年度予算の決算、私見ました。その中に、四千うん万円の測量業務のあれが載っていました。違いますか。ちょっと違う話かな。

そういうことで、そういうお話で一応私は了解しておきますが、本年の4月に、基本設計について1,200万円だと思うんですけれども、予算をつけてあるはずなんですね。さっきの町長の話ですけれども、基本設計に使うんだというお話は当然わかるんですけれども、4月から始まって、半年間、さっきCMの話もございましたけれども、これいつまでで完了するつもりでおられますか。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 初めに、測量業務のほうについては、年度内に完了いたしました。秋の段階では、平面測量が終了していたと。その後、千葉県長生土木事務所と県道の測量範囲、境界立ち会いの範囲、お呼びする皆さん方などの協議に入りまして、年明けに終了したというふうに認識しております。

それから、設計業務につきましては、おかげさまでもちまして予算の1,200万円をいただ

きました。1,200万円という数字は、前回の公民館の脇に建てるというのを基本設計業務の同額の費用でございまして、裏付けといたしましては、それ以外の何物でもございません。

ついたわけなんですけれども、5月23日の議会の説明会でも申し上げましたように、議会のほうとしても議会と執行部でこうやって向き合って話をしている専門家がいらないじゃ先に話が進まない、アドバイザー的な人が必要だということの中でこのCM手法というものについてご提案させていただくんですが、いかがでしょうかというふうにご相談をしたところ、ぜひ、いいじゃないかと私はそういうふう記憶しておりますが、そういうふうにいただいたということで、この夏のちょっとばたばたも含めまして、多少、私のほうで滞っている部分もありましたけれども、この基本設計業務を出すに当たって、前提としてはこのCMがなかったので、基本設計から入ろうと思っていましたが、このCM事業が入ることになりますと基本構想、基本計画の部分から、また議論をした上で進んでいくことになろうかと思っておりますので、一旦この1,200万円につきましては、事業としてはペンディングのような形になろうかと思っております。新たな費用が要するかどうかにつきましては、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、お金のかかることではございますから、この後、議会のほうとしっかりとご相談させていただきまして、前に進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 非常によくわかりました。とりあえず1,200万円についてはペンディングと、これからまたゼロからスタートですよという回答で私は了解しました。

それでは、CMを反映した基本設計、大まかで結構なんですけれども、3月ぐらいまでには終わるんですか。ごめんなさいね。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 決定までに、この定例会が終わった後、ご相談させていただく内容がもう少し具体的なことが言えると思っておりますけれども、それらのゴーサインが、仮にお互いに合意形成できてスタートしたとして、業者を選定するところまでに一月半ぐらいかかるかと思うんです。そこから打ち合わせをして、ごろごろと事業が前に進むということになりますので、実際の事業をやっている期間としても6カ月から8カ月間ぐらいが構想、計画にかかる部分だというふうに一般的に言われておりますので、そういうことになります

と来年の夏前ぐらいまでかかるのかなというふうに私としては今思っております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。

それでは、基本設計が来年の夏、私はここにいるかどうかわかりませんが、それくらいまでには出せると。当然、それくらい時間かかるのであれば、実施設計もその後についてくると思うんですけども、大分時間がかかってきちゃうよというお話になります。

それでは、先ほどもちょっと私、お話ししましたが、当初、一番最初のときに、公民館建設のときに、財源の問題で、今は公共施設適正云々という文言に変わっておりますが、そのときに一応9億円ですか、借りてやるんだよというお話だったと思うんですね。その後もそういう適正事業債については有効な財源であるから利用したいんだよというお話でございますが、この期間が、私の記憶ですと平成29年から平成33年までだと、期間が区切られちゃっておるんですね。

ですから、今の課長の説明ですと、基本設計が来年の夏になりますと2年以上ですか、残っていないんです、2年ちょっとしか。その間に実施設計やりながらいろいろ、諸々やって、本物の、例えば公民館建てて、その間に、時間的に可能ですか。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 現段階では非常に、議員のおっしゃるとおり、厳しいかと思えます。33年度までの国の時限政策でございますので、5年延期されておりますけれども、33年繰り越し、34年度事業まで可能かなというふうに考えております。となると、35年の3月ぐらいまで許していただけるのかなと思いますが、これも不確定な中で仕事を進めていくわけにはまいりませんので、確定的なところをこれから議会のほうときちんと県・国の情報をとりまして進めていきたい、そのためには、スピード感を持ってやっていくことが大事だというふうに認識しておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 現在、昭栄中の跡地に建てるという方向で進んでおる、その中で、前回もお話ししましたがけれども、文化財等の問題、これも時間がかかります。予測としましてですよ。ピンポイントでやるにしても時間がかかると思います。それから、その新公民館建設に進入する道路等の改修というんですか、それとか、あそこにはニュームラカミのところにあります信号機の直し、建設に伴う調整池等の問題も絡んできますよね。だから、結構、課題が多いと思うんですね。

時間的に、そういう悠長なこととは私は言いたくないんですけども、そうじゃなくて、できるだけ早く、やれるものについてはやっていく、基本設計の段階がまだ何とも言えないということですので、できないかもしれませんが、前回の公民館建設につきましては、私の記憶の範疇ですと、今言いました検討委員会ができまして約2年間で、申し訳ないですけども、結論が出ているわけですよ。たまたまそこで、諸事情でいけなかったということでございましたので、その辺を重々考えていただいて、スピード感を持ってやっていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） スピード感を持って実施していくということにつきましては、おっしゃるとおりでございますので、先ほども答弁させていただきましたけれども、しっかりと早く前に進めてまいりたいと思います。

ただ、前回の委員会につきましては、住民の代表者で組織をしました諮問会議で、6回にわたって議論をいただいて、事業の良いところ、悪いところ、メリット、デメリット、客観的なご意見を聞き置く町民の代表者の皆さんからいただいて協議、議論、検討がされたものでございます。そして、結論が出たことについて、議会にも説明の場をいただきまして、お時間をいただきまして説明をさせていただきました。

なおかつパブリックコメントも致しまして、意見募集も行いました。委員の中には、議会議員の代表者の方も3名いらっしゃいました。そういうことの経緯を経て、今のこの状況になっているということでございますので、それをもう一度前に進めるために、議会と一生懸命、真摯にこの話をもう一回しようよということで、今我々も前に進めたいというふうに思っておりますので、ぜひとも、これ執行機関がというふうにおっしゃられると私に全ての責任のような形になりますけれども、ぜひ議会の皆さんと一緒に話を進めていくしか、今は、審議会がノーと言われたわけですので、そこについてご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 課長の言いたいことは重々わかります。わかりますけれども、いつまでも、ちょっと言葉は悪いですけども、たらたらという表現にしちゃってごめんなさい、早く、ウサギと亀じゃなくて、ウサギになっても困ります、亀になっても困ります。じっくりやっていきましょうというお話だと結論的には思っておりますけれども、その中において

できるだけ早目に、その方向性なりをつかんで進めていただきたいと、これを切に要望しますので、この質問についてはこれで終わります。

次に、2項目め、C C R C事業の進行状況についてですが、この長柄町生涯活躍のまち推進協議会が平成28年5月31日に設置されたと、これは例規集に載っております。

それで、その中の3条に書かれています委員の構成、これどういう方がいらっしゃるかと、この場で知らせてもらうことはできますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 委員には、千葉大学の先生方、それからリソル生命の民間事業者、そして町内3病院、塩田病院、それから聖光会病院、そしてリソルクリニックの院長先生方、そして町議会代表者2名、あと執行機関から、当初は副町長と担当である健康関係の課長だったんですが、現在は総務課長と健康福祉課長、そのようなメンバーで行っております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。

それでは、そうそうたるメンバーが長柄町の中、一般の診療所関係を含めまして、メンバーが入っているので、さぞかしいろんな協議がされていると思います。

それで、その会議につきましてですが、私の記憶ですと、1回目が、これは千葉大のホームページです。これから引っ張り出したあれなんですけれども、7月14日に、これ多分初会合になるんですかね、やられたというあれが残っております。それで、その後、先ほど町長さんから話がありました、7月云々に1回開かれているという話でございますよね。

その内容についてはいいんですけれども、私、ちょっと気になるのは、町長さん言って、執行委員会で、前回は、内閣府に出すものについては、ちょっと不備があって、あるいは時間がなくてという表現ですかね、提出できなかったというお話ですね。それで、町長さんの答弁聞いて、私は良かったと思うんですけれども、今回は提出されたということですね。今年度中には認可が下りるんじゃないかというお話でございますね。

その中で、私、一番引っ掛かるのが、当初、リソル生命に、一応1,000人の人を呼びますよというお話で、リソルの中に住居地を設けるかというお話があったと思うんですね。その話というのは、具体的にその会議の中に出ておりましたか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 出ております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 出ていない。ということは……

〔「出ています」と呼ぶ者あり〕

○4番（三枝新一君） ごめんなさい。出ている。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○4番（三枝新一君） 出ているんですね。

それでは、出ているということですので、それはいつまでにそういうことをするのか、プロセス的に何かありますか。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 当時の報道発表が、千葉大学とリソル生命の森、また長柄町からも合同で出ているんですが、そのプレスに出た内容で申し上げますと、2025年までに1,000人を呼び込む事業をリソル生命の森が行うという内容となっております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 私もそういうふうに認識しておるんですが、ということは、リソル生命が1,000人でやるんだから、こんなこと言ったら悪いんでしょうけれども、町が関係ないんじゃないかと、例えば、25年を目標としてやっておるんですが、もうこの事業自体は立ち上がって3年という時間が過ぎておるわけですね。その後の残った時間で1,000人を呼ぶだけのものの構想の中のそういうものが実現できるかどうかということを私は非常に疑問に思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 当時のプレスの中にも2018年から事業は始まるよう、それまでちょっと準備期間があるんだという内容で日経新聞等にも出ていたかと思います。だから良いんだという話で答弁するつもりはございません。確かに、2020のオリンピック需要の関係、人件費の高騰、諸々ありまして、民間でありますリソル生命の森、リソルホールディングスグループとしても多少遅れのようなことがあることが、この間の7月31日の推進協議会の中でも報告がございました。これは、明確にどのくらいの遅れがあるとかそういう話はございません。諸々ございまして多少の遅れがございまして前に進めておりますと、こういう報告がございました。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。会社のほうでそういう方針だと。

若干の遅れは、これはやむを得ないにしましても、ですけれども、25年をタイムリミットとして考えて若干の遅れ、2年か3年かわかりませんが、申し訳ないですけれども、私、その会議に出ておりませんので、できるだけ出ておられる方、ここにおる方についてお願いしたいです。

1,000人という数につきましては、非常に多うございます。それだけの多い人数を呼ぶためには、今日、明日のことでは終わらないと思いますので、極力その内容等をいろいろプッシュしながら前に進めていただけたらというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

じゃ、次にいきます。

それでは、ちょっと教えていただきたいのが何点かございます。

私が総務事業におったときに、このCCRC事業、生涯活躍のまちについての会議がございまして、その中に、現在CCRC事業で、移住して定住をするとか、あるいはそういうものに関して関心がある方とかというようなデータがここに、私の手元にあります。27年から29年4月までございます。現在は30年ですので、約1年ちょっと時間があるんですけれども、その間に、手元に資料があるかどうかわかりませんが、多くなっているのか、あるいは電話が多くかかっているのか、あるいは現地を見に来ているのか、その辺のことがわかりましたら教えてください。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

新たにアンケートをとってはおりませんので、数字的なことはお答えできません。

ただ、窓口をやっております、相談件数は確かに増えております。おつなぎしている、いわゆる成功している事例も少ないですけれども増えてはきております。このような状況からすると、ニーズに対して私どものほうの広げているマッチング体制が少しは機能しているのかなというふうに捉えております。

なお、50歳以上の都市部の移住希望者の方1,000名を対象として、一昨年、国のお金をもらってアンケートをとったりしたんですけれども、その中で、長柄町は全然知らないわけですが、長柄町という場所を知らない、町の名前を知らないという方が非常に多いわけなんで

すが、リソル生命の森というこの施設の存在を知れば、何とその中の47%の人が移住を検討してみたいというふうに言ってくれている、そういう資源が長柄町にあるということをもまず第一と捉えて、長柄町にとっては貴重な40万人の観光客を呼ぶ施設でございますので、それらを何とかしたいということでこの事業を行っております。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 今の課長の答弁に、私、非常に感慨深いものがございました。

というのは、広報ながら、毎月出ておるんですが、この中に、表紙に町の人口、転出、転入、出生、死亡等、細かく書いてございます。この中で、何か月間、ゼロという月がございました。ちょっと記憶にないですけども、ごめんなさい、頭悪くて。それで、実際、昨日も広報を配られて、見ました。そうしますと、トータルして2名の減だと。

さっき、町長の所信表明にも言われていましたけども、人口問題も考えるというお話されておりました。

それで、ここに来て、今まで毎月10人近いマイナスが出ておりました。それが、課長の考えも含めて考えますと一桁の非常に少ない数字に変わってきているんだと、これもそういうものを認識がある方の中において変わってきてるのかなと、これは私なりに解釈するんですけども。一時、正直な話、私の任期が終わるまでには7,000人切っちゃうのかなという状況でございました。これは、今7,100人でとまっております。

ですから、できるだけそういう数字を、数字だけの判断で何とも言えないかもしれないんですけども、保っていけるような、そういうことをしていただけたらありがたいなと思っております。

○議長（月岡清孝君） 町長。

○町長（清田勝利君） 今の人口の問題であります、確かに先月は2名のマイナスで済みました。

長柄町、当町は、本当、残念ながら高齢化の問題で、その域を逃げるできない。1年間の自然減、いわゆる残念ながらお亡くなりになる方が120名前後おります。生まれる子供たちは30名おりません。25名です。その自然増減だけでも待ったなし、1年間100名のマイナスになるわけでございます。先ほど先生がおっしゃったように、一月10名というのはあながち間違いではございません。平均化すればそういう形です。あとは、社会増減になりまして、よく2名で持ちこたえているなというふうに逆に思います。そういった意味で見ただけならば、本当にありがたいという、そういうつもりでございます。

ぜひとも、私もこれからの、先ほども申し上げましたように、人口が何とか増えるように頑張っていきたいというふうに思っています。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

町長の力強い言葉で、できるだけ早目に人口減少問題について食い止めができるのかなというふうに思っております。

最後になりますけれども、ちょっとくだらない話かどうかわかりませんが、今言いました広報ながらについてでございます。

これは、2カ月ぐらい前に、表紙のところがリニューアルしていますよね、前と比較しますと。そこに、今言いました4項目のことが、新しくなったものについては、表紙には載っていないんですね。裏表紙とかに載ってございます。

これぜひ、私からの要望なんですけど、町の方も人口を非常に気にしてる方が多いと思いますので、リニューアルする前の表紙と同じようなパターンに、写真はいいですよ、別に。写真はそのときのパターンで撮ると思うんですけども、構成を変えていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 貴重なご意見ということで承らせていただきます。

変えたことについては、また一方でというご意見もあった中で、いわゆるリニューアルのつもりでやったものなんですけれども、そのようなご意見がこれからまた多くいただくことであれば真摯にその辺はきちんと対応していきたいと思いますが、一旦お預かりをさせていただきますと思います。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） お預かりという形でぜひ実現するようにお願いしたいと思いますので、以上で、私の質問を終わらせていただきます。いろいろありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で、三枝新一君の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後1時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 鶴 岡 喜 豊 君

○議長（月岡清孝君） それでは、一般質問を続けます。

次に、2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 2番、鶴岡喜豊です。よろしくお願いします。

傍聴人の皆さん、議会の傍聴に足を運んでいただき、ご苦労さまです。

今年は記録的な夏で、とにかく暑く、真夏日、猛暑日が続いていました。そんな中、8月の終わりには町長選挙があり、私は選挙というものを3年前に自分の選挙で初めて経験し、今度は初めて候補者の応援という経験をさせていただきました。残念ながら私の応援した候補者は当選できませんでしたが、当選されました清田町長におかれましては、町民のための行政の舵取りをよろしくお願いいたしますと思います。

3月の定例議会で、私が、約1,000万円の地域手当の支給について、職員への支給をやめて町のために予算を使用できないか一般質問をしたとき、平成30年度は地域手当の支給を停止すると、職員目線ではなく町民目線で考えていただいた清田町長ならば間違いのない行政の舵取りを任せられる町長だと確信しています。

町長という大変な職責があり、4月に体調を崩し、町長にも心配をかけた私が言うと笑われてしまうかもしれませんが、健康に留意し頑張っていただきたいと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回の質問は、3月の第1回定例議会の鶺谷地先の町道2140号線の答弁に関して疑問を持ち、行政の責任、事業効果、費用対効果、一例としてながら温泉の設計について質問するものです。

行政の責任について、私は、1955年、合併以前の日吉村、水上村、長柄村の業務、執務の間違ったものを見つければ、何年経とうが長柄町が責任をとるべきだと私は考えています。

中には、何年も経っているから知らないと、自分の関わった仕事ではないから関係ないと考えている職員、議員もいますが、ご存じのように、約5,000万件の消えた年金も平成9年に年金手帳の基礎年金番号の統合を進めたときに社会保険庁が年金記録をきちんと管理して

いなかった紙台帳からパソコンへの記録の転載が正確ではなかったことが判明し、その解決案として、社会保険庁の解体、年金受給者のためにいろいろと政策が打ち出されています。また、旧優生保護法など、1948年度から施行され、不妊手術が繰り返されていた問題も70年も経っており、ほとんど記録が残っていないが当事者の訴えや関係者の証言などに基づく被害者認定の仕組み作りを政府与党、ワーキングチームは考えています。このように、非は非と認め、被害に遭った国民のことを考えているのです。

長柄町であれば、町民のことを考えて言いわけをせず、非は非と認め、できるものは訂正し、また謝罪し、今後間違いのないようにすべきだと考えています。執行部も行政の責任についてよく考えていただきたいと考えています。

それでは、最初に、設計、施工に関する疑問についてお聞きします。

ながら温泉についていただいた資料により、納得のいかない点は、井戸の能力は、ポンプの吐き出し量は0.3立米パーミニッツで、1日の吐き出し量は144立方メートルです。実際の揚水量は、1日29.3立方メートルで、約5倍の能力の井戸を設置し、過大設計であり、私にしてみればでたらめな設計だと思っています。この数字の開きを執行部はどのように考えているのか伺います。

2、次に、イノシシ駆除について伺います。

私は猟友会の費用弁償を少なくとも3,000円から5,000円に値上げするように求め、やっと値上がり、これからと期待していたときに、1市3町の猟友会の協力によるイノシシ駆除がなくなり、長柄町単独の猟友会で実施すると聞きましたが、1市3町での成果は上がらなかったのか伺います。また、1市3町と長柄町単独でイノシシの駆除の成果の比較はどうか伺います。

3、次に、私自身、6月の第2回定例議会で委員に選任されました議会基本条例の策定委員会でも住民との対話は必要と認め、公開討論会を実施しようと考えていますが、町長と住民の対話は大変よいことだと考えています。現に町長は、当初、住民との昼食会を実施し、対話を実施してきました。その効果はどうであったか伺います。また、2期目は、住民または自治会単位等の対話のプランがあるかどうか伺います。

4、最後に、私は3月議会で、鶯谷地先の町道2140号線の舗装幅員の道路改良の設計計画に合わず舗装幅員が狭いのは執行部の間違いではないかと指摘しましたが、執行部は費用対効果を考えて4メートルから3メートルに実施したと答弁をいただきました。

そこで、大庭地先の町道3033号線の事業費は5億円とも6億円とも聞いていますが、費用

対効果は金額にしてどのくらいか、率にしてどのくらいか伺います。

私としては、6億円以上の費用対効果が出るとは考えられません。鶯谷地先の町道2140号線のように効果が出なければ、舗装幅員を狭くするのであれば、大庭地先の3033号線は何をカットし、事業費に合わせるのか伺います。また、費用対効果が5億円、6億円を超えるのであれば、その内容を伺います。

以上で、一括の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 鶴岡議員のご質問にお答えします。

1点目のながら温泉の井戸の設計についてお答えいたします。

井戸の能力については、その揚水量及び揚程高さにより決定されます。

本件につきましては、当該井戸の能力決定に関する記録が確認できないことから、想定での答弁であることを、まずご承知おきいただきたいと存じます。

当該井戸につきましては、福祉センターの始業時刻から浴場の利用開始時刻の間に揚水し温める必要があるため、当該能力を要するポンプを設置したものと思料いたします。

次に、2点目のイノシシ駆除についてお答えいたします。

ご承知のとおり、長柄町、長南町、睦沢町の3町合同で実施しておりましたイノシシ駆除は、本年度、睦沢町は実施しないことになりました。3町で実施しておりました際の実績でございますが、平成29年度は6頭、平成28年度は9頭の捕獲になります。

本年度は、長南町と合同で駆除事業を実施することで合意形成がなされております。本年度は、これから実施する予定ですので、実績での比較はできませんが、実施する中で不都合な点があれば、その都度改善してまいりたいと存じます。

次に、3点目の住民とのランチミーティングについてでございますが、この事業は、平成23年に開始し、現在まで5回ほど実施されております。

私が就任してからは、平成26年度と27年度に、それぞれ1回ずつ実施いたしました。いずれの回も住民の皆様から積極的なご意見・ご提言があり、町の施策の参考とさせていただいているところであります。また、活かされているものもございます。

効果といたしましては、住民と私、町長や担当職員が直接対話することで、要望をお聞きするだけでなく、行政側の考えも伝えられるという、いわゆる意思疎通が図れること、また、それによりお互いの理解が深まったことなどが挙げられ、今後の行政運営への協力・協

働体制などにつながる可能性もあるものと感じております。

2期目の展開でございますが、このランチミーティングにつきましては、「広報ながら」等で定期的にお知らせをしており、5名程度の人数が集まれば、住民はもとより、町内に勤務する18歳以上の方であれば申し込みが可能としてありますので、開催日を調整できればいつでも可能であるということをご理解賜りたいと思います。

最後に、4点目の町道3033号線の道路改良工事についてのご質問でございますが、本事業の経過につきましては、概要を申し上げますと、平成15年5月に地元自治会より道路拡幅についての要望があり、地元と協議を進めた結果を受け、23年に第4次総合計画、基本構想に位置付けられました。その後も地元自治会や建設委員会との意見交換を繰り返し行いながら、円滑な事業推進を図ってまいりました。

ご質問の全体事業につきましては、平成24年度から9年間で6億円の当初計画を策定し、現在7年目を迎えておりますが、国の交付金の決定率が低率であるがため、工事費ベースの進捗率は、昨年度末で2割程度と、低い状況となっております。

今後も機会を捉えながら、関係機関に対し、事業費の確保について強く要望活動を継続してまいります。

また、本事業は、国の社会資本総合交付金を活用して50%の交付金をいただいておりますが、事業採択については、国においても計数的な事業効果を求めるものではありません。本路線は、町の1級幹線町道であり、南北に縦貫する動脈的な特性や地域住民、道路利用者のニーズを勘案しながら、地域にとって必要十分な道路整備を行うことで、費用に対し高い整備効果を得ることが可能であると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上、鶴岡議員の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 一問一答で、まず、ながら温泉のほうからお願いしたいと思います。

ポンプについて、5倍の揚量の設置をした理由については、何か温めるとか、よくはっきり理由については私、わからなかったんですけども、ポンプは、じゃ、ちょっと右側に置いておいて、井戸のケーシング管、当初のケーシング管は何ミリであったのか、不具合が生じて、じゃ、何ミリにしたのか、また資料でいただいた、呼び名、50ミリのポンプ50-BHS12555の適切なケーシング管の太さはどのくらいと考えているのか、その3点をまずお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

健康福祉課長、若菜聖史君。

○健康福祉課長（若菜聖史君） まず、当初のケーシングパイプでございますけれども、こちらは150ミリで施工させていただいております。その後、現場で不具合が生じまして、100ミリのパイプを中に挿入したというふうに聞いてございます。また、水中ポンプの50ミリの関係でございますけれども、こちらにつきましては、150ミリでも100ミリでも可能であるというふうなカタログを確認してございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 今のケーシングの太さ、誰に聞いたんですか。私は施工業者に聞いたんですけれども、当初300ミリ、不具合が生じて200ミリ、いただいた資料で私が調べたものについては150ミリと、それは一緒ですけれども、当初のケーシング管の太さと不具合が生じて何ミリにしたか、その辺の数字が合わないんですけれども、おかしいんじゃないか。誰に聞いたんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ご質問にお答えさせていただきます。

福祉センターのほうに控えさせていただきます施工図等で確認させていただいております。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） それが違っていたらどうするんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） その点につきましては、私ども、残念ながら執行部にその工事をやったものはいませんので、これを信用しながら確認させていただくこと以外、方法はありません。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） その辺が一步足らないかと思うんですよ。業者、わかっていますか、やった業者。業者に聞けばいいじゃないですか。いますよ、まだ、会社にやった人が。

○議長（月岡清孝君） 若菜課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 手元に資料がございましたので、そちらで確認をさせていただきました。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） だから、それが甘いと言っているんですよ。やった業者、どこかわかりますか。その業者に聞けばいいじゃないですか。手元に残っている資料云々で間違いだと指摘される可能性だってあるんだから、施工した業者に聞けば一番間違いないじゃないんですか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 手前どもといたしましては、証拠書類として残っている以上、それを確認するのがベストだと思いますし、逆に、議員のそうおっしゃる内容が、どこに不備があるのか、そういったことについては、残念ながら当時やっていただいた方以外にはわからないかと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） だから、それを調べるんだったらやった人にも聞けばいいじゃないですか、先輩じゃないですか。なおかつ、やった業者がどこか知っていますか。手元に残っていた資料でやった業者、わかりますよね。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） そもそもこの井戸に不備があるとかないとか、そういったことの調査をもって作業に取りかかっておりませんので、残念ながらそういうところについては調べておりません。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） ながら温泉の井戸について、設計について聞きますよと通告してあって、じゃ、その通告の中身プラスアルファ、わからないところがあれば、なおかつ聞けばいいじゃないかと思いますがね。それを聞かないで、いきなりこういう本番になって話しているから食い違うのであって、当初150ミリだなんてとんでもないことだと思いますよ。150ミリだったら不具合は生じなかったと私は考えています。300ミリで、倍以上の管を入れちゃったから、そもそも不具合って何が起きたかわかっていますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 当時の書類を確認させていただきますと、掘削径が300ミリ、中に入れましたケーシングパイプは150ミリと、こういうふうには私どもといたしましては資

料で確認をさせていただいております。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） いつまでやってもケーシングの太さについて噛み合いませんので、その設計書と業者について、また日を改めて確認したいと思います。多分、当初150じゃないと思いますよ。私の言った300だと思う。だって300の穴掘って何で150を入れるんですか。150の管を入れるんだったら200で良いんじゃないんですか、掘り穴は。土木やっていたでしょう。そんなわざわざ大きなの掘って、2分の1の管を入れなくていいじゃないですか。200の掘り穴で十分じゃないですか。穴掘るんだってお金かかるんですよ。わかるでしょう。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 残念ながらこの削井関係の知識を持ち合わせでございませぬので、今のご質問にはお答えすることができません。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 削井の設計を組んだことがないからといっても、300の穴を掘るのと200穴を掘るの、306メートルですか、掘るんですよ。単純に考えてどっちが金かかるかわかりますよね。

なおかつ、次の質問なんですけれども、当初150を入れたということであれば、次の質問、私出来なくなっちゃうんですけれども、私の場合、300入れたと思っていますから、口径が適切ではなかったかという質問をしようと思ったんですけれども、若菜課長におかれましては、当初150を入れたんだと。150を入れてあれば不具合は生じなかったというのが私の考えで、その中にわざわざ100の内装管を入れると、これはあり得ないことだと思っています。

ちょっと、じゃ、その管の太さにつきましては、設計書と、そもそもやった業者どこだかわかっていますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 当時の記録が残ってございますので、業者もやった担当の方も承知してございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 誰だか、今ここでは述べられないんですか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 関東建設株式会社が実施してございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 150を入れたということで、100を入れたということであると、ちょっと数字が違っちゃうんですけども、単価も違っちゃうんですけども、私、306.5メートル、5.5メートルのケーシング管を入れた場合、当初、約55本必要だと。その単価、調べたところ、300ミリで1,732万5,000円で、パイ200では1,045万円で、約700万円のオーバー、過大な設計だと思ったんですよ。

ただし、150の管の単価、100の単価は調べていませんけれども、300と200で700万円違うと、150の管と100では、当然、単価は100のほうが安いと思うんですけども、それでも700万円まで行かなくても500万円から600万円は過大な設計になっていると思いますけれども、150の管を入れて100の管を大急ぎで内装管を入れたと、その500万円なりの過大な分については、尚且つ掘り穴等も、今300と200で違うじゃないかという話しましたけれども、そういう設計していると考えますと、執行部について、この過大の分、私にしてみれば、先ほども登壇したとき言いましたけれども、でたらめだと思っていますけれども、そのでたらめなものについて執行部の考えを伺います。登壇したとき、70年前の責任にも村の責任も町がとるべきだと、私の考えは言いましたけれども、執行部もその辺を考えて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 先ほど町長の答弁にもございましたが、残念ながら当時の設計者、もしくは関わった者がいませんので、想定範囲でご答弁させていただくことをご承知おきいただいた上でお聞きいただければと思います。

300ミリの掘削径につきましては、300ミリ掘った後、150ミリのケーシングパイプを入れてございます。この間に砂利を充填いたしまして、砂等の吸い上げ防止、これらを図ったものと考えます。さらに、100ミリにつきましては、その後、どうしても砂が上がったというようなことから修正を加えたというような記録を確認してございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 余り納得できませんけれども、しょうがないですね。

自分たちの手元にある資料云々じゃなくてもっと、じゃ、やった業者もわかる、やった人もわかる、その当時の人がある、OBであるし、聞けばいいと思いますし、私の質問に対

してもわからないものがあれば聞けばいいと思います。

最後に、費用対効果、3033号線についても聞きたいと思いますが、その辺、わからないものについては、通告してあるんだから聞けばいいと思いますし、何でこのようなでたらめなことが起こるのか。私が出した結論としては、前からと言っていますけれども、まず職員が仕事に責任を持たない、それが一番だと思っています。手元にある資料云々だけで、それで判断して答弁して納得させる、私自身が納得しない、それじゃ、いつになっても平行線で合わさるところはありませんので、本当、日が経ったらその設計書とやった業者呼んで、管の太さ、間違っていたらそれなりの責任とってくださいよ、私も責任とりますから。

それと、あと、私、最後の12年間、役場に居ませんでしたけれども、その間においても、こういうハード面においてもでたらめなことがあって、ソフト面でも私の話は一切聞かずに、一方的に、息子の戸籍は作れない、土地の評価証明は間違っ、大変な目に私、遭ったんですよ。それをみんなお上仕事で皆さんがやっているからと思うんですよ。何をしても町民が役場の言うことは聞いて、気づく人がいなければそのままいいと、何をしてもいいと、そのように考えているから一番の原因だと考えているんですけども、蒔田課長、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

総務課長、蒔田功君。

○総務課長（蒔田 功君） そのようなことは考えておりません。しっかりと業務に当たっているというふうに考えます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 私、町の職員だったから、偶然だったかもしれないんですけども、だって私のせがれが結婚して戸籍を別にするときに、戸籍作れなかったんですよ。私、こういう理由で長柄町が作れないと言っているんですけどもということで、千葉の法務局に電話して、千葉の法務局で長柄町に電話してもらって、やっと作ってもらえたんですよ。そういうのも全然話、聞かないじゃないですか。

ソフト面だって、あと評価証明だって、人がわざわざ直してあるのをそのまま町で直さない、そのままの状態、そういうことはないと思いますと言われても現にあるんですよ。町民の人が気づかない、それだけのこともかもしれないんですけども、なくしてもらいたいと思いますけれども。

○議長（月岡清孝君） 蒔田課長。

○総務課長（蒔田 功君） 本会議のこの場所で個別のことをお尋ねいただきましても、私もわからないこともありますけれども、そんなことのないようにやっているつもりでございます。それ以上のお答えはできません。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡議員、ちょっと質問の趣旨がずれてきています。

○2番（鶴岡喜豊君） 今後、じゃ、そのようなことのないようにやってもらいたいと思います。

続きまして、イノシシの駆除についてですけれども、まず3町ということですが、茂原市は入っていなかったのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

産業振興課長、石井正信君。

○産業振興課長（石井正信君） ご質問にお答えいたします。

あくまでも3町でやっていたと、茂原市の猟友会の方につきましては、ご協力をいただいていたというようなことでございます。実施主体は3町でございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 30年度は、まだ1町、長柄町だけじゃなくて、長南町と一緒にということで、29年度6頭、28年度9頭ですか。30年度、まだ実施していないということですが、いつごろ実施しますか。なおかつ6頭、9頭だけの成果は2町だと出ないような気がしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） 実施時期につきましては今調整中ございまして、町の猟友会といたしましてはなるべく早く実施していただきたいというようなことをご要望を賜っております。それから、これから実施するということで、前年度並みの効果が出るのかというようなことですが、これ相手、生き物でございますので、毎年その程度の捕獲できるというようなことでもございません。

今後、2町で、ある程度の年数を重ねながら実施していくということになるかと思っておりますけれども、その中で、なるべく効率よい方法を見出して、実施していければというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 大変だと思いますけれども、駆除のほう、頑張っていたきたいと思います。

ただ、町村が、協力者1町なくなって、3町じゃなくて2町だと。私、素人考えだと、それこそ山一回り、回る人数が少なくなったほうがイノシシ、逃げるところが多くなって成果は出ないんじゃないかと考えちゃうんですけども、プロとしてはいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） 3町でやっていたときには、大体平均しまして20名から25名の方が参加していただいております。その人数を2班に分けて実施しております、今度、長柄町の猟友会では10名ほどいます。長南町が7名です。17名の方が参加するということになろうかと思えます。

ただ、17名全員の方が出てこられるわけでもないと思えますので、今まで2班でやっていたものを1班でやるというようなことになろうかと思えますけれども、当然、理論的には半分になるのかなというふうには思っておりますけれども、町の猟友会も、ぜひ長柄町の鳥獣害の駆除に貢献したいということで、強く長柄町に融合というか協力したいんだと、町のために、農家の皆さんのために猟友会として協力したいというようなことで強く意見を賜った次第でございまして、町もそれほど言っていたらだけであれば、ぜひともお願いしたいというようなことが経緯でございましたので、今までどおりにはいかないかもしれませんが、改善しつつやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 少ない費用で大きな効果、ぜひお願いしたいと思います。

次に、町長の昼食会の効果、要望を聞いたり意思の疎通ができた、大変良かったと思います。

この後、私、よその町村云々を見ると、自治会の会長というんですか、そういう会長さんが行政と地区の中をとってそういうものを取りまとめて、行政に提出して実施すると、長柄町の自治会長会はそのまでのレベルに達していないんでしょうか。行政がみんなああしろこうしろとやらないと動いてもらえないんでしょうか。その辺、余りはっきり言えないですよ。自治会長会、そこまでやってくれないよとはっきりとは言えないと思えますけれども、

いかがですか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 私もはっきり申し上げられませんが、確かに、長南町とか睦沢町は区長さん、いらっしゃいますけれども、大体5年とか10年とか、長い期間お務めになる方が多いというふうに聞いています。年に何回かは皆さんが集まって町全体のことは話し合うような。

長柄町の場合、成り立ちも違うんですけども、自治会長さん、大体1年交代のところが多くて、小さい自治会ですと2年やるところもありますけれども、1年交代のところが多いということで、年をまたいで懸案事項とかなんとかというのは申し送りながらということで、町のほうから自治会長会議のときにいろんな投げかけをさせていただきながら、継続的に自治会に持ち帰っていただいてご検討いただくようなということが割方多いかなというような気はします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。

できるだけ要望等が上がってこられるものなら文書だけじゃなくて、そういう言葉で、耳で聞くと、口で話をすると、そういうことができると思いますので、町長、よろしく願いします。

最後に、私、町道3033号線の費用対効果を金額にして教えてくれと、そういう通告をしてあったと思いますけれども、町長の答弁の中に金額についての説明はなかったんですけども、今までの流れ、15年に要望があったとか、今まで、これからの流れについての説明はありましたけれども、私、通告、費用効果、6億円に対して幾らの効果が出るんだと、その率はどのくらいなのか、それを通告してあったと思うんだ。計算したでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

建設環境課長、内藤文雄君。

○建設環境課長（内藤文雄君） 答弁致します。

先ほど町長の答弁でもいたしたところですが、この社会資本総合交付金につきましては、国からもそういう要件は求められておりませんし、そういうものを町のほうで単独で設けるというシステムも今までやったことはございません。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 効果が出ないから幅員を狭める、そういう話を執行部から聞いたからこういう質問をしたんであって、今までやったことがないから、私、それもいけないと思うんですよ。今までやったことがないからやらない、今までこうやっていたからこうしない、そういう考えじゃなくて、新しく、こういうふうに分からやっていいと思うんですよ、幾らでも。

それで、通告で幾らかかる、たとえ、じゃ、2億円しか出ないにしても出してみたら良いじゃないですか。出せと言っているんだから、通告しているんだから。その辺、もう逃げちゃって、経過だけの説明、今までやっていないから今回やりませんでした。そういう答弁じゃよくないと思います。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 答弁させていただきます。

議員さんの言っていることも国のほうでは非常に高規格で何十億円、何百億円という道路を造る場合には、ピーバイシーということで算出している場合もございますが、一般の県道とか市町村道でそういうことを計算はしておりません。

やはり、これやるにはかなり膨大な委託料かかかってしまいますので、この調査をするだけで何千万円というお金をかけてしまうとそもそもやっている価値が見出せないということになってしまいますので、通常行っていないものだと考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 内藤課長さん、委託料じゃないでしょう。自分でやればいいじゃないですか。出せなかったら私に電話くれればよかったと思いますけれどもね。委託料ですぐ逃げちゃうのがよくないんですよ。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 答弁させていただきます。

大変お叱りをいただきましたけれども、他の高規格道路の場合の調査を見ますと、非常に広範囲に交通量調査などの分析をやっておりまして、そこまでしないと正確な費用というのは概ね出ないというようなことで、国交省のほうから、この資料をホームページから私も出させてもらいましたけれども、かなり複雑で、これ職員がやるというのは不可能だと私は考えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 内藤課長が不可能ということであれば、それはしようがないと思いますし、私が自分でやればいいのかと言ってもいつになっても平行線だと思いますので、私の質問はもうこれで終わります。

○議長（月岡清孝君） 以上で、鶴岡喜豊君の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後1時50分といたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時50分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（月岡清孝君） 引き続き一般質問を行います。

6番、本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 皆様、こんにちは。6番、本吉敏子でございます。よろしく願いいたします。

初めに、このたびの町長選におきまして、清田町長の2期目の当選にあたり、お祝いを申し上げます。長柄町民の皆様が、本当に長柄に住んでよかったと言っただけのよう、共に頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、3項目、11点にわたり一問一答方式で質問をさせていただきます。

初めに、1項目め、職員の働き方についてお伺いいたします。

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部は、昨年度からは、少子高齢化と人口減に歯どめをかけるべく、地方人口ビジョンを踏まえた上で、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、地方発の働き方改革の取り組みが注目され、長時間労働の削減、休暇取得促進など、主に勤

務時間の短縮、調整などにより、仕事とプライベート、双方の充実を図ろうという取り組みを推進する自治体も増えております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目、就労時間・残業時間の管理の実態についてお伺いいたします。

2点目、魅力ある職場としての取り組みについてお伺いいたします。

次に、2項目め、ながら健康ポイント事業についてお伺いいたします。

平成30年度の健康ポイント事業について、健康で生き生き暮らせるために、健康増進効果の高いウォーキングに健康ポイント制度を活用してポイントを付与し、健康寿命の延伸を目指して取り組んでおります。各種教室に参加されている方は、毎回の参加を楽しみに活動量計をなくさないようにと、マイバッグやウエストポーチ等を自身でつくり、工夫をして持ち歩いている方、朝早起きしてウォーキングに挑戦している方と、町民の皆様は喜んで楽しみながら取り組んでおります。

前回は質問をさせていただきましたが、2点お伺いいたします。

1点目、昨年度の104名に加え、40歳以上でウォーキング中心の方を200名、65歳以上で介護予防教室参加を150名加え、8月からスタートしたわけですが、現在の健康ポイント付与対象の教室、ウォーキングポイントの方の進捗状況についてお伺いいたします。

2点目、6月1日から健康ポイント事業の参加申し込みが開始され、健康福祉課健康管理係窓口で受け付け、申し込みに必要な事項を記入して提出し、活動量計を受け取るようになっております。健康教室参加者に対しては、地域包括の職員が教室等に伺い説明していただきました。公民館、武道館教室、ウォーキングポイントの健康機器の操作についての説明に関しては、健康福祉課健康ポイント担当ということで、窓口の説明となっております。なかなか1回の説明では住民の皆様もわからず困っております。公民館の教室で説明が不十分でわからない場合は窓口に来てくださいますとのことでした。

長柄町は、目指せ健康長寿延伸の町と、これからも長柄町版生涯活躍のまち構想に基づき、健康寿命延伸のために力を入れていかなければならないと思います。

そこで、今後、健康福祉課の健康ポイント担当の専属の担当者の配置を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

次に、3項目め、認知症対策についてお伺いいたします。

我が国の認知症患者数は2025年には約700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症に罹患すると見込まれております。

厚生労働省は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、平成27年1月に認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを策定し、7つの柱に沿って施策を推進してまいりましたが、昨年7月に当プラン策定時に設定した数値目標が期間の区切りを迎え、今後は、2020年度末までに新たな数値目標を掲げ、取り組むこととなりました。

今後、ますます認知症の方が増えると予測されていることから、認知症への理解を深めるための普及啓発や認知症の早期発見、早期対応等、認知症の方やその家族の視点に立ち、認知症、高齢者等に優しい地域づくりなど、認知症施策の着実、効果的な実行が求められています。

本町においても当プランに基づき施策を推進していくこととなっております。そこで、7点についてお伺いいたします。

1点目、本町独自の認知症ケアパスについてお伺いいたします。

認知症の人とその家族の方が認知症の進行に合わせてさまざまな制度やサービスが円滑に受けられるよう、長柄町の制度やサービスをわかりやすく図式化した本町独自の認知症ケアパスを作成されているのかお伺いいたします。

2点目、認知症サポーターについてお伺いいたします。

認知症対策の新オレンジプランについてであります。今回の改訂では、認知症サポーターの人数を2016年度末の実績880万人をもとに、目標人数を2020年度末までに1,200万人と設定されました。

そこで、認知症サポーターについて、現在の認知症サポーター数と改訂に伴う今後の数値目標についてお伺いいたします。

次、3点目に、認知症の方を介護する家族への支援についてお伺いいたします。

認知症の方を介護する上で不安や悩みなどを持つ家族への支援について本町はどのように取り組むか、取り組むお考えなのかお伺いいたします。

4点目、認知症初期集中支援チーム体制についてお伺いいたします。

ひどい物忘れや認知症が疑われるような症状でお困りのときは、必要に応じ、認知症初期集中支援チームがご自宅に訪問してサポートしますが、本町では認知症初期集中支援チーム体制づくりについて4月1日から開始されましたが、どのような体制になっているのかお伺いいたします。

次、5点目、認知症サポーター養成講座を受講した方についてお伺いいたします。

認知症の方が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する認知症のサポーター養成講座を受講した方たちの今後の活動をどのように考えているのかお伺い致します。

6点目、認知症カフェについてお伺い致します。

認知症カフェは、オレンジカフェ、メモリーカフェと呼ばれ、認知症の方やその家族、地域住民らが介護の悩みなどを気軽に話し合える場となっております。

今まで何度も提案をさせていただき、今回うれしいことに、広報で募集され、長柄町うたし苑さんの介護関係者が運営していただけるようになりました。10月20日、オレンジカフェうたしがオープンとなりますが、本町では認知症カフェについてどのように考えているのかお伺いいたします。

7点目、認知症高齢者への「悪質商法」への対応周知についてお伺いいたします。

高齢者を狙った悪質商法への対策を強化する改正消費者契約法が平成29年6月3日に施行されました。高齢者や認知症で判断力が低下した人が商品を不当に大量購入させられるケースが相次いでいることから、契約取り消しに関する新たな規定を盛り込んであります。

国民生活センターによると、2015年度の高齢者の消費生活相談は約24万件、認知症高齢者等による相談は8万8,000件、表面化していない可能性もあるとのこと。

本町でも防災行政無線などで振り込め詐欺の被害や注意喚起の放送があるにも関わらず、被害が後を絶ちません。また、認知症高齢者を狙う悪質商法への対応についても事例を通して認知症を抱える家族や町民へ広く周知すべきと考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終了とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えします。

まず、1項目めの職員の働き方についてお答えいたします。

1点目の就労時間・残業時間の管理の実態についてですが、出勤簿及びタイムカードで管理しております。

次に、2点目の魅力ある職場としての取り組みについてですが、第一に、組織は人で成り立っておりますので、管理職を中心に、人事評価制度などを通じて風通しのよい職場の実現

を目指しております。取り組みといたしましては、常に組織のあり方を見直すことで、時代に即し、本町に適した組織を実現し、かつ職員を適正に配置してまいりたいと存じますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

2項目めのながら健康ポイント事業についてお答えいたします。

1点目の現在のポイント付与対象の教室及びウォーキングポイントのみの方の進捗状況についてでございますが、ポイントの付与となる教室は、「高齢者サロン元気はつらつ教室」、「いきいきながら体操」、町民いこいの家の「いってんべ」、町内11地区で行われております「介護予防出張教室」、公民館・武道館での51の教室やサークル活動であります。また、ウォーキングポイントのみの参加者は118人であります。

2点目の専属の担当者のご提案でございますが、健康ポイント事業は、参加者それぞれが主体的に行っていただくことを前提としていることや役場窓口での対応はできる限り多くの職員が対応できるように準備をしていることから、専任の職員を配置する予定はありません。

次に、3項目めの認知症対策についてお答えいたします。

1点目の認知症ケアパスの作成についてでございますが、先日完成し、健康福祉課窓口及び長柄町ホームページに掲載を致しました。

2点目の認知症サポーターについてでございますが、平成29年度末で250名であります。うち一般サポーターは107名、小中学校の児童・生徒・教諭で141名です。今後も小中学校でのサポーター養成を継続するとともに、一般サポーターについても年10名程度を養成してまいりたいと考えます。

3点目の介護する家族への支援についてでございますが、来月から認知症カフェを開設致します。医療・介護の専門職を配置しておりますので、相談支援を通じ、介護負担の軽減を図れればと考えております。

4点目の認知症初期集中支援チームについてでございますが、本年4月から事業を開始しており、サポート医と毎月1回の報告会を実施しております。

5点目の認知症サポーターの今後の活動についてでございますが、それぞれの地域での活動はもとより、「認知症カフェ」での相談役を担っていただきたいと考えます。

6点目の認知症カフェについてでございますが、10月から月に1回開設を予定しております。お茶を飲みながら気軽に相談のできる場を提供してまいりたいと存じます。

7点目の認知症高齢者への「悪質商法」への対応についてでございますが、家族や高齢者を支える関係者へ、機会を捉え、情報を提供してまいりたいと存じます。

以上で、本吉議員の1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 6番、本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） それでは、自席にて質問をさせていただきます。

初めに、職員の働き方についてお伺いさせていただきます。

現在、育児短時間勤務の職員というのはどのぐらいいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。できれば、時間的には勤務時間内でしょうか、それもお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 今現在、育児短時間勤務の職員はおりません。付け加えて申し上げますと、過去には、短時間勤務で復帰した職員が3名ですか、おります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） あと、こども園のほうでもそういう方はいらっしゃらないのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） こども園で、先ほど申した3名中1名おりました。現在は、短時間勤務職員はおりません。

○議長（月岡清孝君） 6番、本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 正規、また非正規の職員の割合はどのぐらいなのでしょう。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 正規職員が現在、任期のないものが102、それから任期つきが7、非正規は27でございます。

○議長（月岡清孝君） 6番、本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 先ほど町長の答弁の中で、就労時間、また残業時間の管理についてお話をありました。タイムカードで管理をされているということで、この長時間労働についての件はないというような件でよろしいのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） あるかないかと言われますと、ないことはありません。時期によりますと、長時間、月でいいますと50時間程度残業がある職員もおります。平均でいいますと、28年度が平均で49.9、年ですね。29が39.1、これは、見かけの時間なので、例えば、勤

務の延長の範囲ですとこの数字に入りませんので一概には申し上げられませんが、またこれは平均でございますので、一般的に残業、本吉議員がおっしゃるような長時間労働というのは、一般的に一部の職員にかかることが多いというように認識しております。なので、それぞれ担当課長と私が毎月タイムカードをチェックして、できるだけ早期に改善できるように話し合いをしております。

一般的に、職員配置、年度途中で動かすというのは余り良い方法ではありませんので、その中で対応できるような形で、そして、機会があるときには、例えば育児休業の職員が復帰するとか、年度が変わるとか、臨時増のときには、そういったものを解消できるような方法をとっております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 部署によって長時間労働の方がいらっしゃるというような状況だと思います。

国の働き方改革でも残業時間の上限というのが規制されます。これから月45時間、先ほどの49時間という平均があるというようなお話がありましたので、また年360時間を原則仕事の効率ということで決まって、これからありますので、これから夜遅くというのを改善すべき点は、ぜひ総務課長が中心になって見ていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、職員のメンタルヘルスの対策としてはどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 先ほどの49といったのは年でございますので、月じゃありませんので、平均です。

メンタルヘルスにつきましては、昨年度も職員全体向けに研修を実施したところでございます。まず、もちろん管理職がよく見て、よく聞く、これが重要なんですけども、まず、本人自身もそういった、心が苦しくならないような、心持ちを覚えてもらうのも大事ということで、その上で管理職には風通しのよいといいますか、何でも話せると、困ったときには困ったと言えるような環境にしてあると私は思っています。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 今、産業医がいらっしゃると思います。その産業医に関しては、これは2カ月に一遍でしょうか、会議があると思いますが、そのときに職員の皆さんとの対話ができるような形になっていると思いますけれども、その辺はうまくはいつているのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 衛生委員会につきましては、現在のところ、隔月、一月置きに開催しております。また、役場の職場環境ですと外的な騒音とか、そういったものは余り考えにくいので、主に衛生委員会ではメンタルヘルスのことを中心に話し合っております。

今月上旬に、メンタルヘルスのストレスチェックの検査をやったところで、もうじき結果出るとお思いますので、それについてはまた産業医、衛生委員会で結果の分析、それから対応等を進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 職員が本当に気軽に産業医とも懇談ができる体制ということをはっきりと作っていただきたいなというふうに思っております。それはまた引き続きお願いしたいとお思います。

次に、育児休暇の取得については、今、男性の育児休暇の取得についてということでも話題になっておりますが、どうでしょうか、その件については。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 当然、男性の育児休業も制度は持っております。そういう希望者があれば、本当にそれはとれるというようなことをございますけれども、私どもだけでなく、なかなか男性はとりにくいような環境にあるのは確かだと思おいます。

ただし、例えば、私など、個人的に考えるのには、一定期間、1カ月とか2カ月とか、そういう単位での取得というのはあり得る、そういうところから始めないとなかなか私、男性職員、1年、2年、休みますというのはなかなか時代というか、世の中がそこまで行っていないのも確かに事実だと思おいます。

私どもとすると、そういった話も真摯に受けとめまして、時代に合ったようなことは、一切ならんということはありませんので、ただ、今のところそういった希望者はいないのも確かでございます。言いづらいのかもしれませんが、その辺はざつくばらんに相談ができるような体制は常にありたいというふうに思おいます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 引き続き、制度の活用について積極的に、また周知もしていただきながら啓発も図っていただきたいなと思っております。

また、今回、また公務員の仕事の役割についてということで、先ほどもなかなか男性は育児休暇をとらないという、まだとった人がいないからと、そういうような思いもあるんじゃないかなと思いますけれども、もし休んだ方の場合、これは男性、女性もそうなんですが、マニュアルなどの整備はされているのかお伺いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 休んだ場合のマニュアルということで……

〔発言する者あり〕

○総務課長（蒔田 功君） マニュアルにつきましては、それぞれ大課制を敷くときにフラット化ということで、誰でもできるようなということで、事務のほうは各課、各担当のほうにそういったものを作るようにというふうに指示してありまして、現在、また制度も変わりまして、課制に戻りましたけれども、係長中心にそういったことができるようになってきていると思います。

また、人的にも育児休業の場合は予測ができますので、年度途中、一定期間、年度明けのまでは多少負担がかかる時期もあるかもしれませんが、わかっていることはできるだけ全員が、皆がフラットになるように配慮するようにしております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 前回、鶴岡議員が、やっぱり年度末にその処理のマニュアル化をしているのかということでもお話があったと思いますが、事務処理のマニュアルの整備というのはとても大事なことだと思います。

先ほどフラット化されているというお話がありましたが、まだまだそれがなれていないというのが現実でありまして、住民の皆様から、聞いても1回ではわからなくて、何度も上司の方に聞いたりとかしているというようなことが見られるというお話も伺っておりますので、その辺の体制をしっかりと、また職員の皆さんにお願いしたいと思います。

とにかく、一番職員の皆様が生きがいを持ちながら、また住民の皆様と、また長柄町の魅

力を発信していく努力ということがとても大事だと思いますので、さらなる職員の皆様の取り組みを期待したいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2項目めのながら健康ポイント事業についてお伺いしたいと思います。

健康ポイントにかかわる担当者が何人おられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

健康ポイントに携わる職員でございますけれども、本課におります介護係、こちらのほうで4名、それから健康管理系のほうにおります5名、こちらで事務を執り行っております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 健康機器の操作については、担当課の窓口の全員が説明できるのかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいま申し上げました担当以外の職員につきましては、現実的に窓口で対応しているかどうかは、申し訳ございません、確認はしておりませんが、マニュアルを配布しまして、勉強会を開催させていただいております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 現在、活動量計の記録が保存されるのは2週間分ということなんですけれども、古い記録が自動的に消去されてしまいます。タッチしないと、そういうふうに記録が残らない分については、ポイントというのが反映されないようになっておりますけれども、ちよくちよく公民館だとか、また役場に来られる人は、その2週間分というのをできますけれども、来られない人、タブレットが役場と公民館に設置されておりますが、月1回の教室に歩いて参加する方たちというのは、役場に来るというのは、なかなか自分の地元の教室、自治会だとか集会所だとかに来られる方はいらっしゃいますけれども、役場だとか公民館になかなかタブレットのタッチだけに来るということはできないような状況です。

今後は、どのような方法があるのかお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ご指摘のようなケースというのが出てきておるところでございます。システム的な問題もあるかもしれませんが、できる限りそれを努力していただくのが一番なんですけれども、実際にタブレットも有料で費用も行政側が負担しなければならない今状況になってしまいまし

たので、なかなか増設というものも右から左へというわけにはいかないところでございます。その辺は何卒ご理解いただきまして、利用者の積極的な活用と申しますか、ご利用の取り決め、これをご理解いただきまして、活用いただければというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 皆さんそれは十分ご存じであります。その中で、やっぱり住民の皆様が、本当に今回も喜んで参加をされているような状態であります。リソル、日本メディカルトレーニングセンターに行きますと、今では携帯でぱっとできるような体制ができるようになっております。長柄町に関しては、大きなタブレットを持っているような状態なんですけれども、これから先、どうしたほうが費用対効果に関してもいいのかということもよく考えていただきながら、これからも進めていただければなというふうに思っております。

健康ポイント事業ということで、今、のぼり、また、しっかりと健康延伸のためにということで、各教室にも周知していただくために持ってっておりますけれども、これからでも健康づくり、また介護予防、生きがいつくりとして、町民の皆様が安心して健康で生き生き暮らせるために、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、3項目め、認知症対策についてお伺ひしたいと思ひます。

まず1項目めの認知症ケアパスについてお伺ひします。

これは、9月にケアパスも作成されました。ホームページにも掲載をされております。私も認知症ケアパスを拝見させていただきましたが、予算をかけず手作りで作成されたことと思ひます。少々字が多くて見づらい、もう少し誰が見てもわかるような、例えば、認知症症状をとってみても、今回、軽度、また中度、また重度というふうにありますけれども、そこから本人の様子等を誰もが見やすいような図式化というようなことも考えたほうがいいのではないかなというふうに思ひますので、ぜひ、ホームページにもアップされておりますけれども、もう一度見直しをしていただきたいなと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ただいまご質問にありましたように、今回、ケアパス作成に当たっては担当職員の方で作成させていただきました。逆に、業者さんに頼みますと、多くのイラストを使って見やすくなるのかもしれませんが、今ご指摘がありましたような点が次々に出た場合に、必ずしも簡単に直せなくなってしまうというようなデメリットもあるかと思ひます。

今ご指摘いただきましたけれども、これらの声を、必ず二月に一度とか、なかなかそうい

うわけにはいかないかもしれませんが、定期的にその記録を保存し、改善に努めたいと考えますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） これは手作りですので、すぐ直せると思います。ですので、ぜひ見やすいような状況をつくっていただきたいなと思います。

あと、できれば認知症ケアパスの用語の解説というのも、住民の皆様はわからないと思います。ぜひ用語の解説もつけていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） まさしく今のご指摘などは、速やかに付け加えること、特にホームページなんかは簡単にできるかと思います。なかなか印刷物につきましては、既に印刷してしまったものもございますので、すぐに改善はできないかもしれませんが、その辺も含めて改善できるところは改善してまいりたいというふうに考えます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 次に、認知症サポーターについてお伺いしたいと思います。

先ほど町長のほうから平成29年まで250名ということで、平成30年で、日吉小学校で前回やりましたので、今現在が283名の方がサポーターになっていると思います。その中で、今回は、新オレンジプランについてでありますけれども、2020年度末までに目標をまず設定することが大事ではないかなというふうに思うんですが、設定の目標だとか考えていれば教えていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ただいま、ご質問にありましたとおり、国では、新オレンジプランにおきまして、この600万人を800万人するというような計画が立てられております。残念ながら、本町は具体的な何人ということはまだ設けてございません。

しかしながら、今まで一般サポーターで約107名ほど、せんだってご紹介ありましたけれども、小学生が実施、終わったところでございます。その中で、継続的に、町長の答弁にもございましたけれども、10名程度は少なくとも増員できるような形をとってまいりたいというふうに考えてございますので、何とぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） この長柄町はすごいところがあるんです。それは、小学校、中学校で

認知症のサポーターの養成講座をやっているということなんです。それは、どこの小学校もまだやっていないというのが現実です。教育委員会の皆様、また小学校の皆様がご協力をいただきまして、時間をとっていただけるので、このサポーターの養成講座ができているというのが現実であります。

長柄町では、この認知症を正しく理解するために小学校5年生、また中学校では2年生の皆さんがサポーターの養成講座を実施しているわけなんです、子どもたちも加わって認知症の人を支える和の構築が今本当に長柄町は進んでおります。

受講された方からは、あかしであるオレンジリングがあるんですけども、差し上げますが、ランドセルだとか、かばんにすぐつけて、見守りますということで頼もしくして、そのようなお話をしていたというのがとても印象で、また登校ボランティアでも行かせていただくんですけども、そのときにランドセルにちゃんとオレンジリングをつけてあるというのがとてもすごいことだなというふうに感じました。

本当にこれから、今後、2020年度末までに目標達成ということと、また認知症の早期発見、早期対応のためにも子供たちに対する養成が重要になってくると思いますので、また引き続き働きかけをお願いしたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、本町の認知症初期集中支援チームについてなんですが、4月1日から開始をされ、利用状況はどうでしょうか。そこで、まずは利用状況をお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えさせていただきます。

1件、ご相談ございまして、ケース会議を開催したところでございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 1件ということですが、本町の認知症初期集中支援チームの活用が少ないと思うんですが、この要因というのはどのように分析されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

まずもって、初期という段階にあること、これがやはり非常に、ご家族、本人、わかりづらいつころがあるかもしれません。既にご相談いただく時点では、ある程度その症状は進行しているというようなことがあって、この支援チームにかけるのをもう通り越してしまっているような症状があるというのが多く見受けられると思います。

今回の場合は、ごくごく初期の段階であったことから、このチームにて議論を重ねさせていただいたところがございますけれども、まだ制度ができたばかりということもあるかと思
います。今後も啓発に努めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） ぜひ周知啓発をお願いしたいなと思います。まだまだ困っている方た
くさんいらっしゃると思います。そこからしっかりとお願いしたいと思います。

次に、認知症の方が在宅生活を送るためには、認知症初期集中支援チームの資質向上とと
もに医療介護システムを構築し、住民がそれらの仕組みを活用できることが重要であると思
えますが、その件についてはどうお考えでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 制度がまだ始まったばかりでして、なかなか難しい部分が多
岐にございます。

もちろん私どものスキルというものも当然アップしていかなければならないと思いますし、
ケースをこなすということも失礼かと思えますけれども、多く扱うことで、やはりその辺り
の上手な対応の仕方というのも出てくると思いますので、これらにつきましては、どうして
も机上での勉強ということになってしまうかもしれませんが、それらを十分重ねなが
ら対応してまいりたいというふうに考えるところです。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） ですので、長柄町の認知症ケアパスというのがとても大事になってく
ると思います。これはホームページ、また包括のほうの窓口には置いてあると思います。で
も、知らない方が本当にまだまだたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひ、皆さん声
を大にして言っていただければなというふうに思います。

次に、認知症の地域支援推進委員の資質向上についてでありますけれども、好事例や情報
の共有のための会議等の開催や資質向上のための研修会など、今後の計画というのがあれば
お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

計画というものは持ち合わせてございませんけれども、適宜、会議ないし研修会、参加さ
せていただいております。先日も職員のほうを行かせましたので、できる限り事務に支障
のない範囲で、そういった研修を受けることでスキルをアップさせていただければというふ

うに考えているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） それでは、認知症サポーター養成講座を受講した方の登録について伺いしたいと思います。

今現在、長柄町では、認知症のサポーターの養成講座、先ほども受けた方ということでありましたけれども、この登録された方について、地域で活躍をしていけるようにということでの答弁だったと思いますけれども、例えば登録証だとかを発行して、年1回のフォローアップだとかの研修を実施の提案をしたいと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えさせていただきます。

制度自体は、平成24年ぐらいですか、本町でも古い方ではそのころから既に受講なさった方がいらっしゃるというふう聞いております。

ただ、ごく最近多くの方が受講されていること、それらも含めて町も十分な今後のあり方みたいなものも残念ながら検討されないまま現在に至っております。

これら含めまして、今後のサポーターさんの研修会だとか、そういったものもいろんな先進事例、確認しながら、もちろん増員も含めながら今後のあり方、いろんな面で勉強していきたいというふうに考えるところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 例えば、見守り隊登録証みたいな、茂原市は、「ほっとみまもり隊」登録証というのがあるんです。長柄町は、サポーターになられた方は、そのままオレンジリングをいただいて、一応登録というか、町では控えをしてあるだけなんですけれども、できればこの登録証も、手作りで構わないと思うんですが、ご協力していただきながら見守っていただけるような、（仮称）見守り隊みたいな、そういう形でぜひ登録証をつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あと、受講希望者は、10人以上のグループには随時講師を無料で派遣し、講座を行う出前講座を提案したいと思います。

今までも何回も私も提案をさせていただきましたが、なかなかそういうふうに、こういう出前講座がありますよということもぜひ作っていただきたいということで総務課長にもお話をしてきましたけれども、全くないんですが、その辺は、ぜひこの講座を行う出前講座を提案したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

過去には非常に大きな規模でやっていらっしゃったかと思います。そういったときには、確かにご指摘のように、そういった機能を持つことで非常に受講者にとっては利便性が上がったことと思います。

ただ、今後、そういう大規模な、当然、申し込みがあれば検討するべきところなんですけれども、現時点でなかなか、町と致しましては、それだけの以前のように多くの方が一斉に受講いただけるというような見込みが今のところできていないのが現状でございますので、そういった機会があればまたご相談いただきまして、ご検討させていただければと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） これは地区だとか自治会に関しても10の方がいればこういうことがありますよということで、ぜひ声かけをしていただきたいと思います。

一般向けの認知症サポーターの養成講座というのはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

今後、今までのように、団体とか、そういった部分ではなかなか難しいと思いますので、当然公募という形でさせていただくんですが、なかなか具体的に、じゃ、どうしようというのをごさいませんで、広報ですとかホームページですとか、そういったところで募集した中で期日を決めて実施したいと考えておるところでございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 一般向けの認知症サポーター養成講座で、今度は、三井住友海上のプライマリー生命保険会社の職員、またリソル生命の森の研修営業部の職員に対してこれから行うようなことがありますと言っておりましたけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 申し訳ございません。自分がちょっとその辺を承知してございませんで、お答えできる状態にないんですが、申し訳ございません。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） ぜひ、年何回か町民向けにサポーター養成講座を開催するように提案

をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 先ほど来、私、申し上げさせていただいておりますけれども、基本的には一般町民向けに養成講座を開設したいと考えてございます。できる限り多くの方々に、今年無理であっても来年とか、日程等もありますので、ぜひご参加いただきたく、広報してまいりたいと考えます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） あと、職員の皆さんは、どのぐらいの皆さんがこの養成講座を受講されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

過去には講座を受講した職員おったわけですが、やめられてしまったということもございまして、現在、通常的一般職員と申しますか、おりません。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） ぜひ、町長、よろしく願いいたします。

やっぱり職員の皆さんは、どんな方が受付に来られるかということもわかりませんし、どういうことサポートするのかということもまずわからないと思いますので、職員の皆様からぜひ受講していただきたいというふうに思っております。

また、今までどのような職種の方といってもいないということですからあれですけれども、これからは、またできれば郵便局の皆さん、職員の皆さん、またコンビニエンスストアの皆さん、また各種企業などの皆様に、さまざまな職種の方に対して講座を開催していけるというふうになるといいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、認知症カフェについてお伺いしたいと思います。

今回は、10月20日からオレンジカフェうたしがオープンとなりますけれども、ボランティアはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） それこそ、先ほど来お話に出ております認知症サポーターの方にぜひお願いしたいというふうに考えてございます。まだちょっとルール等はでき上がっておりませんが、数名、お部屋の関係もございまして、そういう人数になるかと思っておりますけれども、ご協力をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 今、課題となっております行方不明の認知症高齢者等に対する支援について、どのような仕組みやシステム等の支援を行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答え致します。

具体的な見守り活動と申し上げますと、なかなか機器を使ったりGPSを使ったりというところまでは行ってございません。身近なところでございますと、民生委員さんにそういった見守り活動を行っていただいている、それから給食サービスとか高齢者に対するサービスで、そこに該当者がいらっしゃればそういう方を見守っていただく、そういったような形態でしかないのが現状でございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 今、町に住所を有する者で、65歳以上のひとり暮らしの者だとか、先ほども民生委員の方にシステムの通報装置だとかあるということだと思いますけれども、認知症症状がある方、また町長が特に必要と求める方、また、長柄町が、あんしん見守りキーホルダーというのがあります。これが今のキーホルダー、今課長さんは言っていただきませんでしたけれども、このように、あんしん見守りキーホルダーというのがあります。

以前、提案をさせていただき、外出先で突然倒れたときや認知症の徘徊等で身元がわからないときにキーホルダーに登録した、また緊急連絡先があればその連絡先につなげることができるように申請されている方がおります。これは、課長、何名かかってご存じでしょうか。

これは、29年3月からやっているんですけれども、今まだ3名なんです。3名ということで、これを首から下げたり、またバッグのところに下げたりとかという形であるんですが、まだまだ周知もされていないというのがあります。

できればキーホルダーだとかは、先ほども、茂原市はGPSなんですけれども、今後、衣服に張れるアイロンのプリントのネームシールだとか、また爪先だとかかかかると貼る蛍光のシールだとかというのがあります。それも提案をしていきたいなというふうに思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ご指摘の件、存じ上げませんで、大変失礼いたしました。

それらを含めまして、さらに勉強してまいりたいと思いますし、そういったニーズは、どういったものかということはもちろんあるかと思いますが、それらを含めて

研究していければというふうに考えるところでございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 最後に、65歳未満で発症する若年性の認知症についてでありますけれども、若年性認知症に対する理解が不足して、診断される前に症状が進行し、社会生活が事実上困難となることが指摘されております。

そこで、地域住民も含めた若年性認知症の理解の普及啓発について取り組み状況をお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 申し訳ありません。ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども、そういった部分についてどういった施策を行っているか、ちょっと承知していない中でお答えすることはできません。申しわけございません。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 私が答えちゃいます。

若年性の認知症につきましては、見守り隊のフォローアップ研修などで説明していたりしています。また、窓口には国や県からの若年性の認知症のパンフレットというのが設置してありますので、相談があった場合には、介護保険や障害福祉サービスなどの必要な支援につながるように努めて下さっております。

これから本当にそういう方もわからない、65歳以上の認知症という方、また若年性ということも見た目ではわからないということもありますけれども、アンテナを高くしながら私たちがしっかりと見守っていきたいというふうに思っております。

最後に、まとめとして、9月21日というのは、世界のアルツハイマーデーということであり、認知症への理解を深めようと、また国際アルツハイマー病協会が世界保健機構と共同で1994年に制定し、毎年この日を中心に世界各地で啓発活動が行われております。9月21日を認知症の日、また9月を認知症月間というふうにこれからも明記していこうかということでも今具体的に法案、組まれるようにお話が進められております。

大事なことは、認知症の人が、住み慣れた地域で本人の意思を尊重しながらいかに支えていくかだと思います。認知症を正しく理解して、本人や家族の支えになる認知症サポーターの存在というのはとても大きいのです。

今後、サポーター制度の周知とともに、地域で活躍できる場をぜひ増やしてほしいと強く要望し、またお願いし、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で、本吉敏子君の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は午後3時といたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 川 嶋 朗 敬 君

○議長（月岡清孝君） 引き続き一般質問を行います。

次に、1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 皆さん、こんにちは。1番、川嶋朗敬です。

質問に先立ちまして、また一言ご挨拶をさせていただきます。

このほど、長柄町長選におきまして清田町長の2期目当選にあたりまして、お祝いを申し上げます。これからの4年間、町民の負託に応えるよう、一つ一つ解決されることを、微力ながら私も町民の思いに耳を傾け、共に頑張って応援してまいりたいと思います。よろしくごお願い申し上げます。

さて、今年も長年にわたり地域社会に貢献してきた老人を敬愛し、長寿を祝う敬老の日が訪れました。今年も長柄町では、88歳の米寿、64名、99歳の白寿、5名と、敬老お祝いを迎えられた方々に心よりお祝いを申し上げます。今後も町のためにお知恵をおかりし、ご自愛をくださいますようお願い申し上げます。

本年は、東日本大震災から7年目を迎える中、西日本を中心とし、台風等による豪雨災害や土砂災害が多数発生しております。また、今月6日、未明にも北海道で発生した最大震度7の地震により大規模な土砂災害が発生し、深刻な被害も出ております。被災されました方々にご家族の皆様にご改めて心よりお悔やみとお見舞いを申し上げ、被災した地域の日も早い復興と平常の生活に戻れることをお祈りしております。

大災害は、人々に強烈な衝撃を与えます。しかし、つらい記憶ほど早く忘れたいとする心

理が働き、加速度的に風化が進み、記憶半減期を過ぎると、まだ大丈夫だろう、自分だけは死なないという根拠なき楽観に流れる。そして、同じような災害に襲われ、同じような被害を受けてまいります。

今回は、災害に強い行政組織を目指して、過去の質問を踏まえ、各職員がミッションを共有した上で、問題解決に向け、責任を持って業務内容を遂行してきたかお聞きしてまいりたいと思います。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして一問一答にて質問させていただきます。

まず、1項目め、発災時における職員の適切な初動体制について。こちらは、平成28年6月に一般質問をしております。

1回目としまして、①勤務時間外などに災害が発生した場合の効率的な初動時に必要な災害活動体制、いわゆる災害優先業務を伺いたいと思います。

②優先業務に重点を置いた緊急初動対応能力アップを強化した職員の防災訓練並びに受援対応訓練の円滑な業務遂行を伺いたいと思います。

続きまして、2項目め、災害時における要援護者の避難体制づくりについて。こちらは、平成27年12月の一般質問でも上げております。

①災害時要援護者の名簿登録者数を増やす手だてを伺いたい。

②地域住民が災害時要援護者の状況・情報などの把握を共有する手だてを伺いたい。

③災害時要援護者を支援する支援者が少なく、安否確認、避難誘導などの体制を整える手だてを伺いたいと思います。

以上で、1回目の私の質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 川嶋議員の質問にお答えします。

まず、1項目めの発災時における職員の適切な初動体制についてお答えい致します。

1点目の勤務時間外などに災害が発生した場合の効率的な初動時に必要な災害活動体制についてであります。 「長柄町地域防災計画」に基づき、「長柄町災害時職員初動マニュアル」、「長柄町業務継続計画」及び「避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル」により、災害の状況に応じて対応することとしております。

2点目の優先業務に重点を置いた緊急初動対応能力アップを強化した職員の防災訓練並び

に受援対応訓練の円滑な業務遂行についてであります。1点目で申し上げました計画及びマニュアルを職員がよく理解し、災害時に円滑に対応できるよう努めてまいります。ご指摘の訓練につきましても今後実施してまいりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

2項目めの災害時における要援護者の避難体制づくりについてお答えいたします。

1点目の要援護者の名簿登録者数を増やす手立てについてでございますが、一昨年、民生委員の属する自治会以外の自治会に民生・児童委員の支援員として民生委員協力員を設置致しました。加えまして、自治会、自主防災組織などの地域住民の協力を得ながら、本事業の推進を図ってまいります。

2点目の地域住民が災害時要援護者の状況・情報などの把握を共有する手立てについてでございますが、提出されました要援護者の情報は、自治会をはじめ、関係機関へ開示することとなります。定期的に更新を行い、適切な情報管理に努めてまいります。

3点目の災害時要援護者を支援する体制を整える手立てについてでございますが、地域防災力の向上と防災リーダーの育成が急務であると考えます。特に防災リーダーにつきましては、地域における指南役として、また、要援護者と支援者をつなぐコーディネーターとして期待するものであります。今後も防災訓練等を通じ、地域防災力の向上とリーダーの育成に努めてまいります。

以上、川嶋議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ご答弁ありがとうございました。

先ほど白井課長が何シール貼っているんだとおっしゃいましたけれども、実は、いただいたこの長柄町の教育委員会の点検・評価報告書というの、これ先ほど見させてもらったんですね。

各小学校の大規模災害に対してどのような訓練がされているか。小学校によって、残念ながら長柄小はB、日吉小はAということで、災害に対する認識度が違うのか、災害の活動がわからないのか、ちょっとわからないんですけども、そういうところを見させてもらっておりますので、後ほど質問をしてまいりたいなというように思っています。

今、清田町長の答弁の中で、マニュアル、そしてBCP、これは平成28年6月に一般質問した中で、BCPできていないよということで、県からの指摘も受けていた中で作成が進められてきたことと思います。

できてきたからには、中を、マニュアルを見なきゃいけないんですけども、先ほどこの防災計画書を見ましたら563ページあるんですね。これを全部読もうといっても、これなかなかこれは不可能です。要援護者も入っています。ですから、簡易的な、簡単なマニュアルが作成されてきたんじゃないかなと、このように思います。

そこで、今回の質問にあたりましては、マニュアルが管理職の皆様や職員の皆さんのお手元に渡りまして、十分理解と、また内容に確認をされてきたんじゃないかなというふうに思います。

しかし、今日、質問の内容は、今まで大震災、阪神淡路大震災、東日本大震災、いろんな地震、それから豪雨災害、こういったものの職員のいろんな行動が果たして的確だったかどうか、これを分析して調査してきました。こういうことで、さまざまな災害に、教訓に、職員の方は対応ができなかったと、このようにお話をされております。

そこで、対応がされなくては、じゃ、当然命、町民の命の問題ですので、何とかしなくてはいけない。そこで、6月の議会の一般質問の続きから始めます。

豊田課長、先ほど小学校の大規模災害があったこの中、見させてもらいました。この学校関係においても地域防災計画で、初動対応マニュアルが、これ作成されて、各県、地域、あろうかと思えます。

しかし、この活動が個々に決まっているともいえど、必ずしもさまざまな災害時に参集できるというのはなかなか難しいんじゃないかなと、このように思われます。それが、大幅な遅れによって災害活動に支障を及ぼしているということで、学校関係者もこのように、過去の災害から課題だよというように謳ってございまして、そこでBCP、策定がされてきております。

豊田課長、ここでお聞きします。

1点目、個々にいきましょうね。平成23年3月11日に東日本大震災ありました。残念ながら600人という児童・生徒、お亡くなりになり、行方不明になってしましまして、大変つらい状況でありました。

こんな甚大被害が出てきている中で、長柄小学校を例に挙げますと、これ敷地全体、建物もそうなんですけれども、土砂災害警戒区域になっているんですね、千葉県において。長柄町においては137カ所、土砂災害区域があり、学校施設も当然、長柄小学校も対象地です。日吉小学校はそんなことはありませんけれども、残念ながら長柄地区で13カ所、日吉地区で39カ所、残念なことに水上地区は85カ所あるんですね。その中の長柄地区を見ると、この山

根、それから、実は私のところの中野台、上味庄、ここがっちゃうんですね、土砂災害、地震が来ると。

この前、実は、つい最近、……ちょっと静かにしてくれますか。

○議長（月岡清孝君） 山根議員、古坂議員、静かにお願いしますね。

○1番（川嶋朗敬君） この前、実は、見ましたら、この夏の西日本の豪雨災害、9割がこの土砂災害の警戒地域だったんですよ。これが9月17日に発表されました。

この長柄町において137カ所、実は隣の長南町は倍あるんですが、長柄地区でも長柄小学校がこういう地域にあります。子供たちの避難の中で、ぜひお願いしたいことがあるんです。さまざまな災害に対応した模擬体験、そしてシナリオではない避難キャンプなどを実施していただきたいんですが、どのように思いますか。時間ありませんので簡潔にお願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（豊田武文君） 避難訓練等においては、実効性の高いものを今後とも学校のほうに実行していくように指導していきたいと考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

これが避難訓練だけだと、いざというときに、これから、今学校のお話だけですけれども、これ以外にまたお話ししますけれども、とっさの行動ができない、今お話ししたのは、長柄小学校の子供たちが、いつ、今、地震が起き、土砂災害が起きたときに、机の下に潜り込んでも土砂災害が起きたときには、長柄中学校、県道に流れてしまう。だから、そういった地域の土砂災害のところを十分な検討をした中で訓練を行っていただきたいというのが私の要望です。

次に、今お話がありました地域防災計画を皆さん方、努力して認識していると思いますので、全ての自然災害における職員の参集基準も知っているし理解もしているということでお聞きをします。

全ての自然災害時に地域防災計画に基づいた行動を全ての職員がとることができるかどうか、できるかできないか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） できると申し上げたいところでございますけれども、できるかど

うか、不安に思っている職員もあろうかと思えます。長くなりますけれども、まあ、じゃ、この辺で。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） できるかできないかですから、不安に思っている職員も当然、不安に思っているというよりもそのマニュアルに対しての行動が難しいと感じている人がいるんじゃないかなというように思えます。

先ほど言いましたね、563ページありますから、これをコンパクトにしてもなかなか災害時の行動をとりにくいというのが一つあると思います。

じゃ、なぜ行動ができないのか。何でだと思いますか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） やはり経験、訓練だと思います。頭でわかっているけど体がすぐに行動に移せないということはあるかなというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 実は、先ほども言いましたように、阪神大震災からずっと常総市の鬼怒川の氾濫した職員の中で、分析をして、職員の意見はこういうこと言っています。

台風の接近時において職員の心構えに温度差があると、あとは、人ごとのように感じている職員がいると、それから、もっとひどいのは、担当部署でもない限り読むことで理解が難しいと、ここが非常に担当部署であると一生懸命読むんですけども、それ以外はなかなか危機管理というものが薄れてしまうんじゃないかなというように、私がお話ししているんじゃないくて、災害を経験した職員がお話をしています。

ですから、普段から定期的に、今お話があったように、訓練、これが一番じゃないかなと思います、私も。

訓練のほかに研修があるんですね。研修を聞きます。

長柄町というのは、私、大変申しわけないんですが、今まで被災されている、例えば、阪神淡路、東日本大震災、こういったところで、本町から何名ぐらい応援というんですかね、支援を、復興復旧のためにお手伝いに行かれています方、そういう方がおられると思います。私が知っているのは、田中課長さんと畠山さんですね。それ以外は、ちょっと大変申し訳ないんですが、わからないんですが、そういう方々から、その経験、体験をした中で研修を開いたことはありますか。あったなら教えていただきたい。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 東日本に3名の職員を派遣しておりますが、それに特化した、帰ってきてから研修というようなことは、これまで実施はしていません。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

ここに、やはり実際に被災地に行くことや被災者の話を聞くなどは一般職員にとっても重要なことであると、このように被災された職員はおっしゃっています。ですので、やはり応援に行って、支援されて、復旧に携わった方からお話を聞かれるというのは、職員にとってはプラスになるんじゃないかなというように思いますので、ぜひ、多く参加されて、生の声を聞かれるといいんじゃないかなと思います。

阪神のお話しましたが、時間が今日はたっぷりありますから、熊本地震のお話をしましょう。

実は、熊本地震、これは東京大学の研究所で発表されているんですけども、熊本地震の前震が28年4月14日木曜日の9時26分、これマグニチュード6.5の震度が7ということで、実はその後に、安心したと思ったら2日後の土曜日にぐらっと来ましたよ。マグニチュード7.3、やはり震度7ということで、ここが運命の分かれ目をしてしまった。人的被害が多く出て、負傷者、特に建物の倒壊が非常に多く目立ってしまった。熊本地震、熊本城がよくテレビに出てきたと思います。

職員は、何て言っているかという、いや、やはり災害のマニュアルを読んでいただけですけども、いざとなったら行動ができなくなってしまったと、これは本音だと思います。それを受けて、市長さんは検証していく必要があるということで、熊本議会でも議員さんに対して答弁をしております。なぜかという、これ熊本の職員の方、4月14日9時26分にぐらっと来て、夜中零時に、全員の参集がかかりました。しかし、2時間30分、その間かかったのに、たったの7.48%しか職員が来られなかった。次の本震の災害では、何と1時25分に発生して、2時間半たった4時には2.62%、もっと減ってしまった。

ですから、ここが分かれ目なんですね。わかっているけども参集できない。たまたま、何て言っているかという、やはり、2回とも夜中であつたため職員は自宅から庁舎まで参集することはできなかったと。そして、目の前に家族が助けを求めているのに、やはり自分だけではなく、周りの命も助けなくてはいけなかった、来る途中に被災されている人たちがいる、この人たちも放っておけなかった、いろんな条件が重なってしまった、しかも、これが夜中だった。だから、震災はいつ来るかわからない。台風ですとレーダーを見ていれば、こっち

に来るかなどっちに行くかな、想像と準備はできるんですが、地震だけはどうもできない。

そこで、市長、何て答えているか。今回の地震で市内全域に甚大な被害があり、電話や電子メールがつながりにくい状態となり、職員の参集及び安否確認に支障が出てしまった。このような状況から地震で災害が拡大したことに伴い、職員参集が遅れ、初動体制に支障が出てきたので、再度検証をしなくてはいけなかったと、このように、実は熊本県庁でも同じことが起きています。

県庁では、辛うじてプッシュ型支援を受けられたのでよかったんですけども、このプッシュ型支援を受けられなければ熊本県はもっともっと悲惨な状態になっている。これはお話、この前しましたので、プッシュ型支援について理解をしておいてもらいたいということでお話ししたと思います。

そこで、②に入ります。

今、答弁で計画書に基づいて職員がよく理解していると、努力していかななくてはならないということをお話をされましたが、初動マニュアルは、簡単なものだと思います。ごく簡単にされたのかなというように思います。しかし、職員の防災訓練、受援対応訓練の円滑な業務遂行能力、状況判断の理解力及び、先ほどご指摘の訓練も実施していかなきゃいけないというようにおっしゃいました。ご指摘の訓練というのはどんな訓練か教えてください。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 訓練につきましては、川嶋議員の質問にあります緊急初動対応能力アップを強化した職員の防災訓練、そして受援対応訓練という意味でございます。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 今私が聞いたのは、このマニュアルで職員の皆さん方が理解を深めた中で、総務課長に聞くのがまずかったんですね。ほかの課長に聞けばよかったんですね。

業務遂行、このマニュアルを見て、行動する能力、判断力、先ほど理解と言いましたから理解力をどのようにしていったのかと。マニュアルを見て、各課長さん方はどうしなきゃいけないのか、担当課で。今回、そこで、第2番目に要援護者が出ているわけなんですね。

総務課長じゃなくて、内藤課長には聞きません、わかっていますから。私も同じセクションにいたことがありますので、どう何を動かなきゃいけないかというのは理解しています。

だから、どんな場合であっても理解をきちっとされましたか。されているんだっいたらいつ来る災害も大丈夫ですね。それを確認します。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） マニュアルの中には、長がトップでなっていますが、当然、町長も来られない場合もあります。現在、私がおの代行者というふうになっています。また、町長も私も、例えば先ほどの大地震の場合ですと、一定の時間がかかる場合もありますので、その場合は、順次、着いた者、管理職からこのマニュアルに沿った、まず本部に集まる、集まった上で状況を把握していくというようなところを管理職会で話をしておるところでございます。これらについて、職員全体の訓練においてもこれを生かしているような形で考えていかなければならないというふうに思っています。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） いかなくてはならないんでなくて、いつ起きるかわからないからすぐにでも実行しなくてはいけないということですね。

今言ったように、訓練、お話ししておきます。

まず、さっきも言ったように、熊本の話しまして、2時間半で2.何%しかありませんので、やはり1時間以内に、60分以内に集まってこられる職員をまず緊急初動対応能力アップ訓練、これを行ってください。そうすると、間違いなくどんな災害が起きても1時間で来られる職員、これは、第1配備、第2配備、第3配備じゃなくて、やはり時間との勝負ですから、60分以内に何%の職員が集まってこられるかというブラインド訓練をとってみてください。その訓練によって、被害状況の収集、それから避難所の開設、すぐとっていただきたい。

いつまでも蒔田総務課長を待っていても半日かかりますよ。いや、1日かかるかもしれない。ですから、蒔田総務課長の担当防災課長、待っていなくても誰でもが1時間以内に来て、指揮できるような体制の訓練をとってください。これが、緊急初動対応能力アップ訓練です。

2つ目は、避難所開設訓練、これは、多数の被災された住民が集中する恐れがありますので、迅速かつ円滑に避難所開設、受け入れ態勢ができるかどうか訓練をしてみてください。

それから、先ほど言いましたように、受援対応訓練、これが大切なんですね。要援護者にも言わなきゃいけないんですけれども、必ず一つ早急につくらなきゃいけないのが受援対応対策計画書、これまだ、残念ながら都道府県見ても少ない、千葉県見ても少ない、少ないから作らないんじゃないじゃなくて、作っちゃった者勝ちです。

ですから、見直しは後でできますから、受け入れ態勢計画書を作ってください。そして訓練を行ってください。その中の一つの大切さが受け入れ態勢訓練ですよ。それから物資輸送供給訓練、そしてボランティア受け入れ訓練。あちこちでテレビを見ると、ボランティア、いっぱい来すぎて困るし、その振り分け方もいろいろあります。ですから、このボランテ

リア受け入れ、受援訓練、そして、最後、どうしてもこれ必要になってくるのが、建物の応急危険度判定対応訓練、これ私もよくやりましたけれども、赤紙とか黄色とか、大丈夫、グリーンですね。内藤課長は大丈夫ですか……だめか。

忘れちゃっている人たちもいると思うんですよ、過去のこと、いろんなことがあるから。だから、この研修を、やはり1年に一遍は一人でも多く受けていったほうが必ずいいです。ですから、この建物の応急判定訓練はして、訓練というよりも研修は必ずしていただきたい。

今日は時間があるので非常にうれしいんですけども、次の2項目め、災害時要援護者の質問に入りましょう。

この前お話ししましたけれども、平成27年12月の定例会のときに、全国の民生委員児童委員連合会では、災害時には一人も見逃さない運動を積極的に展開され、無縁社会の進展に伴い、その役割と責務に没頭している毎日でありますというお話をいたしました。

そこから、お話ししてから、災害時要援護者名簿登録数を何としても100%に近づけて、災害時、人命を守るために地域で見守り活動を推進していきたい、このように、実は私、研修の中でこういうお話を聞きました。それから、約3年を迎えようとしているんですね。

前回の一般質問の議事録も持ってきましたが、進めていきますということをおっしゃっています。この3年間の履行状況を聞きます。

手挙げ方式、含めまして、長柄町でこの条件、65歳、障害者、重度、手帳を持っている方々、いろんな要件があります。この対象者数と現在登録されている、同意登録でも手挙げ方式でも構いませんので、同意されている人数を教えてください。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

対象者につきましては1,449人、登録者数でございますけれども、66人となっております。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

4.40%、100%にはまだほど遠い数字なんですけれども、うれしいんだか残念だかわかりませんが、茂原市も4.38%、長南町も8.88%、睦沢町も7.92%と、どこの市町村も要援護者というのが遅れているんですね。しかし、府中市を見ますと、これ平成28年度75%、すごいなと思いました。

じゃ、府中市でどんなことをやっているのかなというように調べましたら、府中市でホー

ムページに災害時要援護者名簿登録してください、載つけるんですね。広報にも載つけるんですね。私たちは待っていますよ、登録から流れまできちっと説明しますのでいらっしゃってくと、これを地域、自治会、住民、いろんな方々にこれを流しています。府中市ってすごいなど。やはり、そういう認識を持っていただかないと100%に近づくことができません。

でも、府中市よりももっとすごいことを考えました。一般質問もしてあります。やってはいませんけれども、実は私、長柄町災害時要援護者登録制度実施に関する条例をつくりました。これ蒔田課長、覚えていますね、条例。日にちがかかりましたけれども、9条までつくりました。この条例に基づいて、住民の生命の安全と実現を町民福祉の向上に資することを目的とするために、この条例で何としてもこの要援護者のために名簿を増やしていこうという決意のもとで条例をつくりました。

何かの起こさないと、これ増えないんですね。というのは、じゃ、蒔田課長、1つ聞いていいですか。今現在、自主防災組織、前回、六十何%だったかな、2年前。今どのくらい率、上がっていますか。それと自治会加入率、どのくらいですか。教えてください。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 自主防災組織は現在33自治会組織されまして、パーセントでいうと、まだ60%台です。67か8くらいです。また、自治会加入率は、おおむね70%でございます。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

そうしますと、やはり、自主防災組織の力をおかりするにしても、消防団の力をおかりするにしても、民生委員の方々の力をおかりするにしても、それからサポーターの方々の力をおかりするにしても、まだまだ1,500人の要援護者を何とか命を助けようと、今、私、お話ししました。上味庄、潰れちゃいますよ、中野台も潰れちゃいますよ、山根も潰れちゃいますよ。これ町長のところも高山も大庭も大津倉も……

[発言する者あり]

○1番（川嶋朗敬君） はい。もっと危ない……失礼しました。本当にもっと危ないと書いてあるんです。おっしゃるとおりに書いてあるんです。

だから、要援護者をやる前に、本当、3,000人に減っちゃうかもしれない。だから、危機感を持っていかないと、何としてもこの、100%にしないと書いているわけじゃなくて、100%にする努力をするには、今、65歳の対象者を75歳に引き上げてもいいんじゃないかな

と。75歳の対象者を何とか90%に持っていったならば、次、65歳に受援をしていってもいいんじゃないかなと、これを最優先要援護者名簿といいますね。

ですから、これ実は、睦沢に聞きましたら、いや、川嶋さん、まいったと、65歳からやるとえらく民生委員さんが大変な思いしちゃったと、だから、今75歳に引き上げていると、65歳、元気だと、だから、75歳の独居老人に今絞り込んでいるということをおっしゃっていました。ですから、これも一つの手だと思います。

確実な方法を100%に近づけることを、たまたま私、今、条例作りしましたけれども、とにかく命を粗末にしなくて大切にしていかななくてはいけない。それには、最優先要援護者について、やはり理解をしてもらわなきゃいけないということでお話をしておきます。

若菜課長、地方自治法14条の2、わかりますか。わからないですよ、今ね。後で14条の2を読んでおいてください。そうしますと、ここの14条2に、やはり行政としての義務が書かれています。ここを重点的にしていただければ、きっと憲法13条、ここにつながってくると私は確信をしております。

最後、いろいろ質問の中で、この登録者名簿、これ増やしていくんですが、更新は1年間にどのくらいするんですか、課長。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 現在、ルール作りというものもございませんで、定期的に行われているものはございません。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 先ほど三枝先生も広報の中で社会動態、自然動態のお話が出ました。当然、そういった状況の自然動態の中の変動も社会動態もあろうと思います。

この登録を1年に、やはり1回、2回という形で、民生委員さんとお話をした中で変更をしていかないと、いつまでたっても1,500人、いつまでたっても2,000人は変わらなくなってしまいますので、よく確認をしてください。

次の②で、この要援護者名簿の状況を、情報を把握する共有の手立てはないか。

ここで今お話がありましたように、自治会長さんを初め、各関係機関と協力しながら進めていこうということなんですが、進めていくのではなくて、前回、平成27年12月に、この対象者の福祉マップを作りましょうというお話をしたと思います。実は、私もこのゼンリンさんの動態図をスキャナーで読んでパソコンに落としています。そこにこの福祉マップを当然に色分けで入れることもできます。

業者さんに頼むこともできますが、やはり地域の人をお願いするのであれば、やはり何かを提供してあげなきゃいけない、情報を提供してあげなきゃいけない。平成25年の個人情報法案がこの要援護者については解決がされたわけですから、この福祉マップをつくって、動けない人、足腰が悪い人、移動の不安が少ない人、いろんな条件が福祉マップで作成できると思いますが、もう一度確認します。どうですか、福祉マップつくって、民生委員さん、ほかの関係機関に提供してみてもいいかがですか、課長。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ご指摘のとおり、以前の議会におかれましても、その有効性につきましては町長のほうから答弁させていただいたところでございます。

私どもにつきましても、その手法について議論を重ねておるところですが、なかなかこれが上手にできないと申しますか、うまく作れない部分がございます、確かに、議員のご提案のゼンリンの地図を活用しながらというのも一つはあるかと思っておりますけれども、その辺のことを十分にまた検討させてもらえればというふうに思うところなんですけれども。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 若菜課長、あなたは元税務課の課長さんなんです。税務課の課長さんであればこの地番図、家屋図、把握しているはずですよ。どうやったらここに落とせるか、もう理解しているはずですよ。ですから、こういった地番図でも家屋図でも、福祉マップをデータ化するものはもう持っているわけですよ。何か作りましたよね、空き家住宅か何かでお金をかけて、あるんですよ。だから、これを使わない手はない。せっかくお金を出していますから、フルに活用して、この福祉マップを大いに、今の関係機関と協力しながら生かしていただきたい。

そして、個人情報ですので、特に企業などは誓約書をしっかりととって、いってほしいなというふうに思っています。

最後、③は、要援護者を支援する人が少ない、少ないと安否確認も避難誘導もできない、自主防災組織も60%ちょい。

実は私、中野台という自治会ですけれども、この前、会議をやりました。来年から防災の日を設定しようと。11と6が非常に危ないということで、月1回ぐらいは、防災の日、設定して、自治会の機運を高めていこうということでお話をしたばかりです。

この安否確認、避難誘導の体制をとるのに、一つ、若菜課長、町の事業所と要援護者の支援協力の制度を創設したほうがいいんじゃないかなと。そして、その事業所がこの要援護者

の方々の必ずや役に立つ。例えば、ジャパンフーズという会社があります。じゃ、追分の皆さん方、どうぞ倉庫に入ってください、災害時に。エアロビクスセンター、周りの人たち入ってください、こういう企業の事業所をうまくこういった災害時に活用したならば、やはり目立つ入り口に認定書か何かシールを貼ってあげて、有料ですね、何も入札を少し大目に見ろと言っているわけじゃないんですけれども、そのくらい器量がないと、事業者も。事業所の95%は協力しましょうと言っていますから、どうですか、最後にその提案をしますけれども、事業所と協力して要援護者の名簿づくり、増やせませんか。これを最後の私の質問とします。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ただいまご提案いただいた件、非常に有効かと存じます。

ただ、何分、自分もその辺の知識的なものも含めて、企業側のお考え等もあるかと思えます。それらを含めまして勉強させていただければと思います。

都市部では、避難ではなく、帰宅困難者、それらについて対策をとるといようなことを聞いたこともございますので、それらの事例をちょっと確認させていただきながら、それが運用がうまくできるのかどうか、それらを含めて勉強させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 以上で、川嶋朗敬君の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後4時5分といたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時06分

○議長（月岡清孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 山 根 義 弘 君

○議長（月岡清孝君） 一般質問を行います。

次に、7番、山根義弘君。

○7番（山根義弘君） 7番、山根でございます。よろしくお願いいたします。

先般、山崎議員、星野議員、そして私、山根の3名で長柄町町民クラブという名称で会派を結成いたしました。町行政に関する調査研究を行い、町民福祉の向上と町発展に寄与することを目的として、とかく住民と乖離し、閉塞的になりやすい議会をより風通しのよい議会へとしていくためにも皆様方のご鞭撻をいただきながら活動していきたいと、そのように考えております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、3項目ほど質問させていただきます。

1項目めでございます。町福祉センターの管理運営についてでございます。

当該センターは、地域住民の福祉活動の拠点として設置され、はや20年が経過いたします。心身の健康管理に欠かせない存在であります。当温泉は、ナトリウム炭酸水素塩冷鉱泉で、私は開設当初からながら温泉の常連になりまして、月に数回利用しながら健康管理に役立っておるところでございます。また、利用者同士の世間話にも雑多な情報があり、楽しませていただいております。

そんな中で、本浴場施設について、利用者の方々からの要望がありまして、執行部においてご検討願いたく、質問させていただくものでございます。

当該施設は、高齢者の健康増進及び生きがづくり並びに町民の福祉活動の拠点施設として設置されたものでありまして、特に浴場施設は、主に高齢者の方々が多く利用し、心身の健康増進に寄与しつつ社交場の側面もあり、日々の活力源となっております。

そんなことから、町内高齢者の利用料金の負担の軽減を望む声が多く寄せられていますので、障害者や生活保護者の負担軽減も併せてご検討願いたいというふうに考えております。また、浴場施設として露天風呂の設置を強く望んでおりますことから、テラス状になっている外側の敷地を利用して、若干改修を願えればなというふうに考えております。

1日を通して見ますと、浴場のほうが多少混雑する時間と空いている時間の繰り返しでありますことから、決して施設そのものの規模を大きくするというのを望んでいるわけではないということで、多少の我慢は意に介さないということでございますので、ぜひ検討願いたいというふうに思います。

次に、2項目めでございます。奨学基金の運用についてお尋ねいたします。

長柄町奨学基金は、昭和45年に岡本郁郎氏の遺族から50万円の寄附を受けたことに起因し、

長柄町奨学基金の設置管理及び処分に関する条例が昭和56年3月11日に制定されました。同年5月には一般会計から200万円の基金が積み立てされまして、現在は、岡本郁郎氏の遺族寄附分、これが256万9,418円、それと一般会計からの222万6,871円、計479万6,289円が積み立てられております。

貸出実績は、昭和56年5月に3名の貸し出しを始めまして、昭和58年度が1名、平成2年度が3名、平成17年度1名ということで、計8名に貸し付けを行った経緯がございます。しかしながら、近年において運用実績がなく、また時代背景の推移とともに、今後、当該基金の運用は極めて低いのではないかというふうにも考えることから長柄町奨学基金の設置管理及び処分に関する条例の見直しをはじめ、何らかの有効的な措置が必要ではないかというふうに考えますが、いかがか伺うものでございます。

次に、3項目めでございます。市町村合併についてでございます。

平成の合併は、国主導で、まさに馬の鼻面にニンジンをつぶら下げよう、あるいはアメとムチを使い分けるような、そんな合併が推進されまして、行財政の健全化と地方分権のかけ声とともに財政基盤の強化に対応すべく多くの自治体が渦中にのみ込まれていきました。

いわゆる平成の大合併は幕を引いたわけでございますけれども、平成の時代が間もなく終わり、新たな元号となる中で、少子高齢化、人口減少社会という新たな問題を抱えております。それぞれの市町村がこの問題に独自の政策として非効率的な施策展開を進めておりますが、これを続けていけばいずれ共倒れになることは明白でございます。今こそ、少子高齢化、人口減少社会において、スケールメリットを生かした新たな市町村合併の模索が必要ではないかというふうにも考えることから、長生郡市において検討していく考えはないかお聞きするものでございます。

以上で、私の1回目の質問といたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山根議員のご質問にお答えします。

まず、1項目めの町福祉センターの管理運営についてお答え致します。

1点目の浴場使用料の負担軽減としての減免措置についてでございますが、ご質問にもありましたように、障害者手帳を有する方や被生活保護世帯の方におかれましては、減免の対象となるよう、福祉センター運営委員会に諮り、条例の整備を図りたいと存じます。しかしながら、高齢者の減免措置につきましては、施設運営に要する財源確保と受益者負担の原則

により、申し訳ございませんが、引き続きご負担をいただきたいと存じております。

2点目の浴場施設の増改築についてでございますが、年々利用者も増加しており、場合によってはお待ちいただくこともあると聞いております。しかしながら、施設の利用目的や整備を行うための費用などを総合的に判断いたしますと難しいものと考えます。

次に、2項目めの奨学基金の運用についてでございますが、本町の奨学基金は、教育基本法の趣旨に基づき、能力があるにもかかわらず、経済的理由による修学困難者に対して、地方公共団体である町が奨学の措置を講じているものであります。また、奨学資金は、故岡本郁郎様の遺族により「本町において近代的な農業経営を行う者に対して役立ててほしい」といただいた寄附と町の一般会計からの積み立てが貸し付けの資金となっております。

昭和56年に「長柄町奨学基金の設置管理及び処分に関する条例」が制定され、現在までに8名の方に貸し付けをしまいいりました。ご指摘のとおり、最後の貸し付けが平成20年3月ということで、ここ10年間、貸し付けの実績がないことも事実であります。

今後、貸付条件の変更と周知の仕方の工夫をし、これからの長柄町を支えていく子どもたちのために活用していきたいと考えております。

次に、3項目めの市町村合併についてお答え致します。

長生郡市7市町村の合併協議は、平成15年と平成19年の2度に渡り法定合併協議会を設置し、合併に向けての協議が行われましたが、結果と致しまして、ともに破談・解散となり、現在に至っているところでございます。

1度目は7市町村長から、2度目は郡市議会議長会が旗を振り、協議の場を立ち上げたものと承知しております。また、2度目の任意協議の始まりは1度目の協議会の解散から半年足らずだったと聞いております。このことから当時のリーダーたる方々の「長生郡市7市町村を何とか一つに」という強い思いを改めて感じ取るところでございます。

さて、ご質問の「スケールメリットを生かした新たな市町村合併の模索」ですが、私は、この合併問題は避けては通れない道と認識しております。

郡市の8つ目の自治体と言えます「長生郡市広域市町村圏組合」が機能しているからこそ見えてこないデメリットの部分について、しっかりと7人の首長で意見を出し合い、議論を継続することこそが肝要であり、ひいては我が長柄町の町民にとって何より大事なことと思っております。

「少子高齢化、人口減少」の課題を受け、今後も内と外、ともに情報感度を高めつつ、機を逸することなくしっかりと広域行政に当たってまいり所存であります。何卒ご理解を賜り

ますようお願い申し上げます。

以上、山根議員の1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 7番、山根義弘君。

○7番（山根義弘君） それでは、自席のほうから2回目以降の質問をさせていただきます。

1項目めの町福祉センターの管理運営についてですが、当該浴場施設の利用料金は、町内利用者が200円、町外が500円となっております。過去3カ年の平均利用者は約3万1,300人、平成27年度から平成29年度を比較しますと約4,300人の増で、約15%の伸びで推移しているということでございます。町内外の利用者数の内訳を見ますと、これも3カ年平均で、町内利用者約1万6,300人、町外利用者が約1万5,000人ということで、町外利用者が約半分、48%ということで非常に高くなっております。

利用料収入につきましては、これも3カ年平均ですが、年間1,040万円となっております。ちなみに、町内外別の利用料収入でございますけれども、これも3カ年平均で、年間、町内が320万円、町外からの利用料が720万円、町外からの利用料はこのうちの70%を占めているということでございます。

次に、当浴場関連施設のみの概算収支を、これも過去3カ年平均で見ますと、支出が年額で約1,710万円、当該福祉センター全体の経費の約68%を占めております。収入では年額約1,040万円となっており、収支比率では約40%で、一般財源からの手当てで運営されておまして、利用者1人あたりのコストに換算すると550円となっております。つまり、町外利用者に町の財源を充てているということになります。これで住民の皆様は本当に納得されているのでしょうか、ちょっと疑問でございます。

ほとんどの町外利用者は、立ち寄り湯として温泉施設のみの利用で帰宅される方がほとんどのようございまして、町の活性化に余り寄与することはありません。

ただ、都市農村交流センターのログハウス利用者、この方々が利用しているということもあるようですが、その辺の実態はつかめておりません。

そこで、単純計算でございますけれども、今後、修繕費等や工事費等の経費がこれ以上かさまないことを前提として、さらに、経費率を現在の水準で移行させるというふうに仮定した場合、町外からの利用者負担を500円から650円にすれば、町内高齢者や障害者等の利用負担は半減し、100円で利用可能となるのではないかというふうに考えます。

これも一つの提案でございますが、また別の方法としましては、これを定期券制度というような形の中で割り引いていくというようなこともできるのではなかろうかというふうに考

えます。

そのようなことで、一つの例として提案をするものでございます。それにつきまして、執行部としてはどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

利用者負担を650円にするというご提案でございますけれども、かなり割高感があったりとか、町内利用者との価格差が拡大いたしまして、不公平感が増大し、利用者が逆に減少してしまうのではないかと、そういった心配があるところです。

先ほどの町長の答弁のとおり、町内高齢者につきましては、引き続き同様のご負担をいただければと存じます。その上で、利用者の方へ新たなサービスの提供など、改善できる点はないか検討してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○7番（山根義弘君） 今、ご答弁の中で、650円にすれば利用者が減少してしまうと。

150円アップということなんですけれども、千葉県のいろんなところに民間の温泉施設があります。そこで、えいやで見ますと、1,000円前後取っているんですね。大体1,300円ぐらいが非常に多いんです。それから比べると、たった半額なんです。

それと、減少すると言っていますけれども、町外の方が減少されるということで、基本的には町内の方々にまず最初に利用してもらおうということが肝要かなというふうに考えますので、今のご答弁については、もう一度ご検討なされたほうがよろしのではないかなと思います。

先ほど浴場施設の利用者が過去3年間で15%伸びているというふうに申し上げましたけれども、相対的に人口が減少するということでありまして、利用者数もそろそろ頭打ちになるのではないかとというふうに推測できますし、あるいは、コンパクトな町づくりを執行していきますと、大きな負担を強いるような増改築は、施策上、望ましくないというふうに考えるわけでございます。

しかし、外気に触れながらの露天風呂は実に快適なものでありまして、ながら温泉の評価を上げるのには十分であろうかというふうに思うことから露天風呂の増設は、最低限の経費で最高の快適性を確保するすべではないかというふうに考えます。

この改修費用につきましては、ことしの3月議会で、三枝議員のほうから改修というような質問があったと思いますが、そのときの私の受けたイメージとは全く違います。最低限の、

テラスのところに露天風呂を増設できないかなど。建物そのものを大きく壊して改修するということではございません。残念ながら私はその改修費用の費用算出は全くできません。当局のほうでこの費用負担というところは非常に大きいと言っていますけれども、その辺を概算でもいいから出して、そして、それが費用が大きいんだというふうに考えているのかどうか、それもあわせて再度お聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

福祉センターにつきましては、築20年が経過いたしまして、各所の修繕が必要となっております。大きなものにつきましては、屋根の吹き替えが控えてございます。

議員ご提案の露天風呂の増設でございますけれども、まさしく今費用の件についてもご提案がありましたが、私どももその費用の見積りについて業者に委託したわけでございますが、本日、その算出には間に合っておりません。私どももその数値については未知数というようなところでございます。それゆえ、今後の修繕計画等も踏まえながら、関係機関と議論を重ねた上で検討させていただければというふうに思うところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○7番（山根義弘君） その辺の一つ大きな問題として、改修費用というところがはっきりしない中で、これ以上の議論は避けたいと思います。ぜひご検討を再度していただきたいというふうに考えるわけでございます。

続きまして、先ほど鶴岡議員からもご質問ありましたけれども、ここからのくみ上げ量が1日29立米ですか、というふうに先ほどあったような気がしますけれども、この長柄町は千葉県環境保全条例による地下水採取規制区域というふうになっております。当然、当該浴場施設の地下水くみ上げ量は規制範囲におさまっているものというふうに推測いたしますが、現在、くみ上げ規制量に対して何割くらいの量をくみ上げているのかちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ただいまお話ありました千葉県環境保全条例の規制もあるんですが、当施設は温泉ということで、千葉県の温泉指導要綱に基づき規制されることとなります。その規制されております揚水量につきましては、1日あたり150トン以内ということとされております。ながら温

泉の揚水量につきましては、先ほどお話がありましたとおり、1日平均約30トンでございますので、規制の2割程度となっております。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○7番（山根義弘君） ありがとうございます。

ということは、いわゆるこのくみ上げの規制範囲内だということで、まだまだ十分に合うよということで確認をいたしました。

最後に、1つお聞きしておきたいと思うんですけれども、先輩諸氏のご努力のかいあって、この名湯ながら温泉ができて20年、当該温泉施設の設置目的とは大きく異なるものの、当該温泉が町活性化の一翼を担う位置づけにできればということは誰しもが思うことでございます。

地域活性化の常套手段として、そこにある資源をいかに利用するかが鍵になるというふうに言われております。そこにある資源とは、自然環境、あるいは人、あるいは交通、文化、歴史等々、町固有の資源でありますけれども、ながら温泉は恵まれた地下資源を利用しているということになります。しかしながら、他の潜在的な資源との有機的なつながりが希薄でございます。当施設の本来の目的は達成しているのかもしれませんが、もう一步進んで、町全体の活性化に一翼を担う仕組みづくりが必要ではないのかというふうに考えます。

そこで、ながら温泉を利用した町活性化の道筋についてどのように考えているのかお聞きいたします。また、今回のこれから審議されます補正予算の中にも企画費の中で定住対策事業という中で、地域資源発掘発信業務、これが300万円増額ということで組み込まれております。その辺との兼ね合いを含めてご答弁いただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） それでは、私のほうからまずお答えさせていただきたいと思ひます。

先ほどのご質問にもありましたとおり、近年は利用者の増加傾向にありまして、時として混雑し、ご迷惑をおかけすることもあるかと存じます。所管課といたしましては、本来の施設の趣旨に基づいたバランスのとれた運営を心がけてまいりたいと考えております。何卒ご理解を賜りたいと思ひます。

一方で、議員のおっしゃるとおり、資源の有効活用という点では過去にも模索した経緯もございまして。ながら温泉を町の有効な資源と捉え、その資源の活用による町の活性化につい

て、全庁体制で議論する必要があるかと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 生涯活躍のまちの中で、補正予算という話もございましたが、まさに資源の活用ですので、ブランド化、ブランディング、それから磨き上げ、ブラッシュアップ、これから2つが重要になってくると思っております。

これらを町民の目線はもちろんなんですけれども、若者目線、学生さんとか、そういう人たちの目線を取り入れながら、外の目を入れて、町の私たちに見えなかったものを再発掘していこうと、そういう業務の発信の内容が補正のほうの内容となるかと思っております。まさに議員のご指摘の部分の確たる部分だと思っておりますので、ブランド化、ブラッシュアップにつきましても今後の課題というふうに捉えて、この温泉についても庁内部で、全体で議論をしていくということに位置づけるというふうな健康福祉課長の答弁だと思っております。そのようにしてまいりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○7番（山根義弘君） それでは、2項目めの奨学基金の運用についてでございます。

借り受け需要が少ないというか、ない原因の一つとして、長柄町奨学基金の設置管理及び処分に関する条例が実情に即していないということだと思っております。

貸し付けの金額として、第6条の中に、「高等学校に在学する者で、月額1万5,000円以内とする」とあります。昨今、大学進学率が大幅に伸びている現状からして、高等学校というふうに規定することについては時代に即していないというふうに考えます。また、返済猶予及び免除として、第10条第1項第1号、「大学、大学院又はこれと同程度の学校に在籍するとき」とあります。教育基本法によれば、教育の実施に関する基本として、第7条で大学を位置付けていますし、短期大学や教育基本法に該当しない各種専門学校等で資格取得を目指そうとする若者もいますことから、第6条の高等学校の規定を見直しすべきと思っておりますが、いかがかお聞きいたします。

ちなみに、参考に、郡内の市町村の状況なんですけれども、高等学校のみの奨学金制度は長柄町だけでございます。高等学校から大学まで、あるいは専修学校までという形の中で、まず短期大学、あるいは大学の規定が茂原市、睦沢町、長生村、長南町でございます。専修学校が茂原市、睦沢町、長生村でございます。一応参考のために述べさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（豊田武文君） 山根議員の質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、文部科学省の平成27年度の学校基本調査によれば、短大、大学への進学率は、過年度卒業生を含むと57.3%、専門学校への進学率も22.4%と過去最高になっており、合わせて80.6%の子供が高等教育機関へ進学している状況になっております。また、4年制大学の授業料と生活費を合わせた合計が、今1,000万円を超えると言われる時代となりました。こうしたことから、貸付対象を大学生、短大生、専門学校生にもその範囲を広げていくことがこの奨学基金を有効にしていくものだと考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○7番（山根義弘君） さらに、第6条なんですけれども、月額1万5,000円以内とするという規定でございますけれども、平成10年9月に当該条例が改正されまして、1人あたりの月額が1万円以内から1万5,000円以内に引き上げられたという経緯があります。しかしながら、現在に至っては、貸付額が1万5,000円以内では低過ぎるのではないかなというふうに思われます。

これも郡内の市町村の実態なんですけれども、まず短大、あるいは大学なんですけど、当然長柄町はこの制度はありません。茂原市については5万円、睦沢町については3万円、長生村につきましては、2つに分かれていまして、奨学金と育英修学金でございまして、それぞれが5万円と2万円、そして長南町が2万5,000円、それと就学支度金として、入学時のみの一時金なんですけれども、短大、大学、専修学校、茂原市については15万円、睦沢町については30万円、長生村についても30万円という高額な支援がなされているというような実態がございまして。

長柄町に戻しますと、仮に毎年2人ずつの貸し付けがあったとして、月額4万円の貸付額で、年間96万円になります。これを5年サイクルで償還したとすれば480万円の基金があれば足りることになり、現在の基金額にほぼ相当する金額でありますことから、月額4万円の貸し出しが可能となる計算になりますので、利用者数と貸付額の大幅な増が見込めるというふうに思いますが、それについていかがかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（豊田武文君） ただいまの質問についてお答えいたします。

平成22年度より公立高等学校の授業料は国が全額負担しております。また、私立学校においても公立学校と同等の補助が行われております。高等学校の授業料の無償化と貸付額1万5,000円というのが直接結びつくものではありませんが、貸し付けの対象としての検討につ

いても必要があるのではないかと考えます。また、貸付対象を大学生、専門学校生と範囲を広げていくことになれば、当然、今ご指摘のあったように、額のほうも増やしていかなければいけないと考えます。

ただ、今、15万円とか30万円とか、大きな額が出ました。また月々5万円という額も出ました。借りたものは、ただ、返さなければいけないという前提もありますので、その辺もあわせて、額というのはまた策定していかなければいけないと考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○7番（山根義弘君） 長柄町奨学基金の設置管理及び処分に関する条例が昭和56年3月11日に制定されて40年近くが過ぎて、過去8名の利用にとどまっているということで、借り受け需要が少ない原因として、本基金制度の周知がなされていないこともあると思われまふけれども、今までどのような方法で周知してきたのかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（豊田武文君） ただいまの質問についてお答えいたします。

周知については、今まで高校生が対象ということでしたので、中学卒業に、紙媒体におきまして、中学卒業生についてこういう基金がありますということをお知らせして募ったものであります。

ただ、ここ数年間はそれも行われず、先ほど山根議員さんが言ってくれました1市2町1村についてはホームページのほうでこの基金、また奨学金のことが載っておりますが、本町は掲載されていません。貸付範囲の拡大とともに多くの方々に利用していただけるよう、周知の仕方についてはこれから検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○7番（山根義弘君） ちなみに、長生郡市の貸し付けの実態なんですが、現時点での貸付人数ですが、長柄町はゼロということですが、茂原市が320人、睦沢町が3人、長生村が12人、長南町が14人というようなことをございます。その辺のいろんな制度のあり方によってこれがもっと長柄町も変わってくるのではなかろうかなということで考えております。

次に、4回目までの質問につきましては、本基金条例が存続する前提でございましたけれども、今後、もし借り受け需要が見込まれないとした場合は、当該基金が活かされた基金とはいいい難くなりますことから、基金の廃止を考えていくようなことも考えられます。しかし、

教育基本法第4条、これは教育の機会均等ということでございます。第3項で、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」というふうにあります。よって、借り受け需要が見込まれない場合は、奨学基金制度の廃止を行うとともに基金ではない新たな奨学制度の設立について検討すべきというふうに考えますが、その辺についていかがかお聞きいたします。

これについては、参考のために、まず、基金制度という形の中で運用している市町村は、この長柄町、そして睦沢町、長生村、長南町でございます。基金ではない制度で運用しています、これが茂原市ということで、参考のために申し上げました。ご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（豊田武文君） ただいまの質問についてお答えします。

奨学金制度の資金が基金にせよ、基金以外のものにせよ、奨学制度は、その必要性に関しては、議員からご紹介あったとおり、法的根拠からも、また、人数は少ないですけれども、過去8名の人が借り受けたということでも必要なものであるということは間違いないと考えております。

ぜひ、皆様にご意見をいただきながら、関係各課の中で調整し、より良い奨学制度にしていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○7番（山根義弘君） 奨学金の利用者を多くする方法を考えていただくというようなことでございますので、その辺は、今後お願ひをしたいと思います、ただ、それでも数が少ないというふうなことになるれば、この基金の運用そのものを、やはり廃止を考えるということも念頭に置きながら進めていただきたいというふうに考えます。

2項目めの最後なんですけれども、質問の趣旨とはかなり遠のくわけですけれども、長柄町奨学基金の設置管理及び処分に関する条例第1条の設置の目的の条文、これは間違っているのではないかなというふうに思います。

「本条例の目的は、教育基本法第3条第2項の趣旨に基づき云々」というふうにありますけれども、教育基本法第3条は生涯学習の理念条文でございまして、かつ第2項は存在しません。教育の機会均等として規定しています「基本法第4条第3項、国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講

じなければならない」が正しいのではないかというふうに思います。恐らくこの間違いは、法律の改正後に本条例の改正に及ばなかったためというふうに推測いたしますが、本条例の見直しとあわせて訂正願いたいというふうに思います。

続きまして、3項目めの市町村合併についての2回目をお聞きいたします。

平成の合併に対する評価がとかく偏見を持ってなされる傾向があるように思われます。合併した市町村のしっかりとした検証を行い、今後ますます大きな問題となっていく少子高齢化、人口減少社会問題を踏まえた新たな合併に対してどうすべきなのか、地方から声を上げていくべきだというふうに考えます。

現在、政府は、自治体、圏域連携によるまちづくりを推進するため、圏域を地方交付税の交付対象にすることなどを柱として、関連法の整備を急いでおり、来年の通常国会に提出しようとしているとのことでございます。

これは、地方公共団体の独自性を失わせ、地方分権どころか中央集権国家に逆戻りするのではないかというふうに危惧するものでございます。よって、地方創生をなし遂げるためには近隣市町村との合併論議は必須であるというふうに考えますが、この辺について町長はいかに考えるかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山根議員のご質問にお答えいたします。

総務省の研究会は、高齢化がピークを迎え、人口減少が深刻する2040年を見据え、市町村の維持できるサービスや施設も減っていく中、個々の自治体がフルセットの行政サービスを行うのは困難であり、中心となる市と周辺市町村が役割分担する連携中心型都市圏や定住自立圏といった圏域単位でまちづくりや産業振興に取り組めるような新たな法的枠組みの提言を報告書としてまとめ、政府はこれを受け、本年7月、第32次地方制度調査会に諮問し、具体的にに向けた議論に着手したと論じられております。

私は、これからますます小さくなっていく市町村が全ての行政サービスを担い続けることは、ある面では不可能だという認識に実は立っております。その上で、このような形で行政サービスの受け皿を議論することは避けて通れず、時宜にかなっているものと理解しているところであります。しかしながら、私たちは地方創生に取り組み始めたばかりで、諮問会議の議論が私たちの努力に水を差すことのないよう願うものであり、今後の推移を見守ってまいりたいと思っております。

近隣市町村との合併議論につきましては、議員のご意向と同じく必須という立場でございますので、先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、機を逸せず対応してまいりたいと思いますので、ぜひともご理解をお願いいたします。

◎会議時間延長の件

○議長（月岡清孝君） 一般質問の途中ですが、皆様にちょっとお諮りさせていただきます。

会議規則第9条第2項により、本日の会議時間を午後5時半まで延長したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） こちらの一般質問が終われば終わる形になりますので、このまま進めさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○7番（山根義弘君） 国が進めますこの圏域連携、これもまだはっきり姿が見えない状況ではあります。

ただ、この圏域連携、これを地方交付税の交付対象とするということは、まさに平成の大合併のときに、先ほど言いましたように、馬面の鼻先にニンジンをぶら下げて走らせようとする、まさに、またこれの二の舞になるのではなかろうかなというような気もいたします。あるいは、これはひょっとしたら地方を切り捨てる、そんな形にもなるんじゃないかなというような危惧がされます。

そういう形の中で、今後、この圏域連携、これを見守っていく必要があると思いますけれども、しかし、非常に危ういものじゃないかなというふうに感じることは私だけではないというふうに考えます。この辺も含めて、しっかりとした長生郡市の中で議論をしていただければなというふうに思います。私のほうの質問は以上で終わりでございます。どうもありがとうございます。

○議長（月岡清孝君） それでは、以上で、山根義弘君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日26日は午前10時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日は、これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時55分

平成30年長柄町議会第3回定例会会議録

議事日程(第2号)

平成30年9月26日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 1号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2号 平成29年度決算認定について
報告第 1号 平成29年度長柄町健全化判断比率について
報告第 2号 平成29年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
報告第 3号 平成29年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について
- 日程第 4 議案第 3号 平成30年度長柄町一般会計補正予算(第3号)
議案第 4号 平成30年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第 5号 平成30年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 6号 平成30年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第 7号 平成30年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 請願第 1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願書について
- 追加日程第1 発議案第1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書

出席議員(12名)

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 川嶋朗敬君 | 2番 | 鶴岡喜豊君 |
| 3番 | 池沢俊雄君 | 4番 | 三枝新一君 |
| 5番 | 山崎悦功君 | 6番 | 本吉敏子君 |
| 7番 | 山根義弘君 | 8番 | 古坂勇人君 |
| 9番 | 関民之輔君 | 10番 | 神崎好功君 |

11番 星野一成君

12番 月岡清孝君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	総務課長	蒔田功君
企画財政課長	白井浩君	税務住民課長	大塚真由美君
健康福祉課長	若菜聖史君	建設環境課長	内藤文雄君
産業振興課長	石井正信君	会計管理者	石井和子君
教育長	佐川和弘君	学校教育課長 兼給食センター長	豊田武文君
生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君	選挙管理委員会 書記	蒔田功君
農業委員会 事務局長	石井正信君	代表監査委員	風戸不二夫君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田孝一	議会書記	長尾保憲
--------	------	------	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

また、傍聴の皆様方にはご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第2、議案第1号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正するものであります。

主な改正の内容は、いずれの項目も従来の基準を緩和するものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

健康福祉課長、若菜聖史君。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 議案第1号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

附属資料1、新旧対照表2ページをご覧ください。

第6条第2項及び第3項は、家庭的保育事業者等による代替保育の確保義務を緩和する規定を加えるものでございます。

次に、第16条第2項第3号は、家庭的保育事業者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る、外部搬入施設の拡大の規定を加えるものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

附則第2条第2項は、家庭的保育事業者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業者について、自園調理により行うために必要な体制の確保に努めつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年とするものでございます。

そのほかにつきましては、所要の改正を行うものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、山根義弘君。

○7番（山根義弘君） この条例で定めるところの家庭的保育事業者等なんですが、これは現在、長柄町には存在しないということだと思んですが、将来的なことも考えた中でのことだと思んですが、一つ気になるのは附則の第2条第2項、第1項も関係はしてくると思うんですけども、10年以上の経過措置の緩和というようなことなんですが、この中の第15条、第22条、第23条等は健康に非常に密接に関係するところの、いわゆる食事関係の部分になってくるわけですけども、第1項のところでは5年として、さらに附則の中でさらに10年という形の中であるんですが、なぜこの経過措置の緩和をしなきゃいけないのか、その理由を

お知らせ願いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本件につきましては、事前にパブリックコメント等が実施されておりまして、そのご意見の中で、家庭的保育事業者が個人事業主で約8割を占めるというような中で、その整備について5年という猶予が当初は求められておったわけでございますが、なかなかそれも難しいということで、10年に延長するというところでございます。

○議長（月岡清孝君） 7番、山根義弘君。

○7番（山根義弘君） この10年というのは、何か規定があるんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

これにつきましては、省令のほうで定められたものでございますので、本町で特別定めたものではございません。

○議長（月岡清孝君） ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第2号、報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（月岡清孝君） 日程第3、議案第2号 平成29年度決算認定について、報告第1号 平成29年度長柄町健全化判断比率について、報告第2号 平成29年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、報告第3号 平成29年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について、いずれも平成29年度決算関係でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 平成29年度長柄町一般会計及び各特別会計の決算につき、認定を賜りたく、その内容について説明を申し上げます。

平成29年度の各会計につきましては、本年5月末日をもって出納閉鎖いたしました。その決算関係書類は、去る8月1日、地方自治法第233条第1項の規定に基づき、会計管理者から提出されました。

よって、同条第2項の定めるところにより、8月28日、29日、31日の3日間にわたり、町監査委員に審査をお願いいたしました。その結果、別冊のとおり決算意見書が提出されておりますので、同条第3項に基づき、これを添付し、本議会の認定に付するものであります。

その概要を申し上げますと、まず一般会計の決算額は、歳入総額40億6,840万1,030円、歳出総額38億6,518万536円で、歳入歳出差引残額は2億322万494円であります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額12億6,874万1,635円、歳出決算額11億1,590万8,696円で、歳入歳出差引残額は1億5,283万2,939円であります。

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額5,224万564円、歳出決算額5,216万1,103円で、歳入歳出差引残額は7万9,461円であります。

介護保険特別会計につきましては、歳入決算額7億9,849万6,422円、歳出決算額7億321

万7,184円で、歳入歳出差引残額は9,527万9,238円であります。

浄化槽事業特別会計につきましては、歳入決算額5,756万4,475円、歳出決算額5,750万1,857円、歳入歳出差引残額は6万2,618円であります。

最後に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額7,961万3,718円、歳出決算額7,832万8,850円で、歳入歳出差引残額は128万4,868円であります。

本町における各会計の決算の総額は、歳入で63億2,505万7,844円、歳出で58億7,229万8,226円となり、歳入歳出差引残額は4億5,275万9,618円であります。

なお、各会計の歳計剰余金は、国民健康保険特別会計から国民健康保険事業基金に1億円を繰り入れますが、その他は全額を平成30年度へ繰り越すものであります。

以上、平成29年度の各会計の決算について、ご報告申し上げましたが、詳細につきましては会計管理者に補足説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

続きまして、報告第1号 平成29年度長柄町健全化判断比率について、報告第2号 平成29年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、報告第3号 平成29年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について、ご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、地方公共団体の財政の健全性の基準、早期健全化基準及び財政再生基準並びに経営健全化基準を設け、各基準を超えると地方公共団体は各計画を策定し、行財政上の措置を講ずることにより、財政健全化を図ることになります。

また、この基準の比率のうち、健全化判断比率については4つの指標であらわされますが、本町はいずれも国の定める規準以下でありました。その内容は、標準財政規模の増加、地方債の現在高の減少などにより、平成28年度より改善したものになっております。

なお、資金不足比率については、農業集落排水事業特別会計及び浄化槽事業特別会計の両会計の資金不足はございませんでした。

以上、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見書を付して報告するものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井会計管理者。

○会計管理者（石井和子君） それでは、議案第2号 平成29年度長柄町一般会計及び各特別会計決算につきまして、補足説明申し上げます。

歳入は収入済額を、歳出は支出済額を説明させていただきます。

それでは、お手元の決算書 5 ページ、6 ページをお開き願います。

一般会計歳入決算でございます。

1 款町税12億6,837万2,805円、1 項町民税 4 億2,084万9,033円、2 項固定資産税 7 億7,881万6,112円、3 項軽自動車税2,564万6,143円、4 項町たばこ税4,306万1,517円、5 項入湯税 0 円。

2 款地方譲与税6,027万8,000円、1 項地方揮発油譲与税1,746万5,000円、2 項自動車重量譲与税4,281万3,000円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金114万5,000円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金439万4,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金511万3,000円。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金 1 億3,328万8,000円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金5,885万2,201円。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金2,404万円。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金120万6,000円。

10款地方交付税、1 項地方交付税 9 億1,201万1,000円、内訳は普通交付税 8 億537万4,000円、特別交付税 1 億663万7,000円でございます。

11款交通安全対策特別交付金、次のページにお進みいただきまして、1 項交通安全対策特別交付金189万7,000円。

12款分担金及び負担金2,871万7,450円、1 項負担金2,432万5,450円、2 項分担金439万2,000円。

13款使用料及び手数料6,363万2,887円、1 項使用料5,875万7,067円。2 項手数料487万5,820円。

14款国庫支出金 2 億2,521万1,277円、1 項国庫負担金 1 億2,597万8,950円、2 項国庫補助金9,644万5,000円、3 項委託金278万7,327円。

15款県支出金 2 億9,034万23円、1 項県負担金8,765万5,347円、2 項県補助金 1 億8,408万5,578円、3 項委託金1,859万9,098円。

16款財産収入1,222万3,559円、1 項財産運用収入1,183万3,103円、2 項財産売却収入39万456円。

17款寄附金、1 項寄附金5,933万1,247円。

18款繰入金 4 億2,639万8,728円、1 項基金繰入金 4 億2,415万8,539円、2 項特別会計繰入金224万189円。

19款繰越金、1 項繰越金 1 億6,825万5,038円。

20款諸収入7,990万815円、次のページにお進みいただきまして、1 項延滞金加算金及び過料70万5,808円、2 項町預金利子 6 万7,623円、3 項雑入7,912万7,384円。

21款町債、1 項町債 2 億4,379万3,000円。

以上、歳入合計、予算現額41億3,904万円、調定額41億2,833万5,229円、収入済額40億6,840万1,030円、不納欠損額1,080万8,527円、収入未済額4,912万5,672円でございます。

続きまして、11ページ、12ページをお開き願います。

一般会計歳出決算でございます。

1 款議会費、1 項議会費7,705万9,666円。

2 款総務費 7 億5,978万2,615円、1 項総務管理費 6 億2,766万7,870円、2 項徴税费9,155万1,798円、3 項戸籍基本台帳費3,394万1,734円、4 項選挙費592万7,580円、5 項統計調査費18万268円、6 項監査委員費51万3,365円。

3 款民生費 8 億8,428万4,820円、1 項社会福祉費 6 億3,048万1,743円、2 項児童福祉費 2 億5,380万3,077円、3 項災害救助費 0 円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費 3 億6,350万3,193円。

5 款農林水産業費 1 億4,690万3,076円、1 項農業費 1 億4,621万5,346円、2 項林業費68万7,730円。

6 款商工費、1 項商工費2,323万4,974円。

7 款土木費 4 億9,925万7,458円、1 項土木管理費 2 億5,649万7,316円、2 項道路橋梁費 2 億1,797万3,389円、3 項河川費1,018万8,460円、4 項住宅費1,459万8,293円。

8 款消防費、次のページにお進みいただきまして、1 項消防費 1 億4,770万9,440円。

9 款教育費 3 億807万4,284円、1 項教育総務費4,749万3,342円、2 項小学校費6,243万7,750円、3 項中学校費4,466万5,790円、4 項社会教育費6,398万4,874円、5 項保健体育費 8,949万2,528円。

10款災害復旧費1,273万8,600円、1 項農林水産施設災害復旧費220万1,040円、2 項公共土木施設災害復旧費1,053万7,560円。

11款公債費、1 項公債費 3 億183万3,103円。

12款諸支出金 3 億4,079万9,307円、1 項普通財産取得費 0 円、2 項基金費 3 億4,079万

9,307円。

13款予備費、1項予備費0円。

歳出合計では、予算現額41億3,904万円、支出済額38億6,518万536円、翌年度繰越額は1億6,497万1,000円で、その内訳は、1款総務費、1項総務管理費において、公用車管理事業及び個人番号カード関連事務委任等に係る交付金事業で781万5,000円。

7款土木費、1項土木管理費においては、地籍調査業務で9,407万6,000円。2項道路橋梁費においては、町道3033号線道路改良事業及び（仮称）茂原・長柄スマートインターチェンジ設置事業として、合わせて5,713万9,000円。3項河川費においては、刑部バイパスの河川改良事業として594万1,000円の繰り越しでございます。

続きまして、不用額は1億888万8,464円になります。

歳入歳出差引残額は2億322万494円で、全額を平成30年度へ繰り越いたしました。

続きまして、19ページ、20ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計歳入決算でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税2億1,697万4,414円。

2款一部負担金、1項一部負担金0円。

3款使用料及び手数料、1項手数料6万750円。

4款国庫支出金2億3,675万3,443円、1項国庫負担金1億8,891万1,443円、2項国庫補助金4,784万2,000円。

5款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金1,349万7,000円。

6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金2億9,832万7,829円。

7款県支出金5,940万2,535円、1項県負担金631万5,535円、2項県補助金5,308万7,000円。

8款共同事業交付金、1項共同事業交付金2億2,950万9,028円。

9款財産収入、1項財産運用収入6,020円。

10款繰入金8,218万7,143円、1項他会計繰入金8,218万7,143円、2項基金繰入金0円。

11款繰越金、1項繰越金1億2,508万591円。

12款諸収入694万2,882円、次のページにお進みいただきまして、1項延滞金加算金及び過料119万1,900円、2項預金利子1,000円、3項雑入574万9,982円。

歳入合計では、予算現額11億5,607万8,000円、調定額13億80万9,290円、収入済額12億6,874万1,635円、不納欠損額856万6,385円、収入未済額2,350万1,270円でございます。

続きまして、23ページ、24ページをお開き願います。

歳出決算でございます。

1 款総務費2,631万7,656円、1 項総務管理費2,456万4,660円、2 項徴税費164万7,042円、3 項運営協議会費10万5,954円。

2 款保険給付費 6 億7,758万2,053円、1 項療養諸費 5 億9,294万5,020円、2 項高額療養費 8,114万4,748円、3 項移送費 0 円、4 項出産育児諸費269万2,285円、5 項葬祭諸費80万円。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等 1 億1,990万7,683円。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等44万3,256円。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金2,510円。

6 款介護納付金、1 項介護納付金4,864万4,654円。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金 2 億2,639万1,594円。

8 款保健事業費1,536万3,620円、1 項特定健康診査等事業費1,037万9,912円、2 項保健事業費498万3,708円。

9 款基金積立金、1 項基金積立金 5 万6,020円。

10款諸支出金119万9,650円、次のページにお進みいただきまして、1 項償還金及び還付加算金119万9,650円、2 項延滞金 0 円。

11款予備費、1 項予備費 0 円。

歳出合計では、予算現額11億5,607万8,000円、支出済額11億1,590万8,696円、翌年度繰越額 0 円、不用額4,016万9,304円でございます。歳入歳出差引残額は 1 億5,283万2,939円で、うち 1 億円は国民健康保険事業基金へ繰り入れ、残額を平成30年度へ繰り越しいたしました。

続きまして、31ページ、32ページをお開き願います。

農業集落排水事業特別会計歳入決算でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金 0 円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料1,131万6,592円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金4,085万円。

4 款繰越金、1 項繰越金 7 万2,972円。

5 款諸収入1,000円、1 項預金利子1,000円、2 項雑入 0 円、3 項延滞金加算金及び過料 0 円。

歳入合計では、予算現額5,328万6,000円、調定額5,281万5,704円、収入済額5,224万564円、不納欠損額12万45円、収入未済額45万5,095円でございます。

続きまして、33ページ、34ページをお開き願います。

歳出決算でございます。

1 款事業費、1 項管理費1,596万1,723円。

2 款公債費、1 項公債費3,619万9,380円。

3 款予備費、1 項予備費0円。

歳出合計では、予算現額5,328万6,000円、支出済額5,216万1,103円、翌年度繰越額0円、不用額112万4,897円でございます。歳入歳出差引残額は7万9,461円で、全額を平成30年度へ繰り越しいたしました。

続きまして、39ページ、40ページをお開き願います。

介護保険特別会計歳入決算でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料1億6,144万7,500円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料2,950円。

3 款国庫支出金1億4,972万7,907円、1 項国庫負担金1億1,787万円、2 項国庫補助金3,185万7,907円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金1億8,576万1,000円。

5 款県支出金9,655万9,130円、1 項県負担金9,511万8,785円、2 項財政安定化基金支出金0円、3 項県補助金144万345円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入4,900円。

7 款繰入金1億1,775万6,074円、1 項一般会計繰入金1億1,775万6,074円、2 項基金繰入金0円。

8 款繰越金、1 項繰越金8,719万3,849円。

9 款諸収入4万3,112円、1 項延滞金加算金及び過料4万1,500円、2 項預金利子1,000円、3 項貸付金元利収入0円、4 項雑入612円。

10 款町債、次のページにお進みいただきまして、1 項財政安定化基金貸付金0円。

歳入合計では、予算現額7億2,839万9,000円、調定額8億527万8,022円、収入済額7億9,849万6,422円、不納欠損額130万1,100円、収入未済額548万500円でございます。

続きまして、43ページ、44ページをお開き願います。

歳出決算でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費3,314万1,146円。

2 款保険給付費6億3,732万4,361円、1 項介護サービス諸費6億2,183万6,071円、2 項高額サービス費1,548万8,290円。

3 款地域支援事業費834万4,581円、1 項介護予防・生活支援サービス事業費693万7,889円、2 項包括的支援事業・任意事業費140万6,692円。

4 款基金積立金、1 項基金積立金1,091万3,400円。

5 款諸支出金1,349万3,696円、1 項償還金及び還付加算金1,125万3,507円、2 項繰出金224万189円。

6 款予備費、1 項予備費0円。

歳出合計では、予算現額7億2,839万9,000円、支出済額7億321万7,184円、翌年度繰越額0円、不用額2,518万1,816円でございます。歳入歳出差引残額は9,527万9,238円で、全額を平成30年度へ繰り越しいたしました。

続きまして、49ページ、50ページをお開き願います。

浄化槽事業特別会計歳入決算でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金137万円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料1,843万7,942円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金344万8,000円。

4 款県支出金、1 項県補助金161万6,000円。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金2,645万円。

6 款繰越金、1 項繰越金5万4,707円。

7 款諸収入8万7,826円、1 項預金利子1,000円、2 項雑入8万6,826円、3 項延滞金加算金及び過料0円。

8 款町債、1 項町債610万円。

歳入合計では、予算現額5,980万4,000円、調定額5,763万8,007円、収入済額5,756万4,475円、不納欠損額0円、収入未済額7万3,532円でございます。

続きまして、51ページ、52ページをお開き願います。

歳出決算でございます。

1 款事業費4,250万756円、1 項管理費2,611万8,116円、2 項工事費1,638万2,640円。

2 款公債費、1 項公債費1,500万1,101円。

3 款予備費、1 項予備費0円。

歳出合計では、予算現額5,980万4,000円、支出済額5,750万1,857円、翌年度繰越額0円、不用額230万2,143円でございます。歳入歳出差引残額は6万2,618円で、全額を平成30年度へ繰り越しいたしました。

続きまして、57ページ、58ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計歳入決算でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料5,592万2,600円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料2,600円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金2,260万2,791円。

4 款繰越金、1 項繰越金105万6,827円。

5 款諸収入 2 万8,900円、1 項延滞金加算金及び過料3,000円、2 項償還金及び還付加算金 2 万4,900円、3 項預金利子1,000円、4 項雑入 0 円。

歳入合計では、予算現額8,010万7,000円、調定額7,984万1,718円、収入済額7,961万3,718円、不納欠損額 0 円、収入未済額22万8,000円でございます。

続きまして、59ページ、60ページをお開き願います。

歳出決算でございます。

1 款総務費134万8,034円、1 項総務管理費85万694円、2 項徴収費49万7,340円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金7,695万5,916円。

3 款諸支出金 2 万4,900円、1 項償還金及び還付加算金 2 万4,900円、2 項繰出金 0 円。

4 款予備費、1 項予備費 0 円。

歳出合計では、予算現額8,010万7,000円、支出済額7,832万8,850円、翌年度繰越額 0 円、不用額177万8,150円でございます。歳入歳出差引残額は128万4,868円で、全額を平成30年度へ繰り越しいたしました。

以上で、各会計決算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） ここで、監査委員から監査報告があります。

監査委員、風戸不二夫君をお願いいたします。

○代表監査委員（風戸不二夫君） 監査委員の風戸でございます。

それでは、平成29年度歳入歳出決算の監査報告を申し上げます。

地方自治法第233条の規定により、平成29年度長柄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係書類を8月28日、29日、31日の3日間にわたり、山根委員と監査を実施いたしました。

審査は、平成29年度長柄町一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、浄化槽事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算及び財産

に関する調書並びに関係諸帳簿書類をもって実施をいたしました。

次に、審査の主眼ですが、一般会計及び特別会計の決算においては、計数が正確であるか。予算は議決の本旨にのっとり有効性、経済性、また効率性の観点から適正に執行されているか。不用額の事由は適切か。補助金は適正に交付され、公正かつ効率的に使用されているか。行政事務は関係諸法令にのっとり執行されているか。基金等の管理運用は確実かつ有利な方法により行われているか。重点事業は町民需要に資するものか。住民福祉の向上につながるか。会計間の独立は守られているか。繰入金の額は適正に執行されているか。

これらの諸点に留意し、あわせて関係諸帳簿、証書類を照合、精査するとともに、事務担当部局の説明を聴取し、さらに例月出納検査及び定期監査の結果を参考とし、審査を実施いたしました。

審査の結果ですが、各会計の予算額、収入済額、支出済額、歳入簿、現金受払簿により出納証書類と照査の結果、決算は計数的に誤りがなく、出納処理の内容も正当なものであると認められました。

また、歳入歳出全般についての予算執行も適正に処理され、その執行実績についても所期の目的に沿い、住民福祉の増進が図られていることが推察されました。

財産に関する調書につきましては、公有財産、物品、出資による権利及び基金について、それぞれ調書の計数と財産台帳、備品台帳、預貯金通帳と照合した結果、計数はいずれも正確であると認められました。

なお、主な審査意見といたしましては、義務的経費の増加が避けられない状況に加え、老朽化した公共施設の整備等に対応していく必要があることから、公共施設等総合管理計画に基づき、施設保有量の最適化、計画的な修繕の実施、管理運営の効率化による公共施設の適切な管理を推進すること。また、将来負担を見据え、事務事業を実施するにあたっては、持続可能な財産構造の確立を目指すこと。また、歳計現金及び基金については、安全かつ有利に管理されているが、公金管理適正化マニュアル等に基づき、引き続き管理には万全を期するよう努められたいとの審査意見といたしました。

決算規模を前年度と比較すると、歳入歳出とも決算額は減となっていました。

近年の地方財政を取り巻く状況を踏まえ、積極的に自主財源の確保に努め、町税の収納率については、税の公平性を確保し、安定的な財政運営を維持するため、さらなる課税客体の把握と担税力調査や滞納処分等の手法を検討され、収納率向上に努められるよう意見し、また財産運用に関しては、効果的な支出、町民需要に即した施策の展開、及び地方自治法に規

定されている、最少の経費で最大の効果を挙げられるように努めることと意見いたしました。

毎年、ローリング方式により実施している実施計画の見直しにあたり、町民視点で改めて事業の必要性を考え、行財政運営の指針をもう一度見直していただければ、より一層健全な財政状況になると推測いたします。

なお、詳細につきましては、お手元に配付してございます決算意見書をご覧くださいと存じます。

次に、財政健全化法に基づく健全化判断比率の審査につきましては、一般会計の実質赤字比率及び一般会計と特別会計を合わせた連結実質赤字比率は、各会計の実質収支に赤字が生じていないため、昨年度と同様に該当がございません。

実質公債費比率につきましては、標準財政規模が増加したことから、前年度と比較し改善しました。また、将来負担率につきましても、将来負担額に充当可能な財源等の合計額が将来負担額を上回ったことからハイフンとなっております。いずれの数値も、前年度より向上すると同時に、早期健全化基準により低い数値となっていることから、本町においては健全な財政運営がなされていると認められました。

今後も引き続き健全な財政運営をお願いし、決算審査報告といたします。

○議長（月岡清孝君） 監査委員による監査報告は終わりました。ご苦労さまでした。

議案第2号 平成29年度決算認定について、総括質疑をお受けします。

なお、総括質疑でございますので、款項の項目についての質問とし、詳細にわたりましては、この後お諮りいたしますが、総務事業及び住民教育常任委員会において審査をいたしますので、その際に質問されますようお願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本決算認定につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号はそれぞれ所管の常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

再開は11時15分いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（月岡清孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第3号～議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第4、議案第3号 平成30年度長柄町一般会計補正予算（第3号）、議案第4号 平成30年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第5号 平成30年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第6号 平成30年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第7号 平成30年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）、いずれも補正予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 平成30年度長柄町一般会計補正予算（第3号）、議案第4号 平成30年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第5号 平成30年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第6号 平成30年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第7号 平成30年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算であります。歳入歳出の予算総額にそれぞれ4,218万9,000円を増額し、補正後の予算総額を39億2,592万2,000円とするものであります。

主な歳出の内容を款別に申し上げますと、総務費では、定住対策事業における地域資源発掘発信事業の経費の増、防犯カメラ設置に係る事業費の増。民生費では、平成29年度実績による障害者福祉関連の国庫負担金の返還金の増、福祉センターに係る修繕工事費等の増。衛

生費では、健康ポイント事業における経費の減。農林水産業費では、農業振興施設工事費及び各種補助金の増。商工費では、結婚相談に係る経費の増。土木費では、S I C周辺整備として、町道1457号線道路改良事業における経費の増。消防費では、道脇寺自治会内の防火水槽に係る屋根改修工事費の増。教育費では、小学校遊具に係る修繕料の増、給食センターの洗浄室除湿器設置工事費の増であります。

これらの経費の充当財源といたしまして、地方特例交付金、国県支出金、繰入金、繰越金を充当するものでございます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算ですが、補正額は2,493万6,000円の増額で、補正後の予算総額を10億172万7,000円とするものであります。

歳出の内容は、国民健康保険事業報告システム改修業務費の増、平成29年度国民健康保険療養給付費等の額の確定による返還金の増であります。

歳入については、前年度繰越金を充当財源とするものであります。

次に、農業集落排水事業特別会計補正予算ですが、1,260万円を増額し、補正後の予算総額を6,660万円とするものであります。

歳出の内容は、千葉県が実施する刑部バイパス新設に伴う農集管移設にかかわる経費であります。この経費については、千葉県から損失補償金1,260万円が充当財源となるものであります。

次に、介護保険特別会計補正予算ですが、65万1,000円を増額し、補正後の予算総額を7億4,072万8,000円とするものであります。

歳出の内容は、生活支援ボランティア養成等業務に係る委託料の増であります。歳入は、この経費の財源といたしまして繰越金を充てるものであります。

次に、浄化槽事業特別会計補正予算ですが、40万円を増額し、補正後の予算総額を6,600万円とするものであります。

内容は、4月の人事異動に伴う人件費の増によるもので、この経費の財源といたしまして繰入金を充てるものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第3号 一般会計補正予算（第3号）につい

での補足説明を申し上げます。

まず、歳出の内容から申し上げますと、本補正予算全般的なものとしたしましては、人事異動に伴う人件費の増減がございます。これは、平成30年度当初予算編成時と、本年4月の人事異動による職員の人員配置が異なるためでございます。一般会計の人件費トータルの金額は変わっておりません。したがって、3節職員手当に係るものは説明を省かせていただきます。

それでは、補正予算書の16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。

まず、2款1項1目一般管理費、13節委託料86万2,000円の減の内訳は、平成32年4月1日施行の会計年度任用職員制度導入に向けた例規整備費用等が108万円の増。宿日直委託事業の委託料について、単価契約に係る額の確定によりまして194万2,000円の減となっております。

2款1項3目防災対策費、19節負担金169万2,000円の減は、長生郡市広域災害対策医療救護所設置事業負担金につきまして、余剰となったための減でございます。

2款1項6目財産管理費、11節需用費54万円の増は、庁舎及び保健センターの自動ドアのセンサーに不具合が生じたための修繕料となります。また、14節使用料5万円の増は、国から民間への事業移管に伴う自治体情報セキュリティ向上プラットフォームの使用料でございます。

2款1項7目企画費、13節委託料300万円の増は、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業、通称COC+を活用した地域資源発掘発信業務の委託料でございます。

2款1項9目諸費、15節工事請負費91万3,000円の増は、町内主要交差点5カ所への防犯カメラ等設置に係る工事費でございます。また、18節備品購入費155万8,000円の増は、防犯カメラの購入費です。19節補助金79万円の増は、追分自治会集会所の壁、床等の改修工事に係る補助金でございます。

2款1項11目社会保障・税番号制度事業費、13節委託料313万2,000円の増は、特定個人情報取扱状況について、毎年の監査が必須となったことに伴う点検業務の委託費用でございます。

3款民生費ですが、次の18ページ、19ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、19節補助金11万円の増は、更生保護女性会の結成50周年事業に係る社会福祉協議会への補助金の増額によるものです。

3款1項3目障害者福祉費、20節扶助費538万円の増は、障害福祉サービス受給者増に伴

う介護訓練等給付事業費、地域生活支援事業費、自立支援医療給付事業費及び障害児通所支援事業費の増。23節償還金211万1,000円の増は、平成29年度事業費確定に伴う国庫負担金の返還金です。

3款1項4目国民年金費、13節委託料10万2,000円の増は、国民年金の産前産後期間の免除制度開始に伴うシステム改修費となります。

3款1項6目福祉センター費、13節委託料112万1,000円の増は、空調室外機の設備機器保守点検業務等による増、また15節工事請負費151万2,000円の増は、高圧気中開閉器、通称PASの更新修繕工事によるものです。

3款2項1目児童福祉総務費、13節委託料235万3,000円の増は、子ども子育て支援計画策定業務に係るものです。

3款2項4目こども園費、12節役務費33万8,000円の増は、厚生労働省通知により、こども園職員に予防接種の抗体検査を行う費用でございます。また、13節委託料209万5,000円の増は、管外への保育児童数が増えたことによるものです。

次の20ページ、21ページをお願いいたします。

15節工事請負費65万2,000円の増は、消防立入検査の結果により、可燃性倉庫等の撤去工事及び新たな倉庫の設置工事費です。23節償還金2,000円の増は、過年度保護者負担金の返還分です。

4款1項1目保健衛生総務費、23節償還金3,000円の増は、養育医療給付事業の平成29年度実績による国庫負担金の返還分です。

4款1項2目予防費、13節委託料353万5,000円の減、及び14節使用料86万3,000円の減は、健康ポイント事業におきまして、機器登録等を役場職員が行うことで、委託料が減額されるとの業者提案を受けたことに伴う事業費の減でございます。

4款1項3目環境衛生費、28節繰出金40万円の増は、人件費の増による浄化槽事業特別会計への繰出金です。

5款1項3目農業振興費、15節工事請負費50万8,000円の増は、道の駅ながらに設置されている公衆電話及び六地蔵加工場の給湯器が故障し、修理不能なため、新たなものを設置する費用です。また、19節補助金132万3,000円の増は、取り組み面積が増加したことによる特別奨励作物栽培補助金の増額分、県要綱改正及び取り組み面積の増加による飼料用米等拡大支援事業補助金の増額分によるものです。

5款1項4目農業基盤整備費、12節役務費13万円の減は、白焼きコピー機保守料について、

リース期間満了により買い取りしたことによるものです。また、19節負担金及び補助金256万1,000円の増は、通常総会において増額となった長生土地改良協会負担金、耕作放棄地の増加見込みによる耕作放棄地解消対策事業補助金の増、及び次の22、23ページ、有害鳥獣捕獲従事者に対し、イノシシ捕獲経費の支払いを行う国庫補助金の交付決定による、町鳥獣被害防止対策協議会補助金の増でございます。

6款1項2目商工業振興費、11節需用費1万5,000円の増は、結婚相談員に係る経費の増です。

7款2項1目道路維持費については、財源内訳の変更となっております。

7款2項2目道路新設改良費、13節委託料256万2,000円の増は、実施面積が拡大したことによる用地測量費の増、国庫補助事業費の増額により31年度に予定していた物件調査を前倒しで実施するための費用増などでございます。17節公有財産購入費980万2,000円の増は、今年度実施した用地測量の結果における潰れ地の増によるものです。22節補償費200万円の増は、国庫補助事業費が増えたことから、一部補償費についての事業促進のため、前倒し執行するものでございます。

8款消防費でございます。次の24、25ページをお願いいたします。

8款1項2目非常備消防費、15節工事請負費60万円の増は、老朽化及び損傷による道脇寺の無蓋防火水槽屋根改修工事の費用でございます。

9款1項2目事務局費、13節委託料54万円の増は、町立小中学校管理規則及び町立学校職員服務規程の改正に伴う業務委託費でございます。

9款2項1目学校管理費、11節需用費247万8,000円の増は、日吉小学校の蝶の飼育施設のネット破損に伴う修繕料の増、小学校遊具において安全点検の結果による危険度の高い遊具に対する修繕料の増、及び小破修繕料の増でございます。また、15節工事請負費129万9,000円の増は、文部科学省の通達により、老朽化した長柄小校門脇のブロック塀を撤去したことに伴う目隠しフェンスの設置工事費の増でございます。

9款2項1目学校管理費につきましては、財源内訳の変更となっております。

9款3項2目教育振興費、13節委託料235万2,000円の減は、8月に実施した中学生国際交流事業の事業費確定によるものです。

9款5項3目給食施設費、11節需用費50万円の増は、修繕料において当初見込みより支出が増加したことによる小破修繕料の増額分です。15節工事請負費161万円の増は、洗浄室除湿器設置工事として、当初除湿器3台の設置を予定しておりましたが、衛生面から室内締め

切りでの作業が必要となりまして、夏場においては室内が非常に高温となることから、作業従事者の安全面に考慮し、除湿機能のついたエアコン2基に変更するための差額分の増でございます。18節備品購入費6万2,000円の増は、給食センター新設時に購入した冷蔵庫が壊れたため、新規に購入するものでございます。

以上が歳出の説明でした。

続きまして、歳入をお願いいたします。

10ページ、11ページにお戻りいただきます。

9款1項1目1節減収補てん特例交付金44万3,000円の増、10款1項1目1節普通交付税2,402万8,000円の減は、ともに平成30年度交付決定額の確定によるものでございます。

14款1項1目3節障害者自立支援給付費等負担金259万9,000円の増、4節障害児通所給付費負担金4万2,000円の増は、ともに障害福祉サービスに係る国庫負担金です。

14款2項5目1節社会資本整備総合交付金の内訳は、舗装補修事業が国庫交付金事業から、公共施設等適正管理推進事業債に転換となったことによる減、1,100万円。また、それに伴い交付金をS I C周辺整備町道1457号線道路改良事業に充当することによる増、433万2,000円でございます。

15款1項2目3節障害者自立支援給付費等負担金130万円の増、及び、ページをお開きいただきまして、次の12、13ページですが、5節障害児通所給付費負担金2万1,000円の増は、ともに障害福祉サービスに係る県負担金でございます。

15款2項1目1節千葉県市町村防犯カメラ等設置事業補助金100万円は、国府里、皿木、長富、針ヶ谷、刑部の5カ所の交差点への防犯カメラ設置事業に係るものです。

15款2項4目1節農業費補助金ですが、説明欄上から、飼料用米等拡大支援事業補助金92万円は、県の要綱改正及び取り組み面積の増による増額分です。鳥獣被害防止総合対策交付金233万8,000円は、有害鳥獣捕獲従事者に対し、イノシシ捕獲経費の支払いに対する全額の補助金です。

18款1項1目1節財政調整基金繰入金1,109万5,000円は、今回補正の財源不足分を充当するものです。

18款1項2目1節公共施設整備等基金繰入金161万円は、給食センター洗浄室除湿器設置工事に充当するものです。

18款1項4目1節福祉振興基金繰入金151万2,000円は、福祉センター高圧引込設備更新修繕工事に充当するものです。

19款1項1目1節前年度繰越金8,762万8,000円は、今回補正の財源不足分を充当するものです。

21款町債ですが、次の14、15ページをお願いいたします。

21款1項1目1節臨時財政対策債1,417万7,000円の増は、平成30年度普通交付税額の算定にあたり、臨時財政対策債発行可能額が確定したため増額となります。

21款1項3目1節土木債1,200万円の増は、舗装補修事業が今年度より国庫交付金対象事業でなくなったため、公共事業等債から公共施設等適正管理推進事業債へ財源内訳を組み替えたことによるものでございます。

21款1項4目1節教育債6,380万円の減ですが、当初予算では長柄中学校のトイレ更衣室改修事業に緊急防災・減災事業債を充てることとしておりましたが、県の指導によりまして、起債種類を学校教育施設等整備事業債に変更したことに伴う減額となります。

併せて地方債補正を行いますので、4ページ、5ページをご覧くださいと思います。

緊急防災・減災事業債を、9,100万円から今回の8,450万円を減額し650万円に、公共事業等債を、1億3,640万円から今回の600万円を減額し1億3,040万円。公共施設等適正管理推進事業債を460万円から今回の1,800万円を増額し2,260万円に、臨時財政対策債を1億3,750万円から今回の1,417万7,000円を増額し、1億5,167万7,000円に変更いたします。また、新たに学校教育施設等整備事業債を2,070万円追加いたします。

起債の方法、利率、償還の方法は従前と変更はございません。

以上、一般会計の補足説明をいたします。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

10番、神崎好功君。

○10番（神崎好功君） 10番、神崎です。

管外委託費について伺いますけれども、茂原市から長柄町に来ると、委託費を長柄町に払うと。逆もあるわけですね。

そこで、多少、管外委託費の値段といたしまししょうか、違うんですよね、茂原市は結構高いみたいなのがありますよね。この辺の中で、神奈川県を見ますと、隣近所の園ではお互いさまだからということの中で、要は茂原市の子どもが長柄町に来た場合に、長柄町の保育料と。委託費はなしということですね。こういう町村があります、実際に。ですから、その辺も考え

ていく必要があるかなと。

もともとの、一つ例を言いますと、自分のところでありましたけれども、茂原市に住んでいまして、茂原市で受けてくれないと。要は委託費を出すのがいけないということのようでありまして、何とかこちらに空いているかなということで、ちょうど空いていましたので、こちらに子どもだけ住所を異動しまして、こちらにお世話になっているというのがありますし、私の例ばかりじゃなくて、他にもそういう例があるのかなというふうに思いますし。

ぜひ近隣でありますので、この辺でありますと市原市、長柄町あるいは茂原市というのかもしれませんけれども、その辺でやっぱり考えていく必要があるのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 議員の今のご質問につきまして、広域連携とかそういうような考え方の施策的なところということで理解をした上で、私のほうから。

今回の200万円強のこの予算ですけれども、市原市1名、茂原市3名ということで今回計上させていただいております。確かに高額のお金でして、近隣ですと市原市が、千葉市と四街道市で広域連携ということで、保育に関するそのような連携協定などをやっているという先進事例もございます。

ただし、お互いにウイン・ウインというところがあるかと思っておりますので、今回そうですけれども、市原市、茂原市は、特に本町の場合には管外が多くなることがこれまでも、またこれからも考えられます。そういうようなことで、それらも視野に入れた上でですけれども、広域連携というものが非常にこれからも強く叫ばれてくる中で、知恵の絞り合いだと思いますので、ご意見として頂戴した上で、本町としても発信をしていければというふうに思うところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 10番、神崎好功君。

○10番（神崎好功君） 前向きな答弁というふうに受けとめました。

良い考えを出して、ぜひ実践していただければありがたいと思います。ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 6番、本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） ちょっとお聞きしたいんですが、今回の補助金の中で、先ほど千葉県

の市町村の防犯カメラ等の補助金がありました。

先ほど聞いている中で、国府里、また皿木、また長富と針ヶ谷と刑部ということで、これは主要道路ということでこの基準というか、決められたんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 千葉県市町村防犯カメラ等設置事業補助金につきましては、県の昨年の痛ましい事件から助成事業を強化したということで、今回は主要道路とは限りませんが、茂原警察署と相談しまして、まず幹線道路からお願いしたいと、主要道路からということで、これらの成果を見ながら、次の事業はまた考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（月岡清孝君） ほか、ございませんでしょうか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 池沢です。二、三お聞かせいただきたいと思います。

まず、一般会計の17ページの先ほど企画費の中で、委託料、地域資源発掘発信業務という説明がございましたけれども、もうちょっとこの辺の具体的な内容を教えていただきたいのと、もう一つ、社会保障・税番号制度事業費の中のやはり委託料で、特定個人情報取扱状況点検業務というものがございますけれども、これももうちょっと具体的に、どのような点検をするのか、お聞かせいただきたいと思います。

あと、もう一点、先ほど農集の特別会計の11ページでございますけれども、町長の提案理由の中で工事請負費760万円、農集管の移設工事は刑部バイパスに伴う工事だということで説明ございましたけれども、これの充当財源が県損失補償金、ちょっと私の聞き間違いかもしれませんが、県損失補償金というものを充てるんだというような話をしたと思うんですけれども、これが歳入の中でどこに入っているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 初めに、私のほうから企画費の地域資源発掘発信業務につきまして、補足の説明をさせていただきます。

この業務につきましては、千葉大学、それからリソル生命の森、町の3者連携によります長柄町版の大学連携型生涯活躍のまちの構想の実現に向けまして、学生目線による地域資源

の発掘、それから情報発信を行い、知名度の向上と移住定住人口の増加に資するものというもとで今回、行うものです。

内容といたしましては、千葉大学の学生たちによります地域資源の発掘、それから資源のブラッシュアップ、それから移住定住のパンフレット、ガイドブックのようなものの作成になります。

ガイドブックにつきましては、この後いろいろと、ほかでも申し上げているところですが、東京ビッグサイトとかでは移住定住のフェアとか、KITTEとかそういうところでも全国的な規模で、移住定住事業に力を入れている全国の市町村が集まる機会があるんですけれども、そういうときに、うちのほうでは今、観光パンフレットしかないという状況でして、近くのところのものを手元に持ってきたんですけれども、こういう移住しませんか、移住定住のガイドブックというのを用意してありまして、町の売り込み、知名度のアップに資しているというような形で、特に皆さんが反応されているのは、外から移住された方たちが地域にどうやって溶け込んでいるのか、どういうメリットがあったのか、また不自由さがどういうものがあるのか、その辺は正確にといいますか、思うところをこの中に書き記しまして、いろんな方々に対しまして本町の情報を発信していくと。移住定住に特化したガイドブックの作成を最終的にはするというところでございます。

昨日の一般質問でもお答えいたしましたところですが、それを若者の目線で、しかも外からの学生さんたちによりまして、本町をくまなく歩いていただいて、発掘、そしてブラッシュアップをしてもらうというようなものに対する委託料でございます。

ちなみになんですけれども、この業務につきましては、推進交付金につきましては、今、再生計画を出しているところございまして、本年度の推進交付金はもうないというふうに国のほうから言われておりますので、来年度、国の交付金はとりに行きたいというふうに考えているところですが、先に立ちまして、地（知）の拠点、「ち」というのは地面の「地」と、知るといふ、両方なんですけれども、地（知）の拠点の大学による地方創生推進事業、一般的にCOC+と言っているその事業、文部科学省の事業なんですけれども、そちらの事業を活用いたしまして、事業費の8割が特別交付税の措置がされると、特交措置がされるといふような有利な事業となっております。

したがいまして、本業務の委託先につきましては、連携協定を締結しております千葉大学さんのほうにしたいなというふうに、予定をしているところでございます。

発掘発信業務につきましては、以上です。

○議長（月岡清孝君） 答弁求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） それでは、社会保障・税番号制度事業費の特定個人情報取扱状況点検業務について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、マイナンバー制度によるものでございまして、マイナンバー、利便性が高く公平・公正な社会の実現のために導入されましたが、一方で一級の個人情報を扱いますので、その紛失、漏えい、あるいは情報システムの停止などによる損失も危惧されるところでございます。

マイナンバー制度の個人情報に関しましては、国の機関で個人情報保護委員会というものがございまして、これについては、例えばレベルでいうと、公正取引委員会でありますとか国家公安委員会、原子力規制委員会などと同列の委員会でございます。

特定個人情報の取り扱いにつきましては、それぞれ取り扱い機関で監査を行うということになっていまして、現状は私がその監査の役を担っております。

今後、マイナンバーの利用、活用が増加していくことが見込まれる中で、監査を強化するというので、監査については専門的な知見が必要だということでございまして、監査を実施するための土台づくり、今回の分については初期費用ということで、専門の機関の支援を受けるものでございます。

主な内容としますと、この監査に係ります実施計画書の作成、それから取扱状況、監査結果報告書の作成、自己点検の評価支援、特定個人情報取扱マニュアル等の見直し案の作成支援、あるいはマイナンバー、個人情報保護関連制度に関する情報提供、これら総合的に支援を受けるものでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 答弁求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 最後になりますが、農集の管路の移設に係る経費でございますが、歳出側で1,260万円、委託料と工事請負費を合わせたものが、県のほうでは先ほど説明しましたとおり損失補償金ということで、県のほうは損失補償金でお支払いし、町のほうは雑入で、全額をいただくということでさせていただきました。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 農集のほうなんですけれども、雑入は、じゃまだ予算化はされていないですね。していますか、ごめんなさい。農集、ごめんなさい。

わかりました。すみません。結構です。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

ほか、ございますでしょうか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 人の質問をとって、大変申しわけないんですけれども、神崎先生の先ほどの管外委託、これも私も苦情を受けまして、東金市の女性の方が、出身、生まれは長柄町なんですけれども里帰りしたいと。長柄保育所のほうに一時預けたいということで、里帰り育児をしたいということで、管外委託をお願いしたところが断られてしまったと。東金市のほうを何とか説得して、東金市のほうで今、面倒を見てもらっているというような状況であります。

そういうことで、地元に戻って、お母さん、お父さんのところで一生懸命見て、管外委託をしていきたいという保育も実際にありますので、十分範囲を広げてご希望に沿ってもらいたいと思います。

私がお聞きしたかったのは、教育費、学校管理費の25ページですね、需用費の修繕費。

今、私の聞き間違いがなければ、日吉小学校の何か修理か何かと聞いたような気がするんですが、需用費の修繕料で247万8,000円。どうして15節の工事請負費じゃないのか、もう一回説明をお願いしたいと思います。

それと、先ほど池沢議員からも定住化対策のPR活動の300万円ということで、千葉大の学生目線ということでお話ししましたが、前にも質問したことがあると思います。60万円あれば、山手線に定住化対策のパンフレットを800枚張りつけることも、これは可能性がありますよというお話をしたと思います。ぜひ交付金、いろいろ使う中で定住化を図ってほしいと思います。これは要望です。

最後、国保特別会計なんですね。11ページ、償還金。

先ほど町長さんのほうで、確定によるためということでお話がされました。2,466万6,000円。今回確定した中の分については、一般被保険者の医療給付費分。そうすると、7月の臨時議会で出されたのが、やはり同じような金額だったと思うんですが、これが退職者分。

そうすると、それぞれ当然、医療費を返すには締め切りがあるわけですね。いつまでに還付してください。では、7月は臨時議会にかけた分はいつだったんですか。今日が9月26日

です。9月まで間に合わなかったのか。

もしくは、今回の2,466万6,000円、これはいつも年度末だと思いました。年度末というのは、来年ですね。何で9月なのか。この締め切りがいつだったのか、教えてください。

とりあえず2点だけ、教えてください。日吉小学校とこの国保分ですね。

○議長（月岡清孝君） 答弁求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 学校関係なんですけれども、修繕か工事かということですので、私のほうから失礼いたします。

日吉小学校の蝶の飼育施設の補修、オオムラサキ、あの施設が木材の腐食とネットの破損ということで、既存の施設が壊れている、破損している部分についての事業ですので、今回修繕料ということで計上となっております。ということで、ご理解賜りたいというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁求めます。

大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） 川嶋議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、臨時議会に諮りました分は退職ということで、議員さんのおっしゃるとおりでございます。

いつが納期だったかということにつきましては、今月28日が納期限でございました。本日が定例議会でしたので、支払いをするためにはその前に伝票等の記載とかもございまして、支払うためにどうしても臨時議会のときにやらせていただくということで、前回は退職分の補正をとらせていただきました。

今回の一般のほうにつきましては、毎年このときにお諮りしていただきましたので、定例議会、今回に計上させていただいているんですけれども、その納期限につきましては年末というか、まだはっきりとした確定額ではなく、申請した金額がほぼほぼここで確定するものになっておりますので、まず報告を出した時点で予算のほうを計上させていただいております。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 私は確定額と聞いたもので、確定というのは、ごめんなさい、年度末じゃなくて、年度の終わりに確定されると思いますので、要するにほぼ、確定と言っちゃいけないんですね、ほぼ決まったので9月に乗せようと、早く乗せようということになったわけですね。わかりました。

もう一度、日吉小学校の、よく聞けませんでした、町長ですね。何と言いましたか。

〔「オオムラサキ」と呼ぶ者あり〕

○1番（川嶋朗敬君） オオムラサキとは何ですか。

昆虫ですか。わかりました、すみません。チョウチョウと言うから、何かとっていて。

〔「発音がちょっと違う」と呼ぶ者あり〕

○1番（川嶋朗敬君） 発音が違います。

そうすると、その修理で250万円ということは、やはり大げさなような修繕ではないと。

○議長（月岡清孝君） 答弁求めます。

豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（豊田武文君） その修繕費の中ですけれども、日吉小学校のオオムラサキのほかに、先ほど白井課長さんからあったとおり、小学校のほうの遊具を今年点検させていただいて、毎年点検しているんですが、A B C D評価が出まして、CとDについては、Dはもう使えないというもので、Cについては修繕すれば使えるというもので、CとDについては今年度中に対処しないと、よく今、小学校とかでこれは使っちゃいけないと、ひもでくくってあるような状態で、来年の予算措置がなされるまでそういうふうになってしまうので、申し訳ないですけれども、補正のほうで急いで直したくということで、このほうで長柄小学校、日吉小学校の遊具の修繕で133万円ということで、出させていただきました。

〔「それだけ」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長兼給食センター長（豊田武文君） はい、申し訳ありません。

以上です。

〔「以上になります」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

ほか、ございますでしょうか。

4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） では、私はスマートインター関係の、これは地元なものですからどうしても質問したくて、申し訳ありません。

23ページになりますが、S I C周辺整備町道1457号線、ちょっと建設課長に聞きたいんですけれども、この道路は力丸から飯尾のほうに抜ける道のことなんですかね。そうですね。ありがとうございます。

それが、先ほどの説明ですと、平成31年度のもの前倒しして補正予算に上がってきたということでお聞きしておるんですが、その内容が公有財産購入費、これは約980万円、多分これに相当する、これだと思えるんですけども、これに関するものが250万円というふうに上がってきています。

これは、申し訳ないんですけども、関連されている地権者の方にお話はいつているんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ただいまの1457号線の用地の関係でございますが、測量等につきましては、皆様にお知らせしているところでございます。

この中に、測量業務等の中に不動産鑑定等も入ってございまして、まだ用地の単価の決定には至っておりませんので、その辺の交渉につきましては、具体的にはまだ地主の皆さんにはしていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでは、ここに上がっています公有財産購入と、このお金はどういうお金なんですか。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） この事業につきましては、議員さんもお承知のとおり、国の補助事業でやっておりますので、その枠の範囲の中でこういう費用の分けをさせていただいて、おおむね推定した額で、公有財産購入費というのを計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。すみません。

○議長（月岡清孝君） 6番、本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） すみません、介護予防の生活支援サービスの事業についてお伺いしたいと思います。

これは、委託料ということですが、養成等の業務ということで、具体的に教えていただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 一般会計ですか。特別会計ですか。

答弁求めます。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

本件につきましては、社会福祉協議会に委託しております生活支援ボランティア養成等業務ということで、この中で実施しております介護初任者研修事業というのがございます。

こちらにつきまして、かねてから実施しておったわけですが、その負担を軽減するという
ことで、助成を行うことといたしました、今年度からですね。そうしましたところ、多くの
方々に応募いただけたというようなことから、増額させていただくものでございます。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

ほか、ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） なければ、こちらで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 平成30年度長柄町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 平成30年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり
可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 平成30年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を原案のと
おり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 平成30年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成30年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

休憩 午後12時07分

再開 午後 1時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願第1号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第5、請願第1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願書についてを議題といたします。

本案につきましては、紹介議員であります本吉敏子君に趣旨説明を求めます。

6番、本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 請願第1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願書。

平成30年8月7日。長柄町議会議長、月岡清孝様。

請願者、千葉県茂原市茂原1017-2、NPO法人ふれあい広場ひびき内、長生郡市精神障

害者家族会ひびき会会長、江澤秀夫。

紹介議員、本吉敏子。

請願項目。

現在、千葉県の重度心身障害者医療費助成制度の対象者は、（１）身体障害者手帳１級・２級の身体障害者、（２）療育手帳④からＡの２までの知的障害者となっており、精神障害者は対象外です。

日本も、国連で採択された障害者権利条約を批准し、平成28年４月１日には、障害者差別解消法が施行されました。医療費助成制度において、精神障害者を対象外としたままであることは、差別と評価されてしかるべきものです。精神障害者の多くは、著しく立ち遅れた精神医療保健福祉制度との関連から、非常に劣悪な社会環境のもとで生活し、体調を崩しやすい状況に置き去りにされています。千葉県精神障害者家族会連合会が平成28年に行った当事者・家族へのアンケート調査結果においても、手帳の等級にかかわらず、ぎりぎりの生活を強いられており、一般医療の受診を控えている実態が明らかになっております。

よって、障害の種別を問わず、精神障害者も重度心身障害者医療費助成制度の対象とすべきであります。

つきましては、貴議会において、精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書を、千葉県に提出してくださるよう請願いたします。

十分ご理解をいただき、ご賛同くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） この請願第１号は、会議規則第92条第２項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第１号は委員会付託を省略することに決定しました。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。この採決は挙手によって行います。

請願第１号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願書について、採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（月岡清孝君） お諮りいたします。

ただいま本吉敏子君から発議案1件が提出されましたが、これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案1件を日程に追加することに決定しました。

ここで、このまましばらくお待ちください。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時07分

○議長（月岡清孝君） それでは、引き続き会議を開きます。

なお、追加日程した議案等については、お手元に配付したとおりでございます。

◎発議案第1号の上げ、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 追加日程第1、発議案第1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書を議題とします。

お諮りいたします。

本発議案1件は、採択された請願に伴う意見書でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象にすることを求める意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、発議案第1号は原案のとおり採択することに決定しました。

本意見書につきましては、議長をしてしかるべき措置をとりますので、ご了承願います。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で本定例会の会議に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本議会の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして平成30年長柄町議会第3回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時09分